

砺波のある散居村の展開

庄川扇央部散村の形成と効果

小倉幸春

はじめに 礪波(礪)波の散村は有名である。集落地理学では礪波平野を典型的散村の地域とするから、高校の地理

教育にも取上げられる。

礪波の散村に関する研究は、主として地理学においてであるが、かなり長期にわたり数多く発表された。しかしながら、礪波の散居村の、いわば土着人である筆者には、それぞれの論旨や意見にそれなりの首肯はするものの、これら諸研究を総合して、いまひとつ得心できない。折しも続々と地方史が刊行され、探訪に苦勞する各地の史実・史料が一斉に公開された。これらのなかに散村の成立・発展の考察に示唆を与えるものがある。しかし、地方史における散村の記述は学説の紹介程度である。

そこで、本稿では、礪波の散村は、何時頃、何処で、何故できたか。次に、散村形態であったための独特な農村生活の若干の局面について、私見を述べてみたい。

本稿の表題にいう「ある散居村」とは現・礪波市鷹栖地区、昭和三〇年(一九五五)合併以前の鷹栖村、明治三二年(一八九九)町村制以前の鷹栖村・不動島村として加賀藩政時代に溯る村落を指すことにする。

礪波平野の散村形態の分布は大雑把にいつて、青島―戸出―石動―加越山地山麓―高清水山地山麓(―青島)で囲まれる広大な範囲

にわたるが、その主要部分である庄川扇状地の散村地帯の中央部に鷹栖地区が位置し、それゆえに同地区は研究対象としてしばしば学術調査が行われ、郷土史家故・中明宗平氏の業績もあり、他地区と比較して資料が整備されている。これらの理由により、筆者の出身地である鷹栖地区を中心にして、礪波の散村の形成と効果について考察してみたい。

鷹栖地区は、〈第1図〉に示したように、庄川扇状地の扇央部にあり、面積五・一七平方キロメートルの全域が南南東から北北西へほぼ二五〇分の一の緩傾斜の平野地形であり、海拔五〇メートルの等高線が地区の中央やや上流寄りを西南西―東北東に通っている。徒歩交通時代にはここから富山まで八里、金沢までも同じく八里、高岡まで四里、石動まで二里、井波までも二里と称された。〈第1図〉は、国土地理院五万分の一地形図城端図幅から鷹栖地区が真中になるように、本書の一頁だけ取出したものである。昭和四〇年代からの構造改善事業による圃場基盤整備の施工以前の地形・地物の姿態を求めて、昭和二八年版を用いた。右横書きである。

庄川扇川扇状地は、扇頂から放射状に導かれた灌漑用水路が限なくめぐらされ、高度に水田化し、典型的な北陸型農村地帯を形成している。〈第2図〉は庄川水系灌漑図で『庄川合口用水史』から転載した。おおむね近世後期の様子を伝える、合口取水以前の昭和五

年(一九三〇)現在のものである。この図はまた、戦後の町村合併以前の行政区画を示している。なお、「地区」とは明治二二年以来の町村制による旧町村の意として使用されている。(第2図)中の中西部の長方形の範囲が(第1図)の位置である。
本稿における所論の概要は次のようである。

一、村落の成立と散居

3 頁

庄川扇状地における村落の形成の時期と集落の環境 散居形態の有無

二、加賀藩政と鷹栖地区

25

鷹栖地区における農家の消長 散居の成立

論題から外れるが、藩政後期の親子二代肝煎の村行政記録「津右衛門過去記」および村財政決算報告書の紹介

三、藩末期の散村の農地の所有と耕作

50

田地割制下の一村悉皆の農地の所有と耕作関係から散村の特色

四、慣行永小作権

63

全国に卓越した中央砺波の慣行永小作権の発生と発展

註(一) 石田龍次郎「砺波散村研究譜」(『砺波市史』九七九—一〇一七頁) 昭40

小川琢治「越中国西部の荘宅に就いて」『人文地理学上より観たる日本の村落』(『人文地理学研究』古今書院 昭3)

牧野信之助「旧加賀藩の散居村落について」(『武家時代社会の研究』刀江書院 昭3)、「散居制と環濠部落」『越中国新

開地帯散居村落制三論』(『土地及び聚落史上の諸問題』河出書房 昭13、日本資料刊行会 昭51)

藤田元春『日本民家史』刀江書院 昭2 三四七—七二頁
村松繁樹「砺波平野における散居村落に就いて」『本邦田園村落の形態に関する一考察』『砺波平野の村落景観』『砺波平野の散村三論』散村地域における宅地・耕地と道路』(『日本集落地理の研究』ミネルヴァ書房 昭37)
米倉二郎『聚落の歴史地理』帝国書院 昭24 一〇二—一〇八頁

石田龍次郎「となみ散村の農地の所有と耕作」(『自然と社会』第一号 昭24)

(二) 坂井誠一『富山県の歴史』出川出版社 昭43

富山県編・刊『富山県史』史料篇・通史編 昭47

前田育徳会『加賀藩史料』18冊複刻版 清水堂出版 昭45

中明宗平『鷹栖村史』鷹栖自治振興会 昭37

各地方史編集委員会編・刊『出町のあゆみ』 昭24

『水島村史』 昭33

『城端町史』 昭34

『福野町史』 昭39

『砺波市若林村史』 昭39

『砺波市史』 昭40

『福岡町史』 昭44

『井波町史』上下 昭45

『小矢部市史』上下 昭46

『福光町史』 昭46

『戸出町史』 昭47

『庄川町史』 昭50

『庄下村史誌』 昭50

森田柿園『越中志徴』復刻版(上下巻合本)富山新聞社 昭43

日本海文化研究室『加越能寺社由来』上下 石川県図書館協会 昭50

石川県立図書館編・刊『石川県史料』第一―五巻昭46―50
日置謙『加能郷土辞彙』改訂増補版 北国新聞社 昭31

『角川日本地名大辞典16富山県』角川書店 昭54

(三) 『砺波市史』四九五―五〇〇頁、『富山県史通史篇Ⅲ』八六―三―六五頁

(四) 大阪市大地理学教室員「砺波散村の研究―鷹栖村」(『人文研究』第五巻九号 昭29 七二―一八〇頁)

北陸農政局計画課編・刊『鷹栖・大島・櫛山地区調査報告書』昭40

北陸農政局編・刊『富山県農業の展開と経済成長』昭48

富山県農地林務部ほ場整備課編・刊『県営圃場整備事業鷹栖地区事業誌』昭47

(五) 庄川沿岸用土地改良区連合編・刊『庄川合口用水史』昭42

一、村落の成立と散居

庄川扇状地 越中人は古来水と闘ってきた。地形的に、雪を頂く高山から流下る荒れ川をもつ地域の宿命である。

砺波平野の主要部分は庄川の沖積平野である。庄川は、白山系の水源から延々約百キロメートル山岳地帯を流れ、森林に覆われた飛驒の庄川・白川、越中の五箇山地方の豊富な水を集め、海拔一〇〇メートルの青島あたりで平坦面に出る。ここを頂点に、往古、放射状に分乱流して扇状地をつくった(第2図参照)。東山見・井波・高瀬の各地区では五〇分の一内外の急傾斜をもって北に向かい青島・山野・南野尻・広塚の扇頂部各地区に至って約二〇〇分の一の勾配

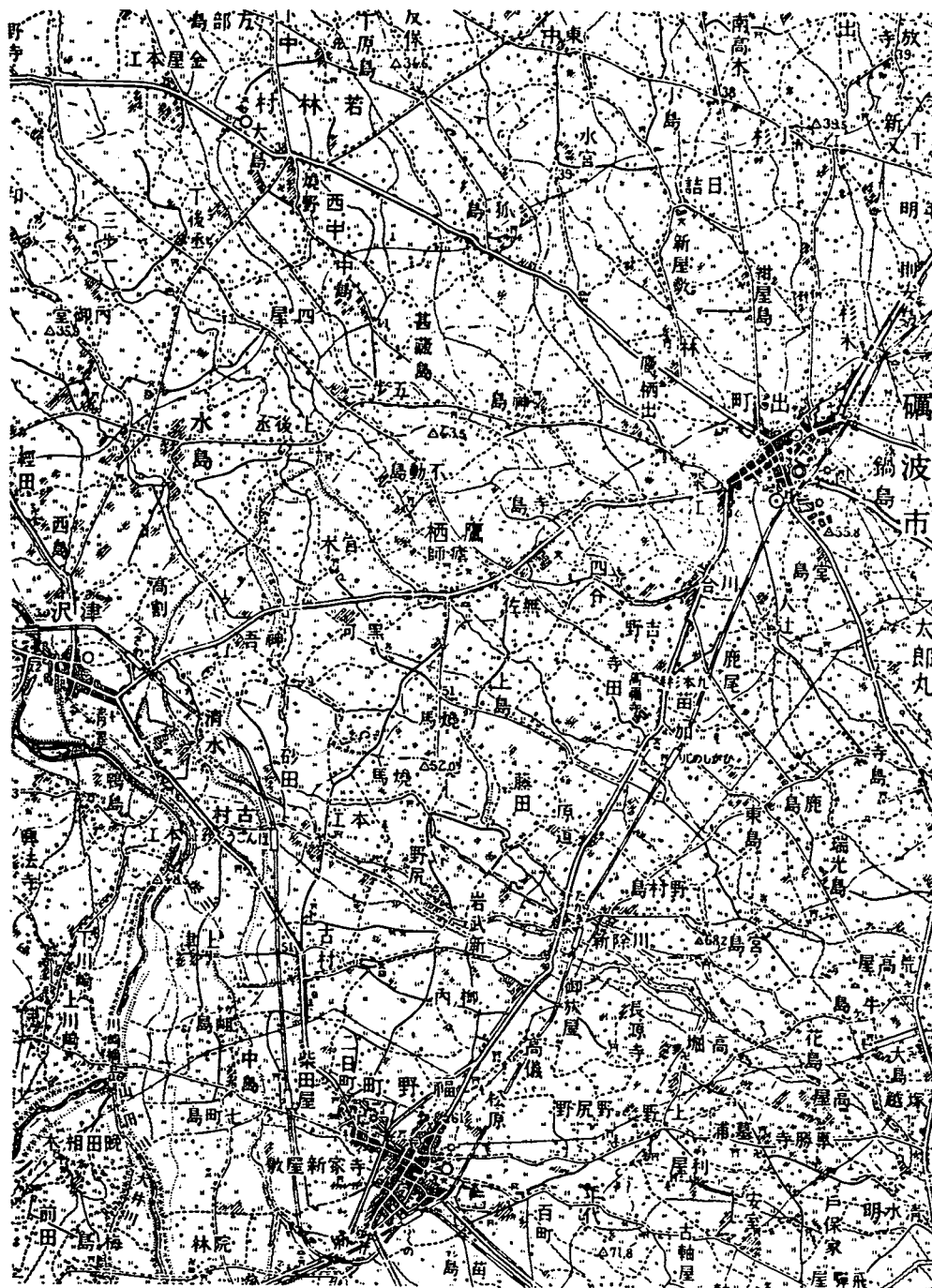
となり、傾斜方向もやや西に変わる。これより以北は扇状部で、ほとんど同勾配をなし、西北または北方に傾斜する。海拔約二五メートルの中田―戸出―石動を結ぶ線あたりが湧泉帯で、扇端部といえよう。勾配が二五〇分の一。これより北方は氾濫原でかつて湿地帯であり、集村地帯である。庄川のほとんどの諸分流は加越山地の麓を蛇行する小矢部川に注いだ。排水路小矢部川流域の地形は氾濫原であるが、その父は庄川であった。

庄川扇状地に推積された土砂の量は、ダム埋没量から、過去一千年間に扇状地の全表面を五メートルだけ高めた、と推計される程である。したがって、往時は庄川の流路が一定しなかった。残念なことには、庄川の流路の変遷について扱べき史料がほとんど残されていない。庄川は、現在扇状地の東端に固定されているが、統一した治水が施されない近世以前までは、幾本かの分流になって扇状地を流れており、その主流が西方から次第に東方へ移ってきたようである。歴史時代に入ってから庄川の南限は、現在の二万石用水の支流である、~~必~~湯ヶ用水の線、すなわち青島から清水明―上野―松原―二日町―上津を経て小矢部川に合流する辺りである。その後主流は野尻川・中村川・新又(荒俣)川・千保川とだんだん東へ移ったが、旧主流は分流の一つとして残ることがあり、その間に宮川・山王川・祖父川・中田川の分流もあった。

旧野尻川とは、現在の二万石用水の線、野尻地区の川除新・岩武新から水島地区の水島・内御堂と経田の間を通った。宮川は、東野尻地区苗加、鷹栖地区鷹栖・不動島、水島地区上後丞・下後丞、松沢地区野寺などの各村の宮附近を流れるためこの名称がある。旧中村川は、種田地区古上野と五鹿屋地区荒高屋の境から出町地区大辻鷹栖出を流れ、中流では流路の変遷や分流があったともいわれる。新又川は新又口用水の線である。

中世末には、右記の諸分流が依然としてあったらしいが、庄川は

<第1図> 砺波平野中西部地域（右横書き）



国土地理院 5 万分の 1 地形図城端図幅、昭和28年版から転載

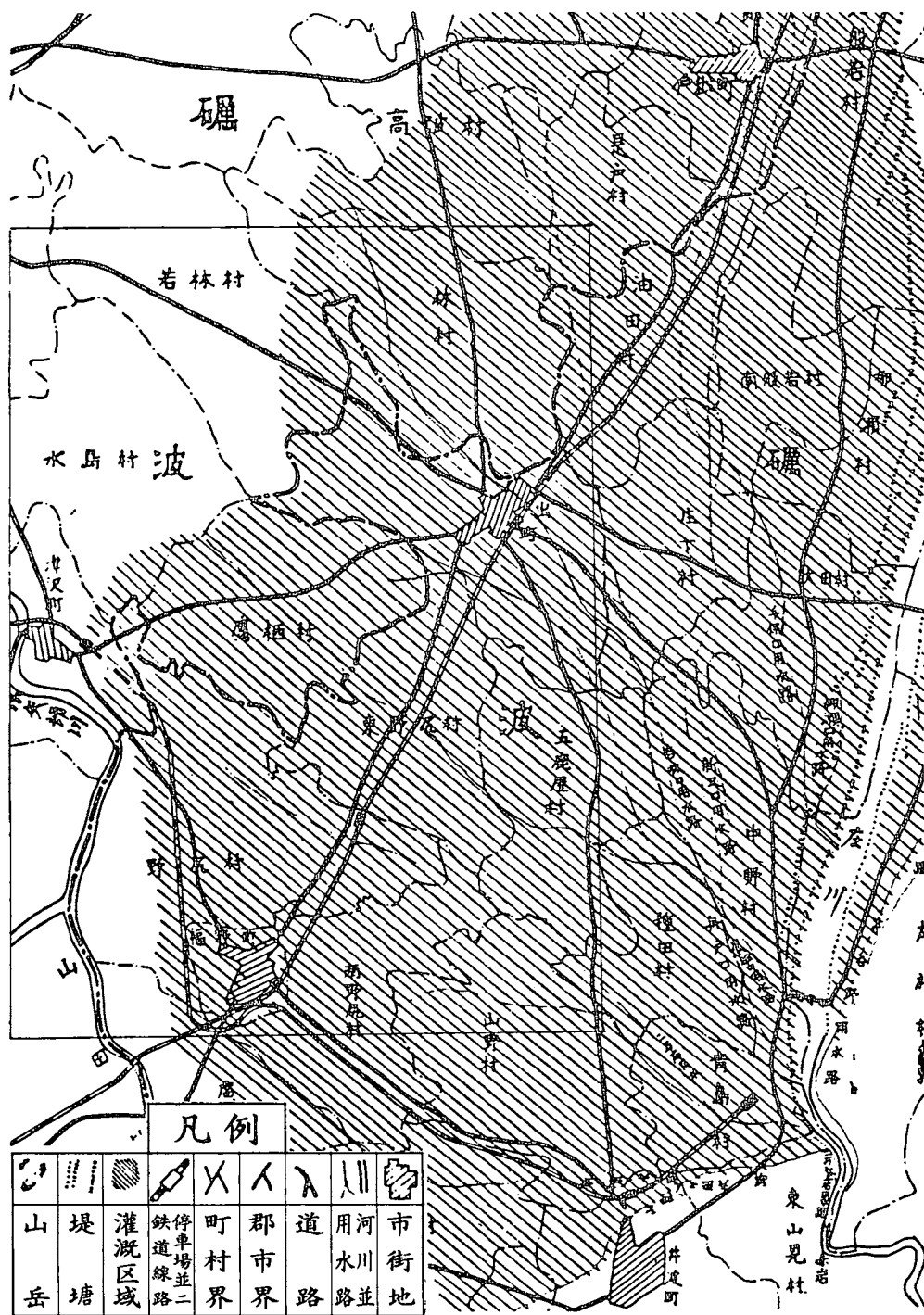
<第1表> 砺波平野中部西寄り<第1図> 地域の、近世の開発状況

地域	村名	事項 単位	年代	正保3年					明暦2年		天保10	明治5年		明治6	
			元和5	1646					1657		1839	1872		1873	
			1619	高	田	島	新田	田	島	村御印	免	高	家	人口	田
戸	石	町	町	石	町	町	石	%	石	戸	人	町			
(A)	放寺		7	416	25	2	-	-	-	476	51	476	36	205	
(B)	新又		-	-	承応2年(1653)新開			16	41	110	4	25	14		
	則安島		-	55	3		-	-	93	40	180	14	77	18	
	南高木		2	329	13	8	-	-	271	43	298	31	172	35	
	東中		7	585	33	6	296	16	4	948	37	1,102	118	635	118
	水宮		-	65	3	1	-	-	134	37	151	15	69	13	
	小島		9	420	13	14	149	8	2	578	40	681	65	359	64
	小杉		3	493	30	2	54	3		695	45	743	83	433	87
	日詰		3	146	9		-	-		327	33	332	20	119	22
	新屋敷		2	268	17	-	-	-		286	39	294	26	151	23
	紺屋島		2	194	11	1	-	-		235	38	275	32	193	60
	林		3	141	9		-	-		213	37	213	17	93	17
	鷹栖出		-	-	貞享2年(1685)村立							550	17	114	61
	中神		7	360	24	-	-	-		521	38	569	58	208	44
杉木		6	479	31	1	-	-		610	38	708	75	373	60	
杉木新		-	-	慶安2年(1649)町立					100	40	100	309	1,161		
太郎丸		19	373	24	3	184	11		1,723	37	1,940	181	986	181	
(C)	金屋本江		11	584	38		422	28	-	1,142	43	1,228	82	496	
	下中		15	754	49		185	12		1,046	37	1,077	84	478	116
	西中		20	922	60	1	552	35	-	1,640	40	1,705	146	828	176
	狐島		4	489	26	7	259	13	4	803	36	970	94	528	105
	下後丞		5	300	19		869	56	1	1,428	45	1,459	118	651	
	上後丞		4	145	9		72	4		242	35	247	19	94	
	不動島		4	92	5		134	8		251	38	265	30	154	31
	鷹栖島		36	1,486	94	4	843	51	4	3,533	42	3,654	370	2,044	347
	神島		16	900	57	2	-	-	-	1,003	40	1,047	89	496	95
	深江		4	300	19	1	-	-	-	394	40	410	53	277	45
大辻		-	35	2		-	-	-	79	38	91	11	53	9	
苗加		21	1,207	76		1,055	70	4	2,544	36	2,610	217	1,258	216	
鹿島		7	321	20	1	123	7		561	44	564	57	352	51	
(D)	野寺		5	374	24		-	-	-	422	44	422	27	145	
	内御堂		9	477	31		-	-	-	511	35	511	40	243	
	水島		22	1,288	82	3	428	23	5	1,799	35	1,835	164	971	
	岩武新		-	-	天和3年(1683)新開開始							990	29	128	86
	野村島		2	78	5		723	47		1,146	41	1,257	115	684	117
	荒高屋		3	280	17	1	145	8	2	856	43	1,055	111	301	97

<第1表> (続)

地域	村名	年代 事項 単位	正保3年 1646						明暦2年 1657		天保10 1839	明治5年 1872		明治6 1873	
			役家	高	田	島	新田	田	島	村御印	免	高	家	人口	田
			戸	石	町	町	石	町	町	石	%	石	戸	人	町
(E) 旧野尻川・小矢部川・庄川扇縁	経田	14	640	42		23	1	-	718	38	738	76	442		
	西島	6	515	33		-	-	-	251	44	346	26	184		
	新西島	-	-	-	-	-	-	-	320	40	370	26	43		
	津沢	-	-	万治3年(1660)町立								55	162	780	
	清水	7	333	14	8	297	4	15	700	35	1,057	102	572		
	本江	2	187	11	1	268	17	11	821	40	846	82	485	86	
	野尻	25	1,338	86	3	213	13	1	1,670	38	1,877	170	930		
	上津	4	221	14	1	-	-	-	250	55	175	22	128	19	
	二日町	11	738	44	5	-	-	-	795	38	805	85	437	62	
	松原新	-	50	1	1	-	-	-	160	34	343	28	164	34	
	高儀	3	298	19		91	6		528	37	535	52	266	43	
	川除新	-	-	天保10年(1839)村立								208	28	160	22
	長源寺	2	133	9		35	2		197	43	247	21	118	25	
	野尻野新	-	-	万治3年(1660)村立								623	78	381	58
	上野	2	300	19		-	-	-	330	37	347	38	246	36	
	高堀	7	297	20		232	15		587	37	724	70	266	62	
	墓浦	-		寛永6年(1629)77石								89	40	91	4
	専勝寺	6		寛永6年(1629)457石								478	43	439	34
高屋	4	228	14		-	-	-	270	40	311					
清水明	5	255	16		-	-	-	264	46	264	25	138			
(F) 庄川扇状地外	戸保家	1							131	43	140	11	57		
	飛弾屋	7	432	27	1	244	15		746	43	746	71	323		
	安室	2	120	8	-	159	10	-	215	38	346	26	111		
	利屋	4	52	3		128	8		132	38	221	13			
	古軸屋	-	110	6	1	-	-	-	318	30	352	35	213	30	
	年代	-	259	19	1	-	-	-	235	28	274	22	125		
	苗島	-	-	貞享元年(1684)村立								1,080	37	202	97
	福野	-	慶安3年(1650)年町立								25	255	453		
	柴田屋	28	1,391	86	5	-	-	-	1,469	48	1,330	114	651	106	
	寺家新屋敷	2	80	3	-	-	-	-	98	46	106	7	51	8	
	院林	16	706	43	4	-	-	-	743	60	646	59	348	55	
	梅ヶ島	15	715	46	1	-	-	-	660	53	582	48	260	52	
	前田	12	379	24		-	-	-	324	48	288	24	164	31	
	晩田相木	9	348	22	1	-	-	-	374	50	295	39	208	30	
	上川崎	10	874	54	3	25	1	-	389	50	468	46	274	43	
下川崎	10							470	52	567	46	274			
興法寺	13	732	45	3	-	-	-	785	57	739	57	334			

<第2図> 庄川筋用水取入灌漑区地図（昭和5年現在）



『庄川合口用水央』から転載

千保川を主流にしていた。天正一三年（一五八五）、中部大地震によって、庄川の平野への出口で山崩れがあり、ために庄川は、さらに東の、現在の庄川である中田川と千保川とに二分して流れるようになった。^(二)西流の諸分流水勢がより衰えたと思われる。

砺波地方の戦国期の激動が同じ天正一三年の豊臣秀吉の越中攻めをもって終止符をうたれた。あとを前田利長に与えられて以降、いわゆる加賀百万石の版図に属して明治四年（一八七一）廃藩置県まで、砺波地方は前田藩の支配を二七七八年間受けることとなる。この天正一三年という年は、砺波にとって自然的にも人文的にも重要な年で、中世と近世と境の年であると定義してよい。

ここで付言して、砺波は、近世初期に「利波」の字が多用されたが、藩主前田氏の利家・利長・利常の字と同じであったことから、寛文一二年（一六七二）より古来の「礪波」もしくはその略字の砺波を用いるように改められた。^(三)もう一つ、越中は、同じ加賀藩のなかの加賀・能登と異なり、一反が三六〇歩、一石が二四〇歩の旧制が近世を通じて行われていたことである。^(四)

砺波平野開拓 の悉皆的史料

砺波の開拓事情を示す悉皆的史料は「元和五年（一六一九）利波郡家高ノ新帳」^(五)が最も古く、十村組・村ごとの役家数を記している。

ついで「正保三年（一六四六）越中国四郡高付帳」がある。これには村ごとの高と新田高を記載し、それぞれの田方・畠方の内訳数字も掲げ、領主名を添え、さらに水損・日損などの特記を付すところもある。「明暦二年（一六五七）越中国郡別村御印之留」^(六)は、十村組、村別に草高・同年よりの手上高・免・同年よりの手上免・本米・敷借利足・小物成・その他の役銀を列挙する。「天保一〇年（一八三九）砺波郡高物成帳」^(五)は組・村ごとの手上・引・新開高・免を年代順に掲げる。

これらの記録は、徴税のために作成されたものであるが、砺波に

おける各年代の農村の悉皆的統計である。

そこで、〈第1表〉は、〈第1図〉に含まれる地域にあった、加賀藩政時代のすべての村について、庄川の旧分流で区切る扇形地域すなわち（A）新又川以東、（B）新又川より旧中村川、（C）旧中村川より宮川、（D）宮川より旧野尻川、（E）旧野尻川より小矢部川乃至庄川扇縁、（F）庄川扇縁地外地域に分類し、村ごとに「家高ノ新帳」・「高付帳」・「村御印之留」・「高物成帳」の数字を掲げたものである。「富山県史・史料篇三」『砺波町村資料』より作成）さらに『角川日本地名大辞典富山県』により明治五年（一八七二）の村ごとの戸数・人口数、同六年（一八七三）の地租改正のさいの農地面積を加えた。このときは一反が三〇〇歩、一步が六尺四方である。ただし再記するが、近世では一反が三六〇歩、一石が二四〇歩、一步は六尺三寸四方が標準である。（〈第1表〉では単位以下の数字は切捨てた。一は「なし」である。空白は、単位未満の微量、または原本に記載がないことを示す。）

まず、農地の最古の現存統計である正保三年高付帳の数字の吟味をしたい。

加賀藩は慶長一〇年（一六〇五）砺波・射水・氷見の三郡に、領有以後最初の総検地を実施した。「富山県史・通史篇三」によればこのときの「検地打渡状」が二〇カ村分現存する。これらのうち高付帳に記載がある一五カ村と「慶長十年分物成定書」に同年の草高を記す金屋本江村について、打渡状・高付帳および明暦二年村御印高を列挙したのが〈第2表〉である。（表中一印は「なし」である。）

〈第2表〉によれば、正保三年の村高が慶長一〇年検地の分米（草高）をそっくり継承しているところが六カ村ある。これらはそれぞれの地形、周囲の地域の歴史から、すでに開発し尽くされた村と考えられ、慶長総検地の数字が四一年後も踏襲されていたのである。したがって、両年の間に残余の村の高に増減があるのは、新開によ

<第2表>

(単位:石) 太字は<第1表>と重複する村

郡	村	年代 事項	慶長10年	正保3年		明暦2年	備考	
			1605	1646		1656		
			分米(高)	高	新田	村御印高		
水見	鞍河		1376.787	1378.75	—	1539	河谷と丘陵	鞍川
	中		643.7	643.75	—	764	同上	
	くらほね		638.158	641.13	—	667	同上	鞍骨
	園		323.275	362.59	—	364	丘陵麓と瀧湖岸	
利(砺)	沢川		559.73	560.53	—	610	山村	
	六路谷		49.76	49.1	—	58	同上	六郎谷
	淵ヶ谷		106.755	106.76	—	114	同上	
	勝木原		204.93	245.77	—	273	同上	
	下向田		207.5	214.28	—	272	小矢部川下流左岸	
	四日市		315.12	511.5	75.6	369	同上	
	大滝		1177.128	1206.26	—	1361	小矢部川下流右岸	
	本領		651.12	462.11	—	740	同上	本領八百
	負子		372.792	746.76	173.25	578	同上	下老子
	今市		181.54	90.51	26.79	241	同上	
波	五社		1025.6	1025.71	—	1114	同上、庄川扇端部	
	金屋本江		584	584	422.21	1142	「物成定書」による	

<第3表>

地域	村	年代 事項 単位	寛永9年(1632)						正保3年		明暦2年		備考
			古高		新開高		元和期開	寛永前期	高	新田	草高	免	
			石	(免)%	石	(免)%	石	石	石	石	石	%	
現・庄川左岸 千保川	吉住		801	21~35	56		—	56	796	88	901	44	西部三ヶ
	石代		611	8~16	6	20~40	—	6	307	—	530	40	
	落合		316	11~25	4	6~20	—	4	319	109	260	38	
	西保金屋		651	1~46	32	7~26	19	13	753	141	938	38	
	下中条		443	20~30	—	—	—	—	215	—	462	38	
千保川 新又川	伊勢領		590	34~36	60	20~32	23	36	295	74	711	45	
	中ノ宮		539	20~24	28	20~35	13	15	539	22	578	42	
	油屋		430	13~22	13	29	13	—	653	—	475	42	
	羽竹		222	11~13	—	—	—	—		—	242	42	
	放寺		418	26~32	6	20~25	5	1	418	—	455	50	
	石丸		416	35~37	13	4~7	13	—	416	—	476	51	
	石丸		853	25~33	40	20~30	22	18	834	78	1056	44	
庄川扇頂部	古上野		—	—	35	20~28	27	8	105	48	333	41	安室 利屋
	清水明		255	33~35	—	—	—	—	255	—	264	46	
	上野		196	22~30	101	19~28	56	44	300	—	330	37	
	あぜち		123	23~26	42	15~23	24	17	120	158	215	38	
	とぎや		45	21~26	52	19~29	35	16	52	128	132	38	

太字は<第1表>と重複する村

る増反、もしくはは災害による潰地が当該村域内にあったか、または慶長期の村がのちに他村と合併、あるいは分村という、領域変更があったからであろう、と考えられる。本領八百村は、元和五年家高ノ新帳に同じ道明村組の本領村と八百村とに別記されていたのに、水害で過小村となったためか、正保期までに合併したのであろう。ここで問題にしたいのは、兩年間の高の増加である。新田は別枠で扱われているから、増加の理由は、「荒すなわち「江堀道畔」「江川溝道」などを慶長時に含んでない村に、加えたことである。

「寛永九年（一六三二）利波郡戸出村又右衛門組古高・御新開指上高物成御帳」は貴重な史料で、同十村組下四四か村の全村それぞれの、すべての給人知行地・公領の給人名・高および寛永六・七八年の免（税率）を記載し、さらに高については開拓年を記載されたものがあり、古高と区別している。ここで「新開高」として「指上」げられた年代は元和元年（一六一五）から寛永八年（一六三二）までである。もちろん「川崩」による「引捨高」もある。

〈第3表〉は、その戸出村組高物成帳にある村のうち、現・庄川の左岸に位置し、かつ正保三年高付帳にも記載されている村だけを選び、それらを庄川旧分流による扇形地域別にならべ、各村の古高とその寛永六―八年の免の最高値と最低値、新開高の合計、上記三カ年の免の最高値と最低値、および元和年間（一六一六―二三）新開分と寛永年間前期（一六二四―三一）新開分に分類・整理し、これに高付帳および村御印高の数字を付したものである。（単位未満は切捨てて表示した。一印は「なし」、空白は微量か原本に記載なしである。『富山県史・史料篇Ⅲ付録』より作成）

この〈第3表〉は、元和から正保までの三〇年間に庄川扇状地の地域ごとに農地の変動状況が異なることを物語る。すなわち、当時庄川の主流であった千保川と中田川（現庄川）の間の地域では、石高を減少させた村が多い。水害のためであるが、慶長以前の村高が

わからないから、庄川流入による被害の実態が把握できない。しかし、当時主流の一つだった千保川より西の地域は、伊勢領村の半減・石丸村の微減の外は、正保の高は寛永九年の古高そのものである。

新田開発もあまり多くない。これらのことから、水害の危険も少く、開発が相当進んだ地帯であった、と考えられる。もう一つの地域、扇頂部についてである。地形学上巖密に言えば安室村・利屋村は庄川扇状地でないが、正保の高はほぼ寛永前期の古高であり、元和期から開発されたものが正保の「新田」につけ上げられている。扇頂部の、上野村は安室・利屋型であり、清水明村は千保川ノ新又川地域型である。古上野村だけが例外で、正保期の高が寛永九年の古高と連絡していない。『越中志徴』によれば、この村は、千保川洪水で家屋敷田島が流失したため立退き、高堀・墓浦・長源寺村領内に移って上野村をつくった。その後「千保川附除、元和三年右百姓之内元村江立婦村立申に付、其より古上野村と唱申由」とある。この千保川洪水を慶長一四年と推測しているが、その年代の真偽はともあれ、この古上野村は慶長総検地のさい存在し、正保の村高はその復活として扱われた、と考えてよいのではないか。

従って、〈第2表〉〈第3表〉から、正保三年高付帳に記載されている村で元和五年家高ノ新帳に村名があるものの「高」は、慶長総検地の数字を受け継ぐものである、と断じてよいのではなからうか。（水害や重税忌避のため百姓退散などの場合を除く）正保の高付帳の「新田高」は元和期以降の新開農地を示すもの、とうけとれるのではなからうか。それにもう一つ、〈第3表〉に示すように新古間に免相（税率）がほぼ共通するものさへあるのに、新田高を別記する理由が何か。越中においては給人地（家臣俸禄地）・公領（藩直轄地）が複雑に錯綜していたが、慶長期以後盛んに行われた新開地は、原則として公領に編入され、諸役免除・無代官・直納等の恩典が与えられた。両者は区別されねばならず、戸出村組高物成帳も新開高に

は公領代官名を必ず記載している。すなわち、日本歴史上の、太閤検地に登録された農地を古田といい、それ以後開拓されたものを新田と称するという通説が、太閤検地を慶長総検地といひ替えて、正保の高付帳の高・新田高に適用できるのではなからうか。

従って、〈第1表〉に挙げた、砺波平野西寄り地域の諸村の大部分は、一七世紀初頭には存在し、そのうちのかんりの数の村が江戸時代を通じて見せた姿にまで到達していたことになる。

〈第1図〉中の 中世の村落

砺波平野の歴史の舞台上に周辺山麓地帯が古くから登場したが、内部は庄川の乱分流のせいで永く空白であった。庄川扇状地が歴史にその姿を現わしたのは何時頃であつたらうか。

〈第1図〉の範囲の地名が、前田氏領有(一五八五)以前に、直接史料に出たものを『富山県史・史料篇II』から拾ひ、最も年代の古いものを列挙したのが〈第4表〉である。この表中(一)内の地名は、〈第1表〉に文字がないが、(一)内の地名の領域の一部が〈第1図〉の範囲中に含まれる。参考に掲げた〈第3図〉は『角川日本地名大辞典富山県』から転載した近世郷荘図である。この図の根拠は富田景周『越登賀三州志』^(四)であろう。中世の地図ではないので、だいたいの位置を知る手がかりとして掲げた。

「野尻」についてかなり中世史料があり、応安四年(一三七一)に「野尻城」の語もあり、〈第1表〉の野尻よりかなり広い、むしろへ第3図の野尻郷をほぼ指す、と考えられる。

柴田屋村は、天和五年家高ノ新帳の本江組の「柴村」と「たや」が合併したものであるから、「芝村」はここであろう。

「院林郷」が属する石黒庄は、平安時代からみえ中世末まで持続する、越中最大の荘園である。砺波平野西南部周辺地帯に位置し、中世、庄内に、院林郷をはじめ一〇郷が成立し、その中心が石黒上郷で福光旧町附近、中郷が桐木・森・下吉田・前田・梅ヶ島あたり、

下郷が安居・上川崎・下川崎あたりまで延びていた、とされる^(二五)。中世の砺波の豪族石黒氏の根拠地でもある。〈第1図〉の左下隅あたりが石黒庄の一部であった。ただし、石黒庄の領域は庄川扇状地をどこまで含んだか、わからない。

「中村」は、越中にはもちろん、砺波郡にもいくつかあるが、「中村願称寺」は現に西中に願称寺という大寺があるから、この中村は、近世の上(神)嶋村・西中村・東中村・下中村となった。旧中村川もここを貫流したから名付けられた、とみられる。

「水嶋」も勝満寺という大寺が現存する。

「鍋島」は、家高ノ新帳に「武間(軒)なべ嶋」とあるが、のち太郎丸村に合併した。近年まで字名として残っていた。

中世の「油田」がどこか比定できないが、家高ノ新帳に戸出又右衛門組に「あふらたん之内 中宮」の語もあり、明暦の村御印では油田中村・油田宮村・油田堀之内・油田大坪・油田町村とあるから新又川と千保川の間の地域で、〈第3図〉も参考になる。明治二二年(昭和二七年)に油田村が置かれた(〈第2図〉)のもこの地名にあやかったであろう。〈第1図〉の右上隅あたりが中世の油田に含まれるかも知れない。

「和沢」は〈第1図〉左上隅の野寺の下に文字の右半分がある。和沢村は、家高ノ新帳以降近世に続くが、これも〈第3図〉に郷名としているので、中世の範囲が今日では不明である。

以上みたように、中世史料に現存する地名は少いが、庄川扇状地にもあり、中世にここが無人の野ではなかったことを知らせてくれる。扇央部東寄り地域に五郎丸、〈第1図〉のすぐ右へ続く地域に太郎丸・三郎丸・石丸という、いかにも中世の名田起源を思わせる地名がある。しかしこれらが近世以前に存在した史料も伝承もない。

次に中世の遺跡であるが、文献上、文化二年(一八〇五)富田景周著『越登賀三州志』に「故墟」として砺波郡に三四カ所あげるうち

<第4表>

地名	年代	西暦	史料名	関連文
野尻	天和3年	1348	将軍家御判御教書案	越中国野尻庄、(中略)為勲功之賞、所領預置也。
柴田屋	天文18年	1549	賢心物語	緯如上人京都ヨリ、野尻へ御下向ノヨシ承伝候。(割書)モシ芝村ノアタリカ
院林	建暦元年	1211	関東御教書	越中国石黒庄内院林・太海両郷惣追捕使職沙汰之間、(中略)院林三郎殿
(石黒)	弘長元年	1261	関東下知状	石黒庄(10郷)院林郷 上郷 (中郷)(下郷)
中村	永正10年 天文11年	1513 1542	方便法身像裏書 証如上人日記	中村願称寺門徒 就当番之儀、越中衆、干時中村願称寺也。
水嶋	天文13年	1544	同上	就当番之儀、越中衆、干時水嶋勝満寺
鍋島	天文5年	1536	最勝寺諸塔諸末寺領 知行安堵状	鍋島一所、一天寄進、四名之内小寄進在之。
(油田)	弘安元年 文明18年	1278 1486	平賀惟長議状 蔭涼軒目録	越中国油田条 太秦安楽院領(中略)只一所越中国油田村是也。
(和沢)	長享2年	1488	同上	寄進常光寺、(中略)越中国和沢村等

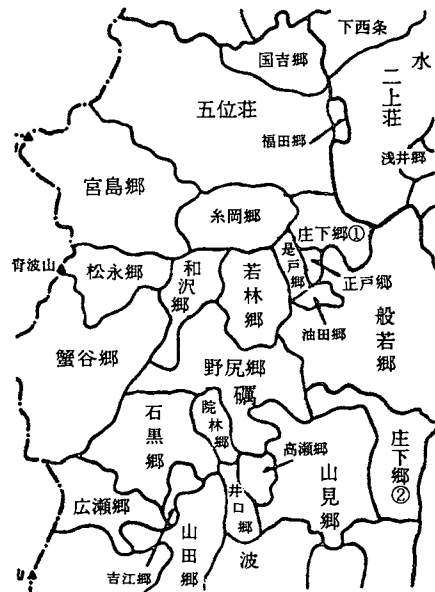
注 ()内は、その領域の一部が<第1図>に包含される地名である。
『富山県史・史料篇Ⅱ中世』より作成

<第5表>

(※ 再建)

村名	寺名	宗派	創立年代	西暦
水島	勝満寺	東	承元元年	1207
西之島	光西寺	東	承元元年	1207
福野	西方寺	西	応安2年	1369
中	願称寺	西	永享12年	1440
上川崎	高参寺	西	文明6年	1474
院林	常願寺	東	明応元年	1492
苗加	万福寺	東	明応3年	1494
野尻	善覚寺	東	大永元年	1521
興法寺	浄教寺	西	大永2年	1522
下後丞	万徳寺	西	大永4年	1524
下川崎	蓮乗寺	西	大永4年	1524
二日町	普願寺	東	元龜元年	1570
野尻	徳忍寺	東	天正19年	*1591
神島	円光寺	東	天正19年	*1591
経田	竜専寺	東	文禄元年	*1592
下中	光琳寺	東	文禄3年	*1594
狐島	憶念寺	東	文禄3年	*1594
東中	善福寺	東	慶長5年	1600

<第3図> 近世郷莊図



『角川日本地名大辞典』より転載

〔第1図〕区域に所在するものが二カ所ある。「野尻 旧註に云ふ。東西九十四間、南北八十間、比内二十間四方遺跡、今一向宗徳仁寺境内也。其の余は皆歟尽して田畑となれり。」「新屋敷 寺家新屋敷村領、(南北朝期守護)桃井直常臣(名略)第迹と云ふ。今猶三十七、八間に二十六、七間(約五〇メートル)四方の土居あり。」「安永九年(一八七〇)宮永正運著『越の下草』に「柴田屋古館」・「寺家新屋敷古館(中略)今は封疆(堀)の跡のみ少々残れり」・「前田村館跡」が〔第1図〕区域に記される。金沢市立図書館蔵の「越中古城集」に「一、鷹栖館跡、当時、田畑に打開、土居纒に相残り候。先年小倉何某居住之由ニ而小倉殿館と唱申候。」とある。文化文政頃の上申書の写しかと思われる。

中世の遺跡として、鷹栖地区の不動島共同墓地が、L字形の土塁を現存する。圃場基盤整備工事以前の、国土調査法による昭和三七年(一九六二)の測量図によると、東北側と東南側にそれぞれの一辺が、長さ五メートル・基底幅六・九メートルである。今日、外圍側圃場から一・一・五メートル、内側一・二・一・七メートルの高さである。その北隅を東南東から西北西へと不動島用水路が通るが、その護岸とは土塁の幅も高さも全く異なる。この土塁は「文政一一年(一八二八)不動嶋村田地割本帳」から「小倉」の「土居」といったことが知られる(五三頁参照)。福井市一乗谷の朝倉館の遺構のようにも口字形であったか。同地区に、館主は木舟左近に焼打ちされて退転したとの口碑が残る。文献史料が全くないが、中世土豪の居館跡と推測できよう。小倉の土居は、藩政時代に不動嶋・鷹栖・神嶋三カ村境であり、不動島用水以北が不動嶋、以南が鷹栖村領であったのに、この土塁内とその前域約三〇アールの「小倉嶋」だけが鷹栖村内に突出し、「天保六年(一八三五)鷹栖村碁盤打立帳」にこの地を「小倉やしき」とする。ただし、人家はなかった。水田となっていたが、土居跡は惣地として村営され、共同墓地とさ

れたのは明治初期と思われる。ここを中世居館跡とすることに問題点もある。何故近世以降村境という僻地にあるか。第二に不動嶋村の最上流部に位置するとはいえ村の東端にあり、西端に近い同村の神社から七百メートルも離れているのか。不動嶋の村民の大部分がこの館主の子孫とすれば、中世の村落と近世の村落とが必ずしも直線的関係でないことを暗示する。

このような中世遺跡は〔第1図〕中、他に現存しない。中世の居住状況を知る手懸りとして浄土真宗寺院を取上げたい。砺波地方は、現在も浄土真宗が圧倒的に優勢であるが、中世、一向一揆王国の加賀にすぐ隣接し、一向一揆が盛んであった。しかし、庄川扇状地には〔第4表〕の『証如上人日記』のほか一向一揆の活動を記す史料がほとんどない。そこで加賀藩に指出した「貞享二年(一六八五)寺社由緒書上」の中から、〔第1表〕の村に所在する浄土真宗寺院を、村名・寺院名・創立年代を慶長年間まで列挙したものが〔第5表〕である。(加越能寺社由来上)から作成)

寺社の縁起の通性として自ら称する創立年代はにわかには信じられないが、無下に退けることもできない。砺波の浄土真宗の布教・流布状況から〔第5表〕の示す大勢は首肯しなければならない。ただし、注意しなければならないのは、貞享時の所在地に該寺院が創立されたとは限らない、ということである。例えば、福野は慶安三年(一六五〇)に町立てされたので、その後、西方寺は広塚地区八塚からここに移った。光西寺は『証如上人日記』天文一五年(一五四六)二月九日条に「桜田光西寺」とあり、東蟹谷地区平桜・平田にあったが、慶長一七年(一六一二)西島へ移ったという。勝満寺は松沢地区和沢から水島に移った。院林の常願寺、苗加の万福寺は越前からそれぞれ移って来たという寺伝をもつ。とにかく、〔第1図〕中の扇状部には、砺波の他地域に比べて、中世にすでに所在している浄土真宗寺院が少いこと、とくに(C)新又川・旧中村川地域に

は皆無であること、を知る。ただし、近世初頭に再建とあるものがかなり多いが、あたかも本願寺の石山合戦敗退から東西分裂の時期でもあり、真実は詳かではない。

慶長から寛永にかけて頭肝煎・十村肝煎を勤めたと伝える家は、ほぼ例外なく、草分の長百姓か武家・公家の系譜を持つ土豪的侍百姓であったとされるから、初期の右役に〈第1表〉の村名を冠する者を拾うと、苗加村次郎左衛門・西中村宗右衛門・本江村甚吉・野尻村甚蔵がある。しかし〈第1図〉中の村々はほとんど周囲の村名の十村組に属しているから、ここには中世末に有力な土豪的百姓が少なかったことを示すのではない。

次に、神社から〈第1図〉地域の中世を探ると、野尻村にある石武雄神社が野尻郷二九カ村総社で、もとの神体が南北朝を下らない掛け仏である。しかしながら貞享二年寺社由緒書上に記録される神社はここにない。幾種かの神号帳が残るが、文字通り各村の神号と神官名を記録するだけで、また神社名も、神明宮・八幡社などありふれたものがほとんどで、手懸りにならない。

このうち、多分村名の由来となったと考えられる不動鳴村の氏神「不動堂」は、正徳二年(一七一二)・宝暦九年(一七五九)・寛政五年(一七九三)の記録に残る。「宝暦九年神社改書上帳」および「天保六年加越能三州神号帳」の「宝暦年中御調理之節、書洩之分」において、不動を祭る村は荒木(吉江地区)・川合田・松木・西勝寺(石黒地区)・梅ヶ島(東石黒地区)・西明(養谷地区)・広安新(広塚地区)・福久(松沢地区)・原牧(宮島地区)がある。白山信仰の一つである不動の信仰が、砺波における白山信仰の拠点医王山の附近に中世末にも分布したことを物語り、不動鳴村の不動堂はその影響でないか、とも思わせる。

最後に、〈第1表〉に鳴が下につく地名が多い。何々鳴という村名を正保三年越中四郡高付帳から拾って、その分布を平野地方に限っ

て掲げてみる。

小矢部川沿岸には、梅ヶ島・上次郎鳴・下次郎鳴・鳴・茄子鳴・稗鳴・四十万・養嶋・内嶋・高田嶋・答野嶋(以上砺波郡)・北嶋・米嶋(射水郡)がある。

庄川扇状地には、野村鳴・鹿鳴・不動鳴・西嶋・水嶋・神嶋・紺屋嶋・狐嶋・小嶋・胡麻嶋・鷺ヶ嶋(砺波郡)があり、現庄川右岸に嶋・小嶋(射水郡)がある。

井田川上流左岸に福嶋、神通川左岸には、萩嶋・蔵嶋・田嶋・宮ヶ嶋・鶴嶋・牛嶋・草嶋(婦負郡)があり、神通川右岸には、秋嶋・犬嶋・中嶋(新川郡)がある。上市川流域に下嶋・上嶋・小嶋、片見川流域に吉嶋、黒部川流域に君嶋・青嶋(新川郡)がある。

以上は越中についてであるが、序に、類似の地形をもつ加賀の平野地方における島がつく村名を、天保年間の「郷帳」から拾って、その分布を掲げると次のようである。

手取川現右岸の明島・森島・吉田漆島・向島・長島・源兵衛島・水島・鹿島(石川郡)・田子島・久五郎島、左岸の牛島・福島(能美郡)がある。梯川流域に小島・大島・不動島(能美郡)があり、柴山湖畔に中島(江沼郡)、浅野川右岸に中島(河北郡)がある。

いずれも周囲の住民から見ると、水に囲まれた島状の地という認識を与える地形であるから、島がつく地名であることが首肯できる。そして、島がつく地名をもつ村はともに、四周の村よりも先に開発されていないようである。

これまで長々と、いろいろな観点から探求したように、中世の庄川扇状地は、無人の荒野でなく、すでにかなり定住があった、と断じてよい。

中世村落の

地理的考察

〈第1図〉の左下隅の、小矢部川左岸の山麓地帯や小矢部川・山田川・旅川等の氾濫原地帯が古くから開発されて、砺波中世史の主要舞台の一

つであつたことは当然であるが、野尻村に「野尻城」があつて、南北朝時代に地方勢力の一つの根拠地となつてゐることから、庄川の本流は現在の二万石用水の線の野尻川乃至それ以東でなかつたらうか。とすれば〈第1図〉の庄川扇状地地域は庄川の本・分流が乱流してゐたかも知れない。

しかし、〈第3表〉にみたように、近世初期に庄川の分本流であつた千保川・中田川の間地域は、当時、農業を営みながら集落を維持してゐた。庄川扇状地面は、幾何学的の円錐面ではなく、成因から自然堤防のような微高地面と、旧河床にあたる微凹地面が、交互に放射状分布をしてゐた。微凹地は、しばしば浸水があつても、もともと緩傾斜のある扇状地であるから排水も比較的速かであり、水草の稲を栽培する水田や用排水路を通すぶんには大した支障がない。住居を微高地上に置けばよいのである。従つて、扇状部に中世、「油田」や「中村」が実在したことは驚くにあたらない。五郎丸・太郎丸・三郎丸等の所在地もかかる微高地帯であるから、中世起源の村落である可能性が高いが、証明する中世史料が現存しない。

扇状部における定住の問題点は、洪水の危険よりも、むしろ水田灌漑にあつたのではないか。厚さ数十メートルの砂礫層の上であるから、文字通り筈に水を注がねばならない。もし洪水が定住を阻む唯一の理由であるとすれば、庄川扇状地を流れた水が注ぐ、小矢部川右岸の氾濫原地帯も同様でなければならぬのに、〈第2表〉に数例あるように、近世初期に開発が終つてゐるようである。事実、戦国時代にこの地帯を支配した木舟（大滝地区）の石黒氏の存在は中世史料から窺える。

さて、灌漑用水源は、第一に河川が考えられる。〈第1図〉右下隅の、庄川扇状地の扇縁外側の地域は、多分、高清水山地から流下る小川、または、庄川の間部から平坦部への出口あたりで庄川本流から分水して山麓を通す水路、すなわち今日の新用水によつたか、

であろう。ただし新用水（〈第2図〉参照）が当時すでにあつた記録はない。中世の井波や高瀬の様子からみて新用水存在の可能性はあるが、高度差が少いため流量は乏しかったであろう。扇状部では、近世の千保柳瀬口のように本流に取入堰を設けるものが考えられるが、中世の土木技術や資本・労働の事情からみてかなり困難な方法で、中世という時点ではいかがであろうか。むしろ、明治以前、小矢部川中流にみられたように、川原または川の曲折を利用して、上流より自然流水を取入れる導水方法が採用されたのではないか。従つて、本流よりは小分流が利用し易い。庄川扇状地東寄り地域が中世に開拓が進んでいたらしいことが、〈第1表〉・〈第3表〉から推測されるのは、当時、庄川が扇状地西寄り地域を主に流下したためではなからうか。

水田灌漑用水源の第二は地下水で、自然湧泉水を利用することである。庄川扇状地の湧泉帯はおおむね中田―戸出―石動の線で、扇端部としてよく、ここから下流はかつて湿地地帯であつた。この地帯が中世末までに相当開発が進んでゐたことは〈第2表〉・〈第3表〉で見た通りである。しかし、扇状部の自由地下水位は、庄川上流にダムが建設された昭和初期までは、季節的増減が相当大きく、水位は五月―七月に高くなつた。この時季に扇状部にも湧泉する地域があつた。例えば、不動島村鎮守木舟神社（旧不動堂）の境内を、しよらず（湧泉）が、抜き外濠が取囲んでいて、夏季境内に自噴井が湧出した年があつたと伝える。神社から下は「しよらず（辺）」と呼ばれ、夏は冷たい地下水が湧き、排水のため、頭なし江（水路）が設けられ、ここは低収穫地区として他と区別されてゐたという。ほぼ海拔四三メートル、津沢地区の清水村がほぼ同海拔である。しかも、〈第2図〉に見るように、昭和初期にも庄川の直接灌漑地はだいたいこの線までであつた。扇状地西寄り地域では、夏季湧泉帯において地下水を水田灌漑に利用できたのである。もちろん、この地域は、庄

川用水の「おたれ（余り洩れ）水」と一部地区では小矢部川からの取水の用水も利用した。しかし、夏季の湧泉水は、かの扇端部程豊富でなく、また、宙水的性質であるので地域差もあったであろうが、ともかく水田耕作を可能にしたのではないか。このため、庄川の主流があり、本川からの取水が困難であっても、中世の「和沢」や「水鳴」が成立・維持できたのではなからうか。扇状地東寄り地域における夏季湧泉の問題は、今日確めようがない

以上考察したように、中世の庄川扇状地は、(A)新又川以東がかなり安定した農村であり、(B)新又川より旧中村川地域に何ら史料・遺跡がないが、近世初期の村落事情から(A)地域に準ずると思われ、(C)旧中村川より宮川地域と(D)宮川より旧野尻川地域が広大な原野を残しながら、部分的には村落が成立し、(E)旧野尻川より庄川扇状地・小矢部川地域が(A)(B)同様にならかなり安定した農村であった、と見られる。

近世初期の 扇状地開拓

今年(一九八二)金沢の市祭・尾山祭りは、利家入城四百周年のタイトルで大パレードが行われた。空梅雨で晴天続きの六月にその日だけどしゃ降り。負けた一向一揆衆の怨みの涙雨だ、という戯言もあった。前田氏は天正一三年(一五八五)越中を領有したといえ、入国早々は、一向一揆の体験をもつ新付の農民を支配する段階において、村々の指出をそのまま承認することによって、戦国以来の旧年貢高を確保するのが、前田氏にとって精一杯のところであった。以後、次第に領国経営が安定し、ようやく加賀百万石の巨大な姿を浮上させて行く。

越中における新開(三六)に関する初見史料は、「文禄三年(一五九四)古納加村新開許可状」で利長が納加村次郎左衛門の申請に対し許可を与えたものであり、条件は年貢一作免除、諸役については一般の村並みであった。「文禄三年太田村年貢割付状」は一反四斗とし、「文

禄五年(一五九七)野村島新開許可状」は「野尻之郷鹿鳴之内野村鳴」の新開を命じたもので、条件が当年の年貢は反当二斗、開作者に永代耕作権を認めるにあった。この新開命令は藩主の親書に一門家老の添書を付している。新開に対する藩当局の熱意を感じる。「慶長九年(一六〇四)瑞光島野開につき許可状」は「かの鳴ノ内ずいかうし鳴」に新村を立て新開を許可し、条件が諸役三カ年免除であった。この年以降の新開史料の数が多くなるが、庄川扇状地は文禄期から各地に新開が進行したことが知られる。また、「文禄五年(一五九七)金屋本江村検地打渡状」は「二六町七反余とするが、既に見たように同村の慶長一〇年の草高五八四石が三八町九反に相当するから文禄五年より四五パーセント増である。

かかるうちに慶長一〇年(一六〇五)総検地となる。この地積・分米(草高)が、かなりの場所、一七世紀中葉の改作法施行頃までそのまま踏襲された、と見てよいのではないか(九頁参照)。

その後も庄川扇状地の各地で新開があるが、関係史料として、苗加村の元和三年(一六一七)・同六年(一六二〇)・寛永一〇年(一六三三)・同一一年の各新開許可状が残り、「当村之内庄川付除河原」(慶長拾年御繩之外)「川原石之間(こみたまり)新開」とあり、条件は永代御台所入、「御年貢之儀者可為御定之趣」とある。野村鳴村の寛永九年・同一三年の新開許可状も残っている。「御繩之外絵国之内」(石原之間へ庄川の泥を屯)「少宛新開」とあり、流水客土法による施工かとも思われる。条件は「御検地を申請、御年貢諸役可為御郡並」と、優遇を感じさせなくなっている。

近世初期、すなわち、一六世紀末から一七世紀中頃までの、庄川扇状地の開拓の進行について、前記以降の個別的史料がないが、悉皆的史料が代わる。それらの史料の記載を、(A)地域について表示したものが(第1表)であった。凄しいばかりの新開の、庄川扇状地西寄り地帯の内部地域ごとの実態を知るため(第6表)を作

<第6表> 砺波平野西寄り地域の内部地域別，時期別の開発状況 (<第1表>より)

年代 地域	正保3年 1946		明暦2年 1657	天保10年 1839	イ ア	ウ ア+イ	ウ ア	エ ウ	イ÷ア ÷ 4.1	(ウ-ア) イ)÷(ア +イ)÷ 1.1	(エ-ウ))÷ウ ÷ 18.2
	高ア	新田イ	高ウ	高エ							
	石	石	石	石	%	%	%	%	%	%	%
砺波郡	222,111	18,751	246,348		8.4	102.4	110.9		2.1	0.0	
第1表	25,668	8,220	41,690	47,843	32.0	123.0	162.4	113.6	8.0	19.2	0.74
B	3,908	683	6,750	7,136	17.5	147.0	172.7	105.7	4.4	39.2	0.31
C	7,535	4,514	14,666	15,327	59.9	121.7	194.6	104.5	15.0	18.1	0.25
D	2,497	1,296	4,734	6,068	51.9	124.8	189.6	128.2	13.0	20.7	1.54
E	5,530	1,154	8,428	10,401	20.9	126.1	152.4	123.4	5.2	21.7	1.28
F	6,198	556	7,112	8,435	9.0	105.3	114.7	118.6	2.3	4.4	1.02

<第7表> 近世初期の庄川筋用水江高

(単位:石)

明暦元年 1655	寛文10年 1670	明暦元年 1655	寛文10年 1670	明暦元年 1655	寛文10年 1670
坪野口 4,345	坪野口 4,517	若林口 6,762	若林口 6,761	中郡 4,500	芹谷野口 3,191
岩屋口 6,004	} 岩屋口 8,026	新又口 7,888	新又口 6,393	(小矢部川水系)	
六ヶ村口 1,286		野尻口 9,576	千保口西筋 5,515	千保口西筋 3,073	たび川八ヶ村用水 4,200
野尻口 10,229	鷹栖口 4,874	同 東筋 3,284	同 東筋 2,825	佐加野口 1,036	
中村口 4,208		中田川筋 20,640	中田川庄内口 17,335		

『富山県史・通史篇Ⅲ』1056頁から転載

<第8表> 承応3年(1654)太田村百姓家族構成(「高持成」による)

百姓	持高	家族	家持下人	下人	計	馬	百姓	持高	家族	家持下人	下人	計	馬
ア	333.9	5	6	9	20	6	チ	29.1	5			5	1
イ	89.2	4	2	4	10	2	ツ	29.1	4			4	1
ウ	146.0	4	6	4	14	4	テ	50.0	3	2	1	6	1
エ	25.0	4		1	5	1	ト	100.0	3	1	4	8	2
オ	25.0	3			3		ナ	36.0	3			3	
カ	63.1	4		4	8	2	ニ	44.6	2			2	
キ	30.2	5			5	1	ヌ	50.0	3			3	
ク	20.0	5			5	1	ネ	50.0	3			3	
ケ	50.0	3			3	1	ノ	80.0	4			4	1
コ	50.0	4			4	1	ハ	72.4	4	1	1	6	2
サ	50.0	4	1	1	6	1	ヒ	114.3	3	2	1	6	2
シ	75.0	7	1	1	9	1	フ	50.5	4		2	6	2
ス	35.0	3	1		4	1	ヘ	157.2	3	2	4	9	1
セ	34.0	5			5		ホ	54.3	4		1	5	1
ソ	64.5	2		2	4		マ	25.0	5			5	1
タ	43.8	4			4		村中	10.0					
計	2081.4	119	25	40	184	36							

『金子文書』139頁以下から作成

成した。〈第6表〉は、〈第1表〉から作成した、砺波平野西寄り地域の、内部地域別、時期別の開発状況を示す。

だいたい〈第1図〉は地理的・歴史的に根拠がある地域区分でなく、本書の編集・出版の都合によつたものに過ぎない。また、地域区分(A)～(F)に所属させた村のなかに分類が曖昧なものがある。境界にした旧分流の河川跡に建てられた村を両側のどの地域にするか、とくに理由がない。また、旧河川の両側に跨る村があり、一応村域のうち面積の広い側の地域に分類してある。とくに宮川を跨ぐ村が多い。さらに、境界の旧河川の河道が変動や分流があつて必ずしも明確でないもの、例えば中村川がある。従つて〈第6表〉は終始、科学的厳密さを欠く。しかし、かなり内部地域の開発状況の特色を物語ってくれる、と信ずる。なお、砺波郡の合計値は各原本の記載数である。しかも正保の高付帳に記載洩れの村が散見する(〈第1表〉中の空欄がその例)ため、これまた厳密でない。

次に、〈第6表〉の各年代の村高の内容について言及する。正保の高付帳について、すでに(一〇頁)見たように、高は慶長一〇年(一六〇五)総検地のもので、新田高はそれ以降新開されて正保三年(一六四六)までの四一年間の合計である、と仮定する。明暦二年(一六五七)村御印高は、藩の増徴のための改作法の一環として砺波郡平均二パーセントの手上高^高を含めて、正保三年から一一年間の新開高と合算したものである。天保一〇年(一八三九)の村高はその後一八二年間の手上高(なかには引捨高)との合計である。

〈第6表〉によれば、慶長期において、(C)地域が村数こそ多くないが、地域全体として他地域にひけをとらないまで成長している、と思われる。(E)地域が扇状地の先進地帯らしい貫禄がある。慶長―正保期に(C)地域の^{新田}増加が質量とも素晴らしい。量はともあれ増加率では(D)地域も同様である。しかし〈第1図〉地域は内部に格差があつてもともに新開の盛行を示す。この慶長―正保期

の新田増加を一〇カ年平均値として算出すると(C)一五%、(D)一三%、(E)五・二%、(B)四・四%、(F)二・三%となり、中村川―野尻川地域の開発の盛んであつたことが分る。

正保―明暦期において、期間が短い^が、新開の勢いがますます盛んであつた。一〇カ年平均新田増加率を見ると、(B)地域が実に三九・一%であつた。太郎丸村の新開の急増が最大の原因であつた。(E)三二・七%、(D)二〇・七%、(C)一八・一%、(F)四・四%となり、いずれも慶長―正保期を上廻る。しかし、さしもの開発ブームもここまでで、藩政後期までは一〇年平均で一%余りが最高の増加率で、初期に期間最高率を示した(C)・(D)は一%にはるか及ばない有様であつた。

一七世紀前半の慶長―明暦年間の約半世紀のうちに、宮川を挟んで中村川―野尻川間の地域は、農地をだいたい倍増させた。新又川―中村川間の地域が七割増、野尻川―小矢部川・扇縁間の地域が五割増という躍進振りで、この期間、砺波郡全体として八%増に過ぎず、二四、二三七石増であつたうち、〈第1表〉の庄川扇状地である(A)～(E)が一五、一〇〇石増であるから、何と六二%を占めたことになる。

近世初期においても、庄川扇状地の開発の原因であり結果であつたものは、灌漑用水路であつた。しかし「明暦元年(一六五六)庄川水当所々覚書」を溯る史料は、ごく局地的なもの僅少を除き、ない。これを表示したのが〈第7表〉であるが、今日の砺波平野の灌漑システムが既に一七世紀中頃にほぼ出来上つていたことを知る。

〈第2図〉で掲げた庄川筋用水取入灌漑区域図は、藩が寛文一〇年(一六七〇)から着工した庄川分流締切り工事による正徳四年(一七一四)松川除完成以降の取水状況を示すが、各用水の灌漑区域はそれによつて変更があつたわけではなく、〈第2図〉・〈第7表〉・〈第6表〉を見くらべてみると、近世初期に庄川筋の灌漑網の整備が進捗

したことが分る。そして、一七世紀中葉に庄川扇状地に張りめぐらされた灌漑用排水路網は、用水上流部を除き、大綱において二〇世紀中頃と同じであったと考えられる。その技術と施工および管理維持に驚く外はない。

近世初期の

村と村民

近世初期の庄川扇状部の爆発的な新開、すなわち治水、広野の開墾、灌漑用排水路の開設・維持、さらに増加する新旧併わせての田畠の農耕などに必要な労働力の問題について考えたい。

これに関する最古の悉皆的史料は、「元和五年（一六一九）利波郡家高ノ新帳」である。同郡全体の十村組・村ごとの役家高を何間（軒）と記し、組ごとに集計、最後に郡の合計を四、一七四間としている。役家の設定は、理論的に検地が終了した段階で行うことができるが、「金屋本江村旧記」に、村高五八四石の同村の「家よみ」で慶長一四年（一六〇九）八間、元和四年（一六一八）の一一間の各百姓名を記している。不思議なことに両年に重複する名がないが、ともに、「家よみの御奉行」による調査によることを示している。家高ノ新帳はこうした調査の結果であり、各村の家高は公簿に登録される夫役負担の農民数であることを示し、一種の課税台帳であった。「寛文三年（一六六三）川西家高付之帳」^(四三)の各村の家高とほぼ同じである。例えば、鷹栖村は元和五年三六間、寛文三年三七間とあるが、寛文一〇年（一六七〇）六一軒の百姓があつた。水嶋村は元和五年二二間、寛文三年二二間、寛文一一年五三軒の百姓があつた。このように元和五年家高ノ新帳に記載された数字は、当時の公課負担の農民の実態を示すものであり、その後の新開によって増加した農民数を無視できる、各村の権威ある本源的農家数とされた、と考えられなくはない。なお、寛文の家高には村肝煎家が別にされ、小村、例えば四間の不動嶋村には肝煎家がない。元和の家高ノ新帳には「此外村きも入在」と注記される十村組があるから、この註記のない組の

村では村肝煎も含んだ数と見られる。^(四六)

元和の家高ノ新帳に記載される各村の農民について見てみたい。慶長総検地による村高がそのまま一七世紀前半に引継がれたところの好例が〈第2表〉の五杜村（正得地区）である。同村の家高が一六間であるから肝煎家を加えて、元和当時一七軒あつたことになる。従つて、五杜村の百姓は平均六〇石、約五・三ヘクタールを耕作していたことになる。〈第1表〉中の村で、庄川扇状地にあり、正保時に新田高のない一八カ村のうち、百姓一軒あたり、最高が南高木の一六二石、百石以上三カ村、五〇石（約四・四ヘクタール）以上一カ村、それ以下四カ村、最低が日詰三七石（約三・二ヘクタール）である。つぎに正保の高付帳に新田高がある〈第1表〉中の二三カ村の、元和の役家当たりの古高を見ると、庄川扇状地では、最高が小杉一二三石、百石以上二カ村、五〇石以上一カ村、それ以下一〇カ村、最低が太郎丸二〇石（約一・八ヘクタール）で、村高千石以上の鷹栖・水島・苗加・野尻の各村が五二石・五九石・五七石・四一石で、同じ扇状地でも、新田がある村々が新田のない各村よりも百姓当たり古高がやや少い。序に〈第1表〉の庄川扇状地外では、同じ平均値において興法寺五六石が最高で、前田三二石が最低であるから、扇状地の村々よりやや少な目の感じがする。

山田野新開の「寛文一三年（一六七三）山田野へ出百姓の覚」^(四七)によれば、一百姓の規模は高二五石（約二・二ヘクタール）を家族二人に下人二人を加えた四人ほどの労働力と馬一匹によつて耕作するもので、頭百姓はその倍の規模となっている。これが当時の砺波地方の農村における適正規模の農家であつたらう。

家高ノ新帳記載の農家数は、役家数であり、役の家「外は下百姓之趣に而、役銀相立不申候」とされているから、全農家数でない。近世初期の砺波における村落の構造、各層農民に関する史料は、一七世紀中頃の太田村のものより溯るものがない。同村は、庄川扇状

地東寄り地帯に位置し、千保川の東の、多分中世以来の大村で、初期十村役に太田村宗右衛門が出てい、同家に残る所謂金子文書のなかの「承応三年（一六五〇）高物成」に、太田村の三二軒の百姓の持高・免・定納口米・藩よりの各種債務・家族構成・「下人」数・内「家持」数・馬匹数を記載する。なお、同村の「よみ家」二五間、「よない家高持」六間としている。この高物成の記載を一覧にしたのが（第8表）である。金子文書に、承応期のものと思われるが年号なしの「旧記」があり、太田村の二九軒の百姓の持高・定納口米、同居傍系親族を含む家族名・下人下女名と各年齢、馬匹数、さらに藩から貸受けた作食米・入用銀高・使途を記している。旧記を参考にして高物成から近世初期の村落・家族構成をみると、先ず百姓について、旧記によれば二九軒中二世帯同居が五軒、三世帯同居が一軒、いずれも惣領の傍系親族が同居している。高物成と旧記は共に下人をもつ百姓数および下人数が同じである。旧記は性別も記し、下人数が二五人となる。では下人・下女とはいかなる者か。下人中家持が二五人あったが、多分豪農の屋敷内外に家を持ち、数代にわたって働いた隷属農民であろう。家持下人をもつ百姓は九軒である。その他の下人・下女は年季奉公人が主であろう。旧記に藩からの入用銀使途として「給銀不足ニ相渡申度候」と申告する記載が散見することから傍証できよう。また、身売り下人・下女もあつたらう。金子文書に「元和七年（一六二一）娘十年季売渡状」が残ることから推測できる。さて、家持下人の家族について記入がない。主家の下人中に含まれるとすると年齢的に不合理なものがほとんどである。とすれば、この時期この村の下人は記載の六五人を上廻る人数であつたと見なければならぬ。

記述がやや傍道に外れたが、元に戻して近世初期の庄川扇央部の新開の盛行の労働力を考察しなければならぬ。そこで村の大きさに観点を移す。

元和の家高ノ新帳の四七九カ村は、城端・井波両町を除くと一カ村平均役家高が八・二軒となる。本百姓数の少ない村が非常に多く、既開発地域、開発途上地域を問わない。これから、すでに中世末から本百姓数軒という小村が普通の状態であつたと思われる。中世文書にその名が見える和沢村が、元和の家高九軒、正保の古高八六〇石、新田高八八石である。前田利長が慶長六年（一六〇一）一九カ条の治安条例を出したなかに「田畠境目之事は、繩打候て可為如相定時之事。付、山野堺目は、能登・加賀は利家御入国以来、越中は利長入国以来可為如有来事」の文言があるから、村境は中世末で凍結されたとすれば、庄川扇央部のように広大な未開地のある地域では、中世末に普通の村落、すなわち小村であつても、広大な村境を保有して近世初期を経過できたのではなからうか。そのため、開発が進行するとともに大村に成長するのではなからうか。しかも、近世初頭から村落の併合が行われ、（第1図）中でも芝と「たや」が柴田屋に、太郎丸・鳴（又は青鳴）・鍋鳴が、太郎丸三ヶ村に、打方・宮村・諏訪が下中に、晩田と相木が晩田相木になつた。元和の家高ノ新帳になく正保の高付帳に出る村は（第1表）中に六つあるが、新村の建設であろう。藩側の姿勢として、大村を分割することをせず、大村に成長することを容認するというよりはむしろ歓迎したのではなからうか。中世的血縁・地縁的共同体村落よりも貢納単位としての村落であればよく、貢租使役を確保するためにも、さらに治水・灌漑事業の遂行のためにも、大村が効率的であつたためであらう。大村に成長した理由として考えられることは理論的に、自然増にあたる、村内百姓・下人の人口増加がある。しかし、明暦の村御印高一千石以上の大村が、大部分、中村川・野尻川地域に集中することとは、社会増にあたる他地域からの転移入であつたらう。だが今日では、何時、何処から、如何なる者乃至集団が、何故やって来たか、全くわからない。一部個々の伝承もあるが、それらも確めようもな

い。考えられることの一つは、前田氏領有以降平和がやってきたことである。このため、従来の在地武士層の帰農、一向一揆の末流のもの移住例、飛驒(五郎)屋、周辺既開発地域の過剰人口の流入、所謂走り百姓の逃散先き等があったであろう。かくて、頭百姓に率いられた譜代下人たち、周辺地域の豪族から送出された、本百姓の二、三男と土地なき農業労働者である雇人たち等いろいろあったろう。

なお、この扇央部開拓の様態は、中世にも見られ、また一七世紀中葉以降の庄川旧分流廃川跡や周辺の洪積台地の新開にも見られた通りである。

以上を要約すると、近世初期の庄川扇央部の村落は、ほとんどが中世末までに成立していたものを継承し、とくに西寄り地帯では新開が盛行し、他からの移民も迎え、なかに大村に発展するところがあった。

近世初期に

散居の有無

長々と村落の成立について見てきたが、扇央部の村落の形態について考えてみる。

先ず、中世の村落形態は集村であった、と見なければならぬ。同じく大河川の扇状地で、大部分が中世までに開拓された、すぐ隣りの加賀の手取川平野は塊村形態を今も続けている。砺波平野だけが中世末までに散村となっていたとすることは、全国に類例がなく、人文的にも自然的にも無理な所論である。

さて、問題は近世初期の村落形態である。

砺波では、そして庄川扇央部でも、一部の例外(野尻・太田・柳瀬など)を除き、本百姓一〇軒内外の小村が標準であった。筆者はこれらの村は集村か、せいぜい凝集的散居であった、と考える。たしかに、扇状地面は自然的に任意の点がすべて同条件としてよい。しかし、近年の圃場基盤整備事業の施工以前は、微高地と微低地が交錯し、なかに年数回も冠水する低地帯があって、そこには人家がなかった。(第1図)左上隅の野寺・金屋本江・下後丞のかなり広い

三角地帯に家屋の記号がない。水路網整備途上の当代では、居住適地はかなり限定された微高地であった筈である。また、微高地ならどこでも住居に適したか。地下水が深い扇央部では飲料水は川水であったが、今日墓地などとして孤立して残る旧微高地面は、水田面から数十センチ乃至二メートル高いものがあり、これも居住不適な個所があった。それに、村落とは人家が密集するところとする古来からの観念もあり、平和が続くからというだけで急に散居することはない。

しかし、開拓が進むにつれて、新開地が次第に集落から遠くなる、未開の広野に小から大までの水流がある当時の交通の不便さもあり、農耕作業が困難さを増す。中世から近世初頭に小村が標準的であった理由はここにあったのではないか。加賀藩が領有時の村域を固定させたため、広大な未開地を領域内にもっていた扇央部の村が新開を進めると、耕地の遠隔化の不便が増し、その上さらに開発を計画するさい、耕地への近接の便を求めて「新村を立」てることになる。一六頁以下に挙げた新開史料のうち、慶長九年野村鳴から瑞光寺鳴を、元和三年苗加村が新村を立てることを許可されている。また、文禄三年「古納加村」とあるから新苗加村があったことを思わせる。しかし、後世これらの新村が独立した村になっていないから、本村から分れた集落であっても行政区画が元村に含められたままであったし、このような分村もまた集村形態であったのではないか。苗加・野村鳴両村に限らず、新開史料が現存しない、附近の大村も同様な状況であったろう。すなわち、近世初期に開発によって大村となった村々は、いくつかの小集村の複合体であった、と考えねばならない。

ここで登場してほしいのが、牧野信之助氏の所論の根拠とされた文面である。(五五)引用すると

「金屋本江村長左衛門組下苗加村百姓共、作場手遠にて難義仕候

間、村をわけ田地手寄能所に家を立罷在度由、断書付出し置候。村をわけ候て、手つかへ申義有之候哉、弥々吟味仕、滞申事も無之候ハ、田地仕廻次第、百姓共望之通家いたさせ可申候。若又、其方共存知寄も無之候ハ、委細可申越候。三ヶ村に分候て、肝煎も老人宛立申首尾候ハ、先肝煎扶持米三ツにわけ候て渡し候様ニ可申付候。以上

戊（寛文十）十月二日

岡田 左七

（以下五名略）

宮丸村二郎四郎

（以下四名略）

藩吏が十村役に宛てた許可状とみられる。寛文一〇年（一六七〇）といえは苗加村は、同年村高二、五四四石、延宝四年（一六七六）の肝煎給米帳では家数五二・八軒、うち無家役九・八軒、村肝煎二名とある。文面から、当時この村が集村状をなしていた、としか読めない。牧野氏が言われたように、この文面では元来存在した新村を指すのか、新開村を指すのか識別できない、とすると、既に見たように同村はこの時期には開発が終了しているから、新開村についてでない。今日、同村落のどこにこのような大塊村が立地していたか、想像もできない。同じ扇央部の太田や柳瀬が今も集村形態であるから、苗加も現在の寺院と神社の附近に集村を形成していたと考えなければならぬだろうか。同じく扇央部の大村、水鳴や野尻の当時までの集村の位置が、現在の寺院・神社あたりの区域であろうことは、地形や今日の人家分布状態から、おおむね首肯できる。しかし、苗加村は、現存するその新開史料から文禄―元和期に分村による小集村が成立していた可能性が大きく、三カ村はあったとしてよい。この推測が真実であるなら、牧野氏の所説と同じ結論の、この寛文一〇年の文面が散居のはじまりと解してよからう。なお、

「寛文三年家高付之帳」には同村の肝煎家一とある。

隣村の鷹栖は、寛文一〇年六一軒の百姓が^(五九)あり、外に相当数の無高農民がいた筈である。これだけの大集村がどこにあったか。同村の場合、苗加・水鳴・野尻のような古くからの権威がある寺院がなく、また、神社も正徳二年（一七一二）杜号帳に五社が挙げられ、それぞれ現今では離れて鎮座する。寛文三年家高付之帳に村肝煎家二とあるから、前記文面からも、同村ではすでに複数の集落から構成されていた、と思われる。そして、再説すると、当時小村が一般的であるから、大村のなかの小集落分立こそ自然のあり方と思われていたのではないか。広大な村領域をもつ大村にあっては、村民はかなり自由に自村領内の野開きをしたため、自家耕地が遠距離となったものが出来た。そこで耕作の便利のため、耕地に近く散居を欲求するようになり、さらに、改作法以来、武士が農村に立入らなくなつて治安の危険が薄れ、治水事業の進捗が水害の危険も薄めた。このような社会情勢が散居を可能にした。

とすると、庄川扇央部の、苗加・鷹栖等の大村の内部で、集村からの分散が開始された。時期は一七世紀後半、改作法以降である、と筆者は主張しておく。そして散居は次第に四周へ波及していくが、決して急激でない。それは以下に論述したい。

最後に、砺波の散村の成立の根拠にされる、鷹栖村の御藪について、反論しておきたい。鷹栖村では慶安四年（一六四一）の検地のさい、矢竹用に民家の竹藪が三―カ所「御藪」として指定された。その地点が明かに散居になっているから、つまり、近世のはじめに散村はすでに成立していたことを示し、恐らくその起源は中世に溯り得る、とするものである。これは、地元^(六〇)の郷土史家中明宗平氏の持論であった。『砺波市史』が砺波散村の説明に同説を記述したので、『富山県史』にも採用され、同説が定説になった観がある。しかし、同説の論拠が薄弱である。

ヤタケは節が低く、節間が長く、質が強いので、矢の材料として加賀藩が保護をした。砺波地方でニガタケといい、鷹栖村以外でも御矢藪があったようで、年貢免除とされた^(六三)。竹藪は竹材用のほか洪水への備えもあったようだ。ともあれ、後世の文化二年(一八〇五)「御藪改」^(六四)足軽と山廻役が「御越御改」其節之書物ニハ御藪持人之書上申通りニ御座候」とある。なお、「私共在所先年百姓中居屋敷持藪之内ニ而御竿除御預藪三拾壹ヶ所御座候処、湿地等ニ而竹追々無数ニ相成ニ付、安政三年(一八五六)退転」して跡地を開田し、替り地の虎杖川原で「為試苗植付」^(六五)た。

筆者が御藪が散居の証拠にならないとする論拠の第一は、藩末期の御藪預り人三一名のうち寛文一〇年(一六七〇)に所在が確認される家が一八であり(第11表)、他は後世に御藪番方になった者で、中に他村出身の転入者と明瞭に知れる家さへある。鷹栖村では御藪預り人が長百姓のステータス・シンボルと思われる^(六六)。従って、初代津右衛門のように村中の地位が上昇すると御藪番方になりたがる。また、没落農家が放棄・譲渡するのもやむを得ない。現に、安政元年(一八四八)の「私共在所与五郎御立藪番方被仰付御座候得とも今般在所勇之助江讓替仕度旨願書付上申」^(六七)に対し、御郡奉行からの許可があった書付けが残っている。このような預り人の移動が第二の理由である。第一、第二の理由により、散居が定着した一九世紀前半の御番方の住所が一七世紀前半の散村の根拠にならない。第三の理由は「百姓中居屋敷持藪」が百歩以上の御藪地が一ヶ所あり、最大二五〇歩のものがある。このかなり広い竹藪が宅地内にあつたものか。中には居屋敷から離れた、川の畔などに置かれたものもあつたのではないか。藩末期の御藪の位置が不明であることである。まだ説明が足りないが、後統の主張を展開したあと、補足したい(三五頁)。

以上、筆者の散村の起源についての主張が、牧野説^(六七)に結論におい

てかなり類似してきたが、全く同一ではない。そして、ここまでは村落の成立を述べて来たのであるが、散村の成立についてはやっと入り口に辿着いたところで、散村の成立はこれからである。

註(一) 西村嘉助「庄川扇状地の発達と人間の居住」(「広島大学文

学部紀要」一三三号 昭33 一七七―一八七頁)

(二) 『富山県史・通史篇Ⅲ』八五六―五八頁

(三) 『同右』八五六頁

(四) 石川県編・刊『石川県史・第参編』昭4 一〇二―六頁

(五) 高島幸吉編『砺波町村資料』同資料刊行会 昭7

(六) 『富山県史・史料篇Ⅲ』昭55 付録

(七) 紙幅の都合から(C)清沢新村、文化二年(一八〇五)村

立、天保一〇年三七〇石、無家村、(D)百町村、明暦二年

六〇石、天保一〇年一〇一石、明治五年一二戸五人、の

二か村を載げなかった。

(八) 六尺三寸が定法であるが、実情によるものか延尺の村が相

当数あつたことが「天保一四年(一八四三)砺波郡御縮高

根帳」(『富山県史・史料篇Ⅲ』補遺一一二―六一頁)の村

竿の数字から知られる。

(九) 『富山県史・通史篇Ⅲ』一六一頁。坂井誠一『加賀藩改作法

の研究』清文堂出版 昭53 一七頁

(一〇) 『富山県史・史料篇Ⅲ』付録

(一一) 『越中志徴』(上下合本)八四頁

(一二) 坂井『加賀藩改作法の研究』一三八頁

(一三) 『富山県史・史料篇Ⅱ中世』昭49

(一四) 富田景周(文化二年著)『越登賀三州志』石川県図書館協会

昭8 七〇〇―七〇六頁

(一五) 『福光町史』二九四―九八頁、三六一―六九頁

(一六) 中之宮村は『越登賀三州志』では庄下郷とする。

(一七) 『越登賀三州志』五四二頁、五四五頁

(一八) 宮永正運(安永九年著)『越の下草』富山県郷土史会 昭55
六七頁

(一九) 『砺波市史』二四八頁。『鷹栖村史』一六頁に戸出町図書館蔵「越中三郡古城集」(菊地六郎右衛門旧蔵)から同文を引用する。『砺波市史』は「鷹栖館跡」を小倉六右衛門の館あとで、通称庄官屋敷ともいう、としている。『鷹栖村史』の記述を速断して比定したものであるが、六右衛門家は文化文政期にまだ有力な農民として同村内に居住し(「津右衛門過去記」、へ第11表へ3)、矛盾する。鷹栖館跡は現在痕跡がなく、どこか不詳である。

(二〇) 『鷹栖村史』二三〇―三三頁

(二一) 『加越能寺社由来上』四八八―九八頁、六五三―六七頁

(二二) 『福野町史』七〇五頁

(二三) 『小矢部市史上』九二五―二七頁

(二四) 『小矢部市史上』九二八―三〇頁

(二五) 『富山県史・通史篇Ⅲ』二二六―二七頁

(二六) 『富山県史・通史篇Ⅲ』八八三―九三頁

(二七) 『福野町史』六三四頁

(二七) 『鷹栖村史』一三七―三八頁、小矢部市水島・加茂清文氏蔵
寛政五年九月砺波郡宮林鳥見当木書上帳」

(二九) 福野町野尻・石武雄神社蔵

(三〇) 『加越能寺社由来下』一九―二七頁

(三一) 井上鋭夫『一向一揆の研究』吉川弘文館 昭43 二六七―
七七頁に白山仏教と本願寺教団との関係が指摘され、不動
信仰も白山信仰の一つとされる。

序にいえば、白山信仰系の加越山地の諸寺院の医王山惣海
寺・安居寺・俱利伽羅長樂寺・石動山天平寺が阿弥陀信仰

を浸透させていたところに、井波瑞泉寺や加越山地の二俣
本泉寺・土山御坊(安養寺・勝興寺)からの布教により、
浄土真宗が大いに普及した。へ第5表へ中の光西寺は安居寺
の一支坊からの転宗といい、勝満寺もはじめ興法寺にあつ
た安居寺の支坊という(『小矢部市史』)。伝承がない川崎
や興法寺の諸寺院も無関係ではあるまい。ここに加越山地
東麓既開発地帯から庄川扇状地への進出が感じられる。

(三二) 『石川県史・第三編』附録

(三三) 北陸農政局『富山県農業の展開と経済成長』四二二頁

(三四) 藤木久志『統一政権の成立』(『岩波講座日本歴史9近世1』)
岩波書店 昭50

(三五) 坂井『加賀藩改作法の研究』一一頁

(三六) 『富山県史・史料篇Ⅲ』五三八頁以下

(三七) 『同右』三九五頁

(三八) 『砺波市史』四三〇―三二頁

(三九) 『同右』四二七―二八頁

(四〇) 坂井『加賀藩改作法の研究』三四九頁

(四一) 『富山県史・史料篇Ⅲ』五六〇―六一頁

(四二) 坂井『加賀藩改作法の研究』九六―九八頁

(四三) 『富山県史・史料篇Ⅲ』付録

(四四) 『鷹栖村史』二〇八―一〇頁

(四五) 『水島村史』五頁

(四六) へ第1表へ中福田ち(組)の八か村、(B)の小島・小杉・
日詰・紺屋島・中神・杉木、(C)の神島・深江が該当する
が、小村もあるのですべて肝煎があつたか、疑わしい。

(四七) 『富山県史・史料篇Ⅲ』五六八―六九頁、『同上・通史篇Ⅲ』
一一二四頁。

(四八) 若林喜三郎『加賀藩農政史の研究上』吉川弘文館 昭45

(四九) 金子文書編集委員会『加賀藩初期十村役金子文書』砺波市教育委員会 昭51 一三九—四七頁

(五〇) 『同右』一五二—一六五頁

(五一) 『同右』七一—八頁

(五二) 『加賀藩史料・第一編』八三七—三九頁

(五三) 『富山県史・通史編Ⅲ』八六五—六六頁

(五四) 『井波町史上』三六二—六三頁

(五五) 牧野信之助『土地及び聚落史上の諸問題』二六四頁

(五六) 『岡田』は「園田」か。原文を見ることができないが、『富山県史』史料編に同時代、同役の人物を園田と読む。

(五七) 『角川日本地名大辞典富山県』六六三頁。

(五八) 『富山県史・史料編Ⅲ』附録

(五九) 『鷹栖村史』二〇八—一〇頁

(六〇) 『同右』一八四—八七頁

(六一) 『砺波市史』四九六—五〇〇頁

(六二) 『富山県史・通史編Ⅲ』八六五頁

(六三) 例えば不動島村に「おややぶ」と呼称される約一〇〇歩の畑地が昭和まであった。

(六四) 後出「津右衛門過去記」文化二年条

(六五) 明治四年付旧鷹栖村有文書

(六六) 砺波市鷹栖、中明幸雄氏蔵

(六七) 牧野『土地及聚落史上の諸問題』三〇三—〇五頁

二、加賀藩政と鷹栖地区

改作法下の農家の消長

一七世紀中頃に施行された改作法は、以後、二世紀間余にわたる加賀藩農政の根幹をなし、藩側は高い率の年貢を安定した形で收受することができ、農民側は一村平均免(税率)による定免法に従い、武士と行政上接触することがなくなった。本稿ではこれから、加賀藩政を論ずるのではなく、改作法実施期間において鷹栖地区の農家がどのように消長し、それが散村の形成とどう関係したか、を考究してみたい。

鷹栖村が慶安四年(一六五二)、不動鳴村が承応二年(一六五三)の検地によって下付された明暦二年(一六五五)の村御印によれば、鷹栖村の草高が三、五三三石、免が四ツ二歩(四二%)不動鳴村が二五一石、免三ツ八歩とされた。あれほど盛んであった開拓は、これ以後全く停滞してしまい、万治四年(一六六一)より新開、其年、翌年作取、三年目・四年目両年半収納、五年目より者本収納之事」と歟下半年が領内画一の仕法によって確定されたにかかわらず、藩末期までに、鷹栖村が御印高の五パーセント増、不動鳴村が一〇%増に過ぎず、鷹栖地区はこの期間三五〇ヘクタール前後の水田および宅地面積を擁してほとんど変化がなかったことになる。

鷹栖村の三、五三三石の村御印高は、加賀藩随一のもので、越中全体の一村平均草高四〇八石、砺波郡平均四七二石に較べて、巨大村である。普通村数か村分の農家・農民の動向が一村として把握できる利点がある。不動鳴村の二五一石は、鷹栖に較べると過小であるが、二五〇石以下の村の累計数が越中の全村数の五二・三%、砺波郡の全村数の四五・八%もあるから、特別に小さいということもない。コンパクトであるから細部まで観察するには好都合である。それぞれ特徴をもつ両村を必要に応じ使い分けてゆく。

鷹栖地区の農家の消長を示す史料として『鷹栖村史』に「寛文一〇年（一六七〇）百姓所有高帳」と「享保一五年（一七三〇）百姓所有高調書」による両村分が掲載されている。ともに旧十村記録で、前者は寛文一一年でないかと思われるが、そのまましておく。鷹栖に「宝暦六年（一七五六）百姓中高帳^(三)」「文化五年（一八〇八）持高帳^(四)」および「万延元年（一八六〇）役高帳^(五)」が残り、いずれも村肝煎記録である。不動鳴には旧村有文書から「文政一二年（一八二八）碁盤割引地打木帳」と「万延元年百姓中高帳」を使用する。これらの資料から作成した〈第9表〉が鷹栖村の、〈第10表〉が不動鳴村の、百姓持高の変遷を示す。〈第11表〉は、鷹栖村の一部農家の持高の変遷を示す。一農家の屋号は代々継承されたという原則を前提とした。例えば、加と嘉、宗と惣のように当て字が違う場合も同一と取扱った。親と子で違う名を称した事例があるが、今日それと知ることが出来るものは同一家と処理した。ただし、鷹栖は藩政後期に家数三百前後となるため村内に同名の農家が複数出現することもあり、判断に苦しむ。ともあれ巨大村の二世紀間にわたる変遷を表示することはごく一部の農家しか掲載できないことである。そこで表中の二時期以上に互り継続した百姓の持高を示した。ただし文化時に初めて名が出て万延時に続く百姓のうち一八家を紙幅の都合から割愛した。それは文化時持高十石以下から任意抽出した。ただし、万延元年役高帳が読み難いため、これらの外に該当者があるかも知れない。〈第12表〉は不動鳴村の農家の持高および開作高の変遷を示す。この表は、前表と異なり、各時点における村内の悉皆の農家を掲載してある。なお、開作高の資料は旧村有文書のうち「安政四年開作帳」「酉年・子年・寅年・巳年開作帳下書」による。農民の記号が複雑にしてあるのは後述の事柄（五〇頁以下）に関係するためで、ここでは触れない。

〈第9表〉と〈第11表〉から鷹栖村の百姓持高の変遷をみたい。

改作法後で切高仕法前の寛文一〇年（一六七〇）においては、本百姓一家当り五八石（約五・二ヘクタール）平均、最高が村肝煎家の二二〇石（約二〇ヘクタール）、最低が五石（約四五アール）であるが、一〇〇石（約九ヘクタール）以上の大百姓一三家で村高の四八パーセントを所有する。二〇石（約一・八ヘクタール）以上の百姓が全百姓数の八三％である。すなわち、当時きわめて大規模経営であり、これは〈第8表〉の承応三年（一六五四）太田村の事例と較べて極めて類似し、当時の一般的な様態であった。ただ二〇石以下の小百姓が一〇家あり、承応期の太田村では最低が二〇石である^(五)。新しい現象であり、分家が没落のためか不明である。ともあれ、村内百姓は当時多くの「下人」を擁して、多分直営手作りしていたと考えねばならない。

田島売買は、幕府が寛永二〇年（一六四三）に禁止を令したが、加賀藩はこれより先んじて元和元年（一六一五）にこれを禁止し、寛永八年（一六三一）に再禁していた。しかるに年貢皆済に支障を来たした百姓が手近かで高価な持高処分に応急策を見出し、禁制のため質入類似の処分が絶えなかった。さらに延宝（一六七三）・貞享・元禄と連続の凶作によって百姓の貸借関係はいよいよ危機の様相を呈するに至った。そこで、藩は元禄六年（一六九三）いわゆる切高仕法を公布し、百姓相対での土地譲渡を認め、さらに「不覚悟にて年貢難渋仕、皆済滞、持高耕作難動百姓有之候は、村肝煎・組合頭吟味仕、十村遂詮議、其身に開作可仕候程之高見計為持置、相残る分切高に仕、余高望人聞立候而其品双方書付を以拙子共^(六)へ可申聞候、則切高望人可申付事」とし、さらに単独相続を強制した。かくて切高仕法によって、「頭振」、「下百姓」などの無高農民の小「百姓」化が公認された反面、貧窮百姓の頭振への転落が促進された結果、藩は元文（一七三六―四一）頃には切高の制限を考慮しなければならなくなり、寛保元年（一七四一）皆切高を禁じて、一、二

<第9表> 砺波郡鷹栖村百姓持高の変遷

持高区分	寛文10年 1670		享保15年 1730		宝暦6年 1756		文化5年 1808		万延元年 1860														
	百姓数	*	百姓数	*	百姓数	*	百姓数	*	百姓数	*													
	村内	他村	村内	他村	村内	他村	村内	他村	村内	他村													
100石<	12	20	46	11	10	50	10	6	41	6	1	2	27	4	1	22							
~80石	6	10	15	4	3	10	2	1	5	2			5										
~60石	4	7	8	4	3	8	5	1	4	12	1		2	4	1	7							
~40石	8	13	10	6	1	6	7	10	1	6	14	12	4	18	14	4	18						
~20石	21	34	17	16	15	14	16	2	10	13	36	11	26	37	12	28							
~10石	6	10	3	21	18	8	21	2	14	10	25	3	9	11	34	1	11	13					
~1石	4	7	0.8	33	29	3	58	34	5	85	29	10	86	27	11								
1石>				19	17	0.2	41	25	0.2	121	42	0.4	140	44	0.5								
計	61	100	100	116	1	117	100	100	163	6	169	100	100	288	4	292	100	100	319	1	320	100	100
村高	3,533石		3,654石		3,654石		3,654石		3,654石		3,670石												
村高/村内百姓数	57.9石		31.3石		22.1石		12.7石		11.5石														
資料	「百姓高附帳」 『鷹栖村史』		「百姓所有高調書」 『鷹栖村史』		「百姓中持高帳」 今井勝一氏蔵		「持高帳」 柴田吉郎氏蔵		「役高帳」 柴田吉郎氏蔵														

* 持高区分中の百姓の持高合計が村高に占める百分率

<第10表> 砺波郡不動嶋村百姓持高の変遷

持高区分	寛文10年 1670		享保15年 1730		文政11年 1828		万延元年 1860									
	百姓数	*	百姓数	*	百姓数	*	百姓数	*								
	村内	他村	村内	他村	村内	他村	村内	他村								
60石<																
~40石	1	1	39	2	1	55	1		21	1		19				
~20石	4		43	3		25	2	4	61	2	4	59				
~10石	3		18	2		11	3		15	2		11				
~1石				1	2	9	3		4	6	3	10				
1石>				4		0.3				11		1.4				
計	8	1	9	100	12	3	15	100	9	4	13	100	22	7	29	100
村高	251石		256石		256石		265石									
村高/村内百姓数	29.0石		21.3石		29.4石		12.0石									
資料	「百姓高附帳」 『鷹栖村史』		「百姓所有高調書」 『鷹栖村史』		「基盤割打木帳」 旧村有文書		「百姓中持高帳」 旧村有文書									

* 持高区分中の百姓の持高合計が村高に占める百分率

升高を残すことを命じ、享保元年（一八〇四）残高二升と定めた。これを「名高」と称する。分地相続については寛文四年（一六六四）に「百姓死後せがれ成人有之候へば、高三ヶ二者惣領、三ヶ一者次男、其外子供高分願候得ば」認められた。しかるに切高仕法で「百姓二三男江高分の儀、一円不相成格に候得共、五十石以内不相成分者承届可申旨、元禄年中申渡置候」とあるが、この配分した残高が五〇石以上の場合だけ分高が許されたのは元文三年（一七三八）ともいう。ただし分地相続しなくても、百姓二、三男は「取高」によって百姓となることは合法であった。取高による新規独立を「入百姓」といった。なお、享保六年（一七二一）「切出高取候者其村江為引越、百姓棟を相立可申候、然共其村江為引越候子供等も無之時分、其段十村江申断如先例懸作持可仕事」、大高を持来候百姓（中略）他村に懸作高持候て（中略）懸作高の分は、切出高為仕可申候、去共無規居在所に持来候高の内切出高仕義に候は、可為前段之通事」と、他村より又は他村への懸（掛）作を追認しつつも、居村の持高売却には制限を加えようとしている。

さて、切高仕法は土地移動を合法化しただけでなく、中世的な持高手作り経営から近代的寄生地主経営への移行の開始を意味するのではなからうか。加賀藩の一部地域にこの頃に地主小作関係が現われつつあったという指摘があり、自作できなくても小作させることによつて取高を増加させることができる条件が存在していたと考えられ、切高仕法は、藩の意図とは違つた面にも作用していったのではなからうか。

再び（第9表）（第11表）に戻ると、鷹栖村は、切高仕法すなわち農地売買認可法から三七年後の享保一五年（一七三〇）には、六〇年前に較べて、百姓数が二倍近く増加したが、二〇石以上の百姓数は約二割しか減らず、とくに六〇石（約五・三ヘクタール）以上百姓持高合計はほとんど変わらず、三パーセント減に過ぎず、村高の

三分の二強を一九家で経営し、最高家も前代と同じで三五三石、六〇%も増していた。したがって、増加した百姓数は小農の増加にもたらされたのである。この六〇カ年のうちに名を失つた百姓が三四%に及ぶことが注目され、中には屋号を変えて継続しているものもあるかも知れないが、激しい交替を物語る。懸作は鷹栖出村の百姓である。鷹栖出村は、中村川跡に鷹栖村の九名の百姓が中心になり貞享二年（一六八五）新村立したところであるから、この懸作者は故村で錦を飾つたのかも知れない。

これから二六年後の宝暦六年（一七五六）では、百姓数がさらに四割増となるが、二〇石以上の村内百姓数は同じであり、その持高合計も微減に過ぎない。六〇石以上の持高の合計は五八%とその構成比が一割減となった。最高は同じ家で三〇六石である。他村からの懸作地主が六名、その持高合計が一九二石、この中に町人が一名ある。一石以下の名高に近い百姓が全百姓の四分の一を占めるに至つたことが注目される。村内百姓一家当り二二石（約一・九ヘクタール）といえ、小作経営がかなり普及していた、と思われる。

ついで文化五年（一八〇八）は、その後五二年を経ているが、百姓数が七三%も増加し、また階層的構成が一層零細化しているのが目立つ。すなわち、増えたのは、一石未満の百姓で総数の四二%となり、五石以下の百姓が七二%も占めた。上層部がやや分解傾向で、二〇石以上の村内百姓が七家増えたのに、その持高合計がやや減つた。六〇石以上は、村内百姓数が半減し、その持高の構成比は三二%と低落が著しい。最高家も交替し、享保・宝暦期三百余石であった家が五升という転落振りとなり、代つて二〇五石が最高値となったが、この家は宝暦時の七倍増である。一〇〇石の町人懸作がある。

面白い記事がある。鷹栖村肝煎「津右衛門過去記」文政二年（一八一九）四月、御領国一統請作（小作）田しらべ御座候。五月、才許十村四日町平助殿かけ聞役、新田才許植生村伝右衛門殿同じ、当

村二而、当五ヶ村并水嶋村百姓・頭振不残御呼立、田歩帳面御読為聞、人々印形御取被成候。且又寅年万造(雑)帳御取上り被成候」とあるのは、当時、加賀藩において小作制度が広く普及して、藩も介在に乗出していることを物語っている。同じ過去記文化五年条の金沢城焼失の為冥加銀の蟹谷組村々「記帳之写」は、各村内部および各村間の経済力の実態を示す資料であり、地主―小作関係を背景にしなければ理解できないのではないか。というのは、他村への懸作があるからである。ここではこの問題にこれ以上立入らないことにする。

最後に、文化五年から五三年後の万延元年(一八六〇)においては、百姓数が一割弱しか増えず、既に飽和状態になっていることを示す。村内百姓一家当り一一・五石(約一ヘクタール)は、土地生産力が低い当時では最低生存線すれすれの面積であつたろう。この期間に、二〇石以上の村内百姓の家数が二軒増であるが、持高合計が微減した。しかし村内五十余名の地主が村高の四分の三を所有し、残り二割余の土地に増加する零細農民ひしめく、という構造は半世紀前と同じである。この年鷹栖村の家数三五〇軒であつたから、四〇軒の頭振(無高農民)がいたことになる。この様子は、そっくり明治時代に持込まれたのである。

次に、〈第10表〉・〈第12表〉により不動嶋村をみる。小村であるから紛れがない。寛文一〇年(一六七〇)の本百姓一家当り二九石(約三・二ヘクタール)で、最高でも五二石(約六ヘクタール)、最小が一・二石(約一・三ヘクタール)であるが、鷹栖村から懸作一名で村高の一七%を占めた。享保一五年(一七三〇)では、六〇年前より村内百姓が三家増えたが、名高百姓が四家もあるから、実質は減少で、代つて鷹栖村から懸作三名の合計草高六三石、構成比二五%に及んでいる。最大の懸作百姓は、寛文時と同一家で〈第11表〉の8であるから大百姓であるが、やがて姿を消す。ただし不動嶋村一

の百姓が隣りの上後丞村に二〇石の懸作をする。その後史料がなく、約一世紀後の文政一年(一八二八)には悲惨な状況に落ちている。

百姓数も九家に減り、うち名高が二家、合計しても村高の六割しか持高がなく、残り四割の農地は鷹栖村からの懸作四名に所有された。それから三二年後の万延元年(一八六〇)には、百姓数が急増したとはいえ、零細地主が増えただけ、実質的には文政時より一家が没落したが、その持高がそっくり所屬・糸岡組十村の金屋本江村長田家に移っている。その他とも合計一〇八石、村高の四一%が懸作地主七名に握られ、うち五名が鷹栖村からである。一〇石(約一・一ヘクタール)以上の村内地主五家の合計が一七石、村高の四四%に過ぎない。このように貧乏な不動嶋村も、比較的豊かに見える鷹栖村と同じく、百姓一家当り平均農地が一・二石程である。

この年のこの村の農地の、所有と耕作の関係は後で詳説するが、藩政末期の加賀藩農村では小作制度が整備されていた。書名も年代もない、南部砺波地方五〇カ村の村勢を記した小冊子がある。当時鳥見役を勤めていた人が使用していたもので、十村役の村鑑帳の写しと思われる。多種の情報を書きこんだなかに田地割の最近実施年があるから、天保末期(一八四三頃)の記録と考えられる。この中に各村の「高壱石下シ米」と(地主)作徳米が記されている。小作料が公認されていたことを示している。このハンドブックの記載中〈第1図〉に所在する村については〈第13表〉に表示する。

農民層の分解が大村・小村の区別なく進行了。多くの零細農家は小作と日雇いによって生計を立てていたとみられ、地主は所有水田を、必ず自作しなくてもよく、望めば小作に卸すことができるようになっていた。改作法の目標の貢税確保は最後まで貫かれたが、改作法下の加賀藩農村は二世紀間に大きく変質したのである。

(つづく)

(単位：石)

年代 百姓	享保15 1730	宝暦6 1756	文化5 1808	万延元 1860	年代 百姓	宝暦6 1756	文化5 1808	万延元 1860	年代 百姓	文化5 1808	万延元 1860
71	1.53	.52	13.15	39.4	106	3.03	3.		136	21.	28.14
72	.81	16.1	.1		107	2.6	5.		137	20.	23.23
73	.8		.5	.3	108	10.2		.1	138	19.6	27.2
74	.5	1.52	.1	.1	109	5.1		.1	139	18.8	49.43
75	33.66	13.43			110	.05		.05	140	14.	19.6
76	25.9	.35			111	.05		.05	141	13.	13.76
77	16.15	7.57			⑪⑫		195.39	13.53	142	12.	54.19
78	11.37	10.2			113		98.9	41.92	143	11.1	23.14
79	11.11	.1			114		83.5	353.37	144	11.1	4.55
80	10.21	5.5			115		73.47	129.1	145	10.5	28.35
81	5.05	5.05			116		56.2	66.62	146	9.9	9.9
82	.53	.03			117		55.	34.51	147	7.9	.1
83		173.46	.05	21.81	118		52.	114.17	148	6.5	16.94
84		104.71	2.9		⑪⑨		34.7	63.5	149	5.5	.11
85		70.87	65.	.1	120		33.	.05	150	4.5	23.21
86		43.93	7.1	2.52	121		32.5	11.51	151	4.	31.28
87		26.24	22.35	12.67	122		31.53	58.3	152	3.75	25.1
⑧⑧		22.72	5.6	30.23	123		31.25	12.8	153	3.	11.85
89		22.21	7.	37.5	124		26.5	.1	154	3.	15.6
90		16.66	10.	4.5	⑫⑮		25.5	.1	155	3.	.1
91		10.7	53.2	50.9	⑫⑯		24.1	34.36	156	2.9	5.3
92		9.59	7.5	10.65	127		24.1	33.21	157	1.5	6.17
93		8.7	.05	.05	128		24.5	3.05	158	1.15	.1
94		7.8	.1	1.6	129		27.5	16.35	159	.4	1.
95		6.97	5.	11.24	130		23.1	9.71	160	.5	11.86
96		3.	.05	.15	131		27.77	.1	161	.1	15.7
97		2.2	11.6	.15	132		28.	.9	162	.05	.05
98		1.1	7.9	.1	133		22.6	27.7	163	.05	.45
99		2.7	1.6	.1	134		22.45	.15	164	4家.1	.1
100		.1	7.9	.1.	135		21.1	1.26	⑬⑰	.05	
101		.05	.2	.6							
102		.05	2.5	.53							
103		.05	.05	.05							
104		14.14	.1								
105		14.13	9.								

外に18家あり

(単位：家)

時期	寛文	享保	宝暦	文化	万延
初出					
寛文	42	40	32	29	28
享保		40	35	31	21
宝暦			29	25	24
文化				75	75
計	42	80	96	160	148
総数	61	116	163	288	319

〈付表〉上表の累計

<第11表> 鷹栖村百姓持高の変遷

(単位：石)

年代 百姓	寛文10 1670	享保15 1730	宝暦6 1756	文化5 1808	万延元 1860	年代 百姓	寛文10 1670	享保15 1730	宝暦6 1756	文化5 1808	万延元 1860
①	220.4	353.65	306.18	.05	1.09	②6	21.7	22.55	28.51	205.6	241.36
2	187.2	4.4				37	22.4	27.6			
③	170.15	186.93	185.39	113.97	21.	38	18.7		1.29		.1
4	162.	198.				39	15.6	16.6	16.6		8.5
⑤	134.3	151.63	3.59	.05		40	10.2	22.74	34.46	44.1	40.51
6	120.7	11.37	10.2			41	9.2	2.4	7.7	.1	10.3
⑦	114.36	42.15		.1	.1	42	5.	5.15	2.7		
⑧	107.6	157.49	104.91	30.17	53.77	43		133.85	127.89	1.1	.1
⑨	104.8	130.63	112.52	.1	19.96	④4		108.79	84.55	24.5	.17
⑩	101.35	147.35	131.2	107.	46.13	45		46.34	3.05	.5	
11	100.	100.99				④6		42.71	62.9	.2	.3
⑫	96.14	99.	100.51	51.71	50.27	47		42.44	51.74	24.64	.14
⑬	93.6	87.34	45.45	.1	.2	48		42.17	47.74	30.77	
⑭	69.2	123.35	113.35	.24	.1	④9		41.29	26.26	.1	
15	62.5		2.88	42.7	.1	50		31.3	22.72	20.5	
16	53.4	90.89	59.58	.1		⑤1		29.39	76.23	131.65	71.8
17	48.1	156.49	22.72	20.5		52		25.43	6.75	6.21	.25
⑮	46.6	21.63	40.9	141.5	36.13	53		20.87		.1	
⑯	42.7	76.51	132.9	.1	7.52	54		21.85	16.16		
⑰	42.1	65.64	70.69	50.3	21.37	55		14.32	14.14	24.75	6.06
21	41.	15.46				56		13.92		20.58	.1
22	40.9	36.21	41.66	17.69	16.11	57		13.95	5.5	.1	.05
⑳	40.7	30.27	44.93	93.1	20.5	58		10.83	.05	3.	.3
24	38.	30.11		30.17	.1	59		12.12	10.1	26.1	
㉑	37.6	38.72	42.	38.1	.67	60		11.28	12.79	42.62	20.38
㉒	37.5	71.81	76.86	9.11	.12	61		10.53	.05	3.	.5
27	36.6	5.14				62		10.21	20.2	25.5	20.8
28	30.	1.1	12.1	9.	.1	63		9.57		10.43	28.35
29	28.6	27.	33.72	58.4	28.35	64		8.57		10.43	22.33
30	28.	11.11				65		8.12	37.57	.1	
⑳	27.4	94.47	94.47	.35		66		6.	47.47	12.2	.14
32	26.8	.51	.55			⑥7		5.13	.5	.05	
㉓	26.6	70.87	104.71	54.58	50.6	68		4.12	1.09	30.11	.1
㉔	25.	25.73		3.6	80.3	69		3.03	2.22	25.57	31.4
35	24.5	20.2	25.24		8.52	70		2.7	2.6	2.2	

注 ○印は藩末時代の「御蔵預り人」を示す。

2 時期以上に互り継続した百姓の持高を示すが、文化時の18家を割愛してある。

資料は<第9表>に同じ。

<第12表> 不動島村農民の持高および開作高の変遷

(単位：石)

年代 百姓	持 高				開 作 高					年代 農民
	寛文10	享保15	文政11	万延元	安政4	文久元	元治元	慶応2	明治2	
	1670	1756	1828	1860	1857	1861	1864	1866	1869	
A	51.57	40.7	30.	35.6	20.37	22.47	22.47	22.47	17.97	A
1	31.41	22.39								
O	18.4	.2		.02	3.96	3.96	3.96	3.96	5.72	O
a	31.38	51.17	10.27	108	23.57	23.41	23.41	23.41	19.69	a
h	24.57	20.35		.5						
E	11.87	10.18		28	7.77	7.76	7.76	7.76	8.85	E
2	22.67									
3	16.28	.8								
C		20.65	52.13	51.	22.25	20.64	20.64	20.64	17.96	C
f		17.3		.61	9.44	9.48	9.48	9.48	9.52	f
H		8.14		.11	8.96	8.96	8.96	8.96	9.57	H
4		.69								
5		.2								
B			13.06	35.6	21.67	22.77	22.77	22.77	18.53	B
b			15.	21.1	17.15	17.14	17.14	17.14	15.28	b
G			6.2	.7	10.88	10.65	10.65	10.65	9.41	G
I			2.4	.1	7.54	7.55	7.55	7.55	7.57	I
6			21.24							
M			1.5	.06	6.68	6.67	6.67	6.67	7.4	M
e				2.38	7.45	7.46	7.46	7.46	9.	e
L				.09	4.90	4.75	4.75	4.75	6.5	L
N				.06	3.59	3.59	3.59	3.59	5.48	N
F				2.55	7.05	7.05	7.05	7.05	5.85	F
D				3.35	11.25	11.24	11.24	11.24	11.24	D
d				2.8	14.41	14.41	14.41	14.41	10.64	d
g				1.3	3.95	3.96	3.96	3.96	6.27	g
K				.5	9.65	9.64	9.64	9.64	9.17	K
J				.5	7.22	6.42	6.42	6.42	9	J
i				0	8.93	8.92	8.92	8.92	7.67	i
j				0	6.65	9.58	9.58	9.58	9.74	j
P				0	6.68	5.49	5.49	5.49	7.57	P
Q				0	1.85	2.37	2.37	2.37	3.56	Q
R				0	2.55	2.2	2.2	2.2	2.26	R
									4.73	k
									4.31	l
									4.02	m
									4.15	n

<第13表> 天保末期・南砺の小作料

事項 単 位	草 高	免	高 1 石 下 シ 米	内作徳米
	石	%	石	石
福 野	255.00	22	0.7602	0.4983
松 原 新	343.75	34	0.8796	0.4891
寺家新屋敷	106.50	46	0.9602	0.4277
苗 嶋	1079.99	25	0.6649	0.3704
年 代	274.50	31	0.7539	0.3922
百 町	101.64	26	0.7535	0.4483
古 軸 屋	352.36	33	0.7986	0.4146
野尻野新	602.53	10		
鷹 栖	3670.40	44	0.784	0.29472
不 動 嶋	265.20	38	0.78474	0.36218

<第14表> 文化5年から天保8年まで鷹栖村の新農家独立状況

事項 年	分 家 (養子分家も)		頭振から 入 百 姓		他村から 分 家		懸 作		事項 年	分 家 (養子分家も)		頭振から 入 百 姓		他村から 分 家		懸 作	
	戸 数	石高 合計	戸 数	石高 合計	戸 数	石高 合計	戸 数	石高 合計		戸 数	石高 合計	戸 数	石高 合計	戸 数	石高 合計	戸 数	石高 合計
文化5年		石		石		石		石	文政6年		石		石		石		石
1808	1	8.00							1823			8	.80				
6	2	6.00							7	1	7.64						
7	4	32.60			1	3.00			8								
1810									1825								
8									9	7	42.00						
9	2	9.50							10								
10	3	21.00					1	7.00	11	2	13.00						
11	1	3.00							12	6	13.00					2	29.00
12					1	3.00	1	6.00	天保元年								
1815									1830								
13			1	3.00					2	7	12.30						
14									3	1	3.00						
文政元年			1	.10			1	5.90	4	4	12.00						
1818									5	4	12.00						
2	2	6.00							6	4	12.00						
3	4	14.10	1	3.00			1	15.00	1835								
1820									7	2	6.00						
4			1	3.00					8	9	40.00						
5	3	10.00															
合計	69	232.94	12	12.90	2	6.00	6	62.90									

庄川扇央部の 散村の形成

かなり廻り道をしたが、これから砺波の散村の成立を考えてみたい。

筆者は本稿において、庄川扇央部の開拓が一段落した一七世紀中頃でも、扇央部の村落は、あまり大きくない集村、せいぜいで凝集的散居の形態であり、大きな行政村村落では数個の普通の大きさの集村から成っていた、と推測した(二〇―二二頁)。これから砺波の散村が形成されていった、と主張したい。

加賀藩の改作法下の農村は、切高仕法その他の法規・経済・社会情勢の変化などで、鷹栖地区を例としてみてきたように、農業経営形態が大きく変化し、農民層の分化が激しく進行し、ために個々の農家の消長はめまぐるしいことがあったことは(第10表)・(第12表)に示した通りである。

すなわち、鷹栖村の場合、寛文一〇年(一六七〇)の六一軒の農家が約二世紀後の万延元年(一八六〇)に二八軒しか残らなかつた。不動鳴村は同じ期間に八軒のうち四軒が消滅した。このように、藩政末期の農家の大部分は、その後、切高仕法にいう取高によって発足した百姓である。

しからば、新しい農家として独立のさいの取高の原因は何か。文化五年持高帳の末尾に文化五年(一八〇八)から天保七年(一八三七)まで逐年新しく独立した百姓の名・持高および理由が記載されている。これを一覽にしたのが(第14表)である。これによれば、この三〇年間に懸作の取高六件を除いて、八三名が新しく百姓として村に加わった。文化五年の百姓数の二八%になる。毎年ほぼ三軒の割である。もちろん、その傍で百姓から脱落する数も相当あつた筈であるから、村内百姓総数は新家独立軒数が丸ごと増加したわけではない。だが、村内に新しく百姓が独立することは、この村のこの期間に限ったことでなく、とくに切高仕法以降どの農村でも見られた現象である。

新しく居を何処に定めるか。古来の密集集落居住の固定観念を破る発想を産んだのは、庄川扇央部の大村、例えば鷹栖や苗加ではなかつたろうか。自村領内の未開地は比較的自由に新開できたであろうから、広大な村領をもつ村では、たしかに新田の増加が著しかったが、それだけ集落から遠い耕地が多くなった。湿地村であれば居住適地は自然的に限定されるが、扇状地であるから、どこでもというわけにはいかないが、適地は現集落以外にも多い。治安・治水も安定化した寛文一〇年(一六七〇)苗加村の百姓から「作場手遠にて難義仕候間、村をわけ田地手寄能所に家を立罷在度」^一との請願が出たのである。これを容認した藩当局は現実的な判断を下した、と評したい。かくて認可された途端に蜘蛛の子を散らすように、一挙に散村が成立したのでなく、公認された散居は徐々に波及していった、と考えられる。――分家させるとき、本家の農地のうち遠い個所ものを分割するのが通常であり、いまやそこに家を建てることになる。切高とする耕地は、人情として、住所から遠く不便な個所であろうし、取高すれば遠隔地を耕作しなければならぬから、そこへ分家を置き、下人・下百姓・頭振を移らせる。この趨勢は、一八世紀初頭の切高仕法施行以後、強まった。一方、従来の集村内に、とくに藩の重税や飢饉のため、没落する旧家の続発が絶えず、消滅するとその屋敷跡が空洞化する。――この、新独立農家の散居と集村内の一部農家の消滅が、長い年代にわたって継続するうちに、全体として散村が形成された、と筆者は主張する。

散居村がもつ農耕の便利さのゆえに、また、散居を可能にする自然条件をもつ地形のゆえに、散村形態は庄川扇状地に次第に普及し、新しく家を立てるさい自家耕地に家屋敷を置くようになった。どの村も農家の消長の激しさは鷹栖地区のそれと大差がなかったであろう。かくて、永い間に散村となった。さらに、庄川扇状地外の砺波平野にも散居が波及していった。しかし、自然的に散居村に適しな

いところ、例えば、庄川扇端部より下流の低湿地帯、扇央部でも洪水多発の庄川一保川地域は、依然として集村のままであった。

「天保十一年（一八四〇）戸出村御田地割定書」中に「家建候節、同苗相談之上場所取極、尤作所手遠等見斗、大体家より五十間斗除、まばらに為家建可申。」や「明治四年（一八七二）太田村御田地割定書」中の「新屋敷の義は、作所手遠の所に付、領内まばらに屋敷取任、是迄立来り候家より、五十間計りの相離候ヶ所、村役人見分之上、屋敷相渡」との規定は、藩当局の、散居推進の行政指導の証拠とする見解がある。両村とも集村地帯に属するが、ようやく散居の気運が起った、と見られないこともないが、むしろ一九世紀に入ってからようやく本格化した千保川跡の開拓に關係があるのではないだろうか。流域各村がとった開拓策の一つとも考えられる。同じ扇状地でも、弘化五年（一八四八）水落村（正得地区）御田地割定書・「安政五年（一八五八）経田村基盤割定書帳」・「慶応四年（一八六八）不動嶋村御田地割定書」（六一―六四頁）に新屋敷の位置についての規定が全然ない。散居が既に定着し、今更でもあるまい。

〈第12表〉は、不動嶋村の藩末期に居住した農家の大部分が新しいことを示し、〈第11表〉では新しく創設の百姓を多数省略してあるが、鷹栖村でも藩末期に居住した農家で、宝暦期・享保期・寛文期と起源を溯ることが出来るものはこの表に記されている通りである。ただし、頭振で記載されなかつた者がかなりいた筈だ。従つて、大部分の農家は一八世紀後半から一九世紀に新しく設立されたことになり、散村景観を呈するようになったのは当然である。

なお、田地割が散村成立の原因とする観方は、筆者はとらない。加賀藩の田地割は二〇年毎に籤替えされるものであったから、散村には最も不都合な制度であつた筈である。散村地方は田地割制度に特異な対応をするが、これは次に触れる。

最後に、散村が近世初期に成立していた根拠とされる、鷹栖村の

御藪について、再説したい。藩政末期、村肝煎が記録した御藪預り人は〈第11表〉の農家番号に〇印を付して示される。この〇印の分布が一七世紀中葉の散居である、とすることの不条理はいうまでもない。しかし、寛文期から藩末期まで記録上連続する一八家と、文化期まで続いた二家との分布をみると、>形に各辺約二キロメートルの帯の上に位置するものが一七家ある。すなわち、10を東端に、西へ1・31・13・36・25・8・33・20、1から西南へ25・34・7・18、宮川を越えて23・5・3・14と連っている。この帯の両側に幅広い村領域があるが、これら旧家がそこに位置しない。残りの12・19は西端にあり、9だけが村の西の宮近くに孤立している。この分布を、散村とみるか、集村の名残りとするかは、見方の相違であろうが、ともあれ、村内一円に均等に分散していかないことは疑いない。

砺波の散居形態が学界で問題にされたのは、小川琢治博士が「明治三十一年（一八九八）この辺の風景に一種の特色あることを注意し」、さらに同四十一年（一九〇八）に「一層精密に注目した結果として、本邦に於て稀に見る所の一種の居住状態」であることを知られてからである。散在家屋の地図上の分布の諸研究の基礎であつた旧参謀本部陸地測量部の地形図も、実測は明治四二年（一九〇九）である。従つて、砺波の散村に関する研究・論説は明治後期から大正昭和の砺波平野の景観を前にしたものであつた。多分、一八世紀中に形成され、一九世紀前半に仕上げがされた砺波の散居制について、その起源・成立を明らかにできなかった。

津右衛門 鷹栖地区には、近隣の村落と同様に、在地史料がきわめて少い。ただ一つ、一九世紀前半の親子二代村

過去記 肝煎の編年体公私記録『津右衛門過去記』がその直系子孫の家に伝わる。原本は六二頁に及び、毎年書き加えられたものである。

貴重な史料と考えるので、散村の問題を取上げる本稿の構成から

外れるが、あえてここに全文を紹介する。本稿の題も、この意図があるため、いささか大仰に付けたのである。紙幅に解説をする余裕がないので、簡単な註を付すにとどめる。

(表紙)

寛政四年(一七九二)

過去記

子六月ヨリ

鷹栖邑

津右衛門

本家過去記

法名釋宗佐 中古開基

明曆三年八月八日易 六右衛門

釋淨了

寛文八年正月廿一日

釋教正

元禄十二年十二月廿二日

釋淨円

宝永五年九月廿日

釋教正

宝永八年五月十一日

釋淨心

享保十二年四月六日

釋万円

寛保二年十月九日

釋善秀

宝曆五年十一月四日

釋善忠

安永七戌戌二月十四日

但、善秀舍弟、俗名清右衛門、持高拾式石五斗。若死ニ

安永二癸巳十二月二日易 年廿五

付津右衛門寄高ニナル。合三拾石五斗津右衛門持高。

寛政四壬子十一月別家ス。

法名釋正意 開基津右衛門

文政九丙戌十月廿四日易年六拾四

釋了念

天保十戊寅二月廿四日易年四拾八

寛政四子年六月家仕。同十一月廿八日家渡仕。持高居村ニ而三拾石

五斗、年式拾九。懸妻、津沢町与三八娘ニ御座候。

同年六月十三日ヨリ、村方御田地割御座候而、算用者清水村万兵衛ニ御座候処病氣ニ付、七番割ヨリ終迄私竿先見廻申候。竿取浅地村太右衛門、帳面付四日町吉左衛門。

同丑五年

同寅六年

同卯七年

同辰八年

同巳九年

同午十年

同未十一年

同申十二年

同酉十三年

同戌十四年

同亥十五年

同子十六年

同丑十七年

同寅十八年

同卯十九年

同辰二十年

同巳二十一年

同午二十二年

同未二十三年

同申二十四年

同酉二十五年

同戌二十六年

同亥二十七年

同子二十八年

同丑二十九年

同寅三十年

六月、野尻村七郎兵衛と申者家買請申、家仕直し申候。是迄は納屋作り小屋ニ御座候。

六月、鷹栖出村ニ而取高、九石三斗五升四合。是迄子共持不申ニ付、養娘仕。

此年始而苗加村ニ而五石取高仕候。

同五月、京都大仏殿御焼失。

同十一月廿六日、大地震。同日、野尻村ニ戸出村菊池六郎右衛門殿之家相建申ニ付、石加ち御座候。

同十二月廿二日、妹尼妙周病死仕候。

享和元酉年(一八〇一)三月ヨリ新出来ニ家仕直し申候。

同二月廿七日、組合頭被仰仕候。

此年、市六と申者宗門之義ニ付、禪宗福野村恩光寺・浄

土真宗神鳴村円光寺申分之趣意ハ、寛政八、九年之頃ハ

市六ヲ恩光寺且那之由、申被出候得共、右市六義ハ、焼

馬頭振市兵衛と申者之娘つまニ、同村頭振権八三男権僧

と申者ヲ養子ニ仕、出生仕者ニ而、式才之時ヨリ成人

後安永七年別宅仕候砌も、祖父市兵衛手継寺円光寺且那

と、人別帳等も相成申候。然処、恩光寺申分ニ付、市六

権僧ヲ御郡所江御召出シ被成御尋被為成候処、市六ハ市

兵衛方出生之者、弟市助ハ権僧。市兵衛方ハ不縁ニ而罷

歸り、自身別家仕候而、出生仕者ニ御座候。猶更、市助

ハ市六とハ別段之者ニ御座候。其後權僧、宝曆十三年市六十四歳之砌ニ右市六母つまと再縁仕候而、娘式人出生仕、壹人がきのと申者、上後丞村六助方江縁付、又壹人はよハ不動嶋三右衛門方江縁付居申候。右之趣、御郡所江書付出申処、享和元年二月、寺社御奉行所ニ神鳴村円光寺旦那之趣、被仰渡御座候処、恩光寺ヨリ何卒御公事場ニ而对決被相願候旨ニ而、又享和二年、於御公事場御詮義御座候。就夫、同四月七日、御公事場江御召人ニ、恩光寺并市六・權僧ノ三人之者ニ御尋被成候処、市六・市助前般御郡所江申上候通答申旨ニ而、遠所御指留ニ而罷歸り申候。然処同九日市六縊死仕申ニ付、同十一日御檢使御座候而、右死骸ヲ塩詰ニ仕、円光寺江御指預ケ被成候処、其後同廿一日、市六手繼寺之義ニ付、御公事場御召被為成候人々、肝煎五郎兵衛・市助・市兵衛・藤八郎・与兵衛・徳右衛門・きの・はよノ十人ニ御座候処、与兵衛・徳右衛門之義ハ名違之趣ニ而罷歸り申候。五郎兵衛・市助・市兵衛・藤八郎四人ハ遠所御指留ニ御座候。同廿七日ニハ井波御坊(瑞泉寺)役僧式人・城端御坊(善徳寺)役僧式人・平先十村下牧野平助殿、右之者申御公事場御召ニ御座候。十村殿江之御尋に、市六式才時之寺証文并人別帳等在之哉と御尋、其外六ヶ敷事共由ニ御座候得共、宜御答乃由ニ御座候。元來當時十村殿之義ハ、天明七年射水郡下牧野ヲ引越罷成候処、夫方前ハ埴生村佐次兵衛殿御勤被成候間之人別帳下、右佐次兵衛殿様當時伝右衛門殿方御尋被成候得共、一向見当り不申旨ニ而、相論申候間、御年寄中江御窺申上、紙面ニ而可申渡旨、被為仰渡ニ御座候。其後御紙面を以、宗門之義ハ父母ニ付可申事ニ候間、恩光寺旦那と被為仰渡之御紙面は、恩光

寺・円光寺・手先十村殿等三通ニ而、相渡り申候。

其時節

御公事場御奉行様 寺社御奉行様

原九左衛門様 中川清一郎様

横山大膳様 品川主殿様

中川清六郎様 前田修理様

御郡御奉行様 右四月七日御公事場指添

長屋兵馬様 御足輕

進士求馬様 高橋宇右衛門様

四月九日御檢使 同廿一日御公事場指添

御足輕 御足輕

福井吉郎様 荒井慶助様

松本覚左衛門様 松本覚左衛門様

同廿七日御公事場指添

御足輕 中村半左衛門様

十村下牧野平助様 御手代 清七殿

半兵衛殿 藤藏殿

村肝煎 五郎兵衛 組合頭 新左衛門 助兵衛

六郎左衛門 津右衛門

同三亥年 鷹栖出村ニ而拾七石手上高被仰付候。就夫金沢等度々罷越候。

文化元子年(一八〇四)五月十日水鳴御坊様(勝満寺)ニ祖師五百

五拾回忌御執行ニ御座候。

同十七日私上京仕、此度ハ四度目ニ而、伊勢・大和・

紀伊・河内等大概参詣仕申候。

同二丑年 三月三日肝煎役被仰候、年四拾式。同十二日ニ七兵衛

と申者預り申候御數百八拾歩御座候処、四ヶ年以前、右

七兵衛跡ニ在之権右衛門と申者出奔仕候ニ付、右御藪私ニ御預ケ罷成候。右肝煎ニ罷成候時、持高、居村ニ而三拾貳石五斗、鷹栖出村ニ而九石七斗八合、苗加村ニ而拾貳石九斗、合五拾五石壹斗八合ニ御座候。

同五月朔日、御藪御改ニ小杉^〆御足輕荒井慶助様・山廻下川崎村恒右衛門様・山廻射水郡下村源七郎様右三人御越御改之時、名前御切替被下、津右衛門預り申候御藪と書上申候。右御藪と申義ハ、慶安四年九月十八日、私共在所御檢地之上、宜敷唐竹藪と申事ニ而、人々持藪之内ニ而御竿御指除ニ相成申候。其時節ハ石動御才許ニ而、篠嶋豊前様之御取添十村ハ上次郎嶋村彦兵衛相勤被申候。猶其節之書物等ニハ御藪持人之書上申通りニ御座候。右御藪惣歩數三千九百八步貳厘ニ御座候。

同三寅年

三月十九日ニ四日町平助様御死去被遊候。尤此旦那様御世話ニ而御藪も私ニ御預ニ相成申候。

同四卯年

当年ハ用水悪敷、三月十三日・十四日、出水ニ而大口取入堰切流出為、新口ヲ六ノ輪ニ付替、廿日^〆堀懸り候而植付仕候処、又五月十二日、出水ニ不殘切流候処、同廿日迄水參り不申候。就夫田草等手おくれ仕ニ付、段々御願申上候処、御組^〆加勢人足、高百石ニ付八人宛、都合弐千之人足被下候。所諸^〆不動鳴・神鳴・西中等^〆三ヶ村も相願候江共、此上人足割符仕加たく段御申渡ニ而、右人足之内ニ而分渡可申様ニ被仰渡候ニ付、右之内六百人斗三ヶ村江分渡申候。私共在所ハ六月七日^〆十一日迄ニ、千四百人斗被下、御手代藤藏殿并加役人名畑村宗右衛門・石坂新村長助・下後丞村庄九郎御指添被下候而、中打并草引仕候。就夫作毛悪敷、御見立願候処、九月十四日惣見分御座候而、私共在所江ハ内嶋孫作様御出被成

候処、同廿二日福岡御相談所ニ而、稻之義ハ苜取可申候、尤御貸米御願被下候様ニ被仰渡ニ御座候而、印形仕罷掃り申候。

然処、御領国江御貸米九万八千石之由、御郡へハ壹万五千八百石、御組へハ麥地共貳千四百石、私共在所江ハ四百七拾貳石八斗三合被仰付候ニ付、

割符留

一、四百七拾貳石八斗三合 御貸米

一、拾壹石三斗貳升三合 明密田引米

但、反ニ付四升五合、百歩ニ付壹升五合

一、三石七斗六升三合 密苜引米

但、反ニ付壹斗五合、百歩ニ付三升五合

一、拾貳石六斗六升三合

但、高百石ニ付三斗五升宛

内 五百石五斗五升二合

四百三拾五石八斗七升式合 作田壹石ニ付 壹斗六升五合宛

三拾四石壹斗合 石はら余荷米 一反ニ付壹斗五合宛

三拾石六斗六升式合 極高余荷米

五百石五斗五升式合 見計ニ而渡

当年夏頃^〆、ヲラシヤ赤人^〆松前（北海道）之方江參り由ニ而騒動由、風聞御座候。

微妙院様（3代利常）百五拾回忌御法事、於宝円寺二十月十二日^〆十二日御執行在之。

正月十五日、御城ニ御丸就御焼失、私共ニ金沢詰御扶持人中迄挨拶ニ罷越様ニ、御紙面參り候ニ付、同廿一日罷

同五辰年

上り候処、御領国一統ニ為御冥加上り事、過分至極申斗も無御座候ニ付、私も乍少分銀子百目指上申度旨相願候而指上候処、直ニ兩御奉行様を御仰被下候而、同廿五日罷歸候。然所、同廿九日ヨリ御組村ニ御冥加銀之義ニ付、名畑村宗右衛門・清水村重右衛門・杉谷内伊右衛門・私等ノ四人、御組村ニ帳記可仕候様被仰付ニ御座候ニ付、右廿九日も村々江罷出候。

御冥加銀御組村々記帳之写

- 一、八貫目^(二四) 埴生村 吉郎右衛門一、壹貫目 同 六郎兵衛
- 一、百目 同 義兵衛 一、百目 同 才次郎
- 一、百目 同 九郎三郎 一、五百拾六メ 同 村中
- 一、百目 石坂新村長助 一、百五拾五メ 同 村中
- 一、貳百目 道林寺村五郎兵衛 一、百目 同 与次右衛門
- 一、貳百四メ 同 村中
- 一、貳百七拾目七分 松永村中 一、貳百貳拾三メ 棚田村中
- 一、三百四拾三メ五分 北方村中
- 一、百拾メ 八講田村喜八郎 一、百八拾三メ 同 村中
- 一、貳百四拾目 五郎丸村中
- 一、百目 内山村 宇兵衛 一、貳百五拾目 同 村中
- 一、百九拾目 高窪村中

- 一、百七拾目人母村 新右衛門 一、百九拾五メ 同 村中
- 一、百目 白谷村 松兵衛 一、貳百九拾式メ四分 同 村中
- 一、八メ 今寺村中
- 一、百目 末友村 庄助 一、百目 同 与三右衛門
- 一、貳百五拾式メ 平田村中 一、三百三拾目 平桜村中
- 一、百目 小森谷村与三兵衛 一、百六拾式メ 同 村中
- 一、百目 杉谷内村伊右衛門 一、百貳拾七メ三分 同 村中
- 一、百目 名畑村 宗右衛門 一、三百三拾三メ四分 同 村中
- 一、百目 藤森村 善右衛門 一、五拾目 同 与右衛門
- 一、百七拾七メ 同 村中
- 一、百目 渋江村 与右衛門 一、六拾壹メ 同 村中
- 一、壹貫三百目 四日町村 掃部一、百貳拾目 同村 五右衛門
- 一、三百壹メ四分 同 村中
- 一、三百四拾壹メ 下次郎鳴村中
- 一、百目 石坂出村市郎右衛門

- 一、五百目 浅地村 喜左衛門 一、四拾三メ 同 勘左衛門
- 一、三百三拾五メ三分 同 村中
- 一、拾三メ 安養寺村中
- 一、百五十拾目高木村 源兵衛 一、八拾四メ 同 村中
- 一、百目 蓑輪村 与次右衛門 一、百目 同 市兵衛
- 一、百三拾五メ 同 源右衛門 一、百目 同 吉兵衛
- 一、百拾七メ 同 吉郎右衛門 一、百式拾五メ 同 万右衛門
- 一、六百式拾式メ五分 同 村中
- 一、拾式メ 戸久新村中 一、式百九拾六メ三分興法寺村中
- 一、五百目 安居村 馬右衛門 一、百目 同 伊兵衛
- 一、百式拾目 同 仁郎右衛門 一、式百九拾式メ三分 同 村中
- 一、百拾目 上川崎村伝兵衛 一、百五拾八メ 同 村中
- 一、壹貫目 下川崎村吉右衛門 一、百目 同 吉郎右衛門
- 一、百三拾目 同 小三郎 一、式百四拾式メ 同 村中
- 一、三百目 清水村 小右衛門 一、百五拾目 同 仁兵衛
- 一、三百九十九メ五分 同 村中
- 一、式百拾五メ津沢町吉右衛門 一、五拾目 同 又四郎
- 一、三拾目 同 勘右衛門 一、百八拾五メ壹分 同 村中
- 一、式百八拾目新西嶋村甚四郎 一、百五拾六メ 同 村中
- 一、百七拾目 西嶋村中
- 一、式百目 経田村 市藏 一、五百目 同 八郎右衛門
- 一、百七目 同 伊兵衛 一、式百六拾六メ 同 村中
- 一、百目 西川原村三右衛門
- 一、百六拾目 胡麻嶋村中
- 一、百式拾目 福住村七兵衛 一、百八拾三メ三分 同 村中
- 一、百五拾目上次郎嶋村彦兵衛 一、三拾五メ 同 村中
- 一、百三拾目 嶋村 又兵衛 一、百式拾目 同 勘助
- 一、百目 同 八郎左衛門 一、百七拾五メ式分 同 村中
- 一、百目 赤倉村 六兵衛 一、百式拾五メ壹分 同 村中
- 一、三百五拾目高木出村藤右衛門 一、四百壹メ 同 村中
- 一、百六拾壹メ 野寺村中
- 一、百三拾目下後丞村藤左衛門 一、百三拾目 同 宗右衛門
- 一、三百五拾五メ 同 村中

一、百三拾目 西中村庄左衛門 一、四百拾三メ 同 村中

一、六拾四メ 上後丞村中 一、百五メ五分 不動鳴村中

一、五百目 神鳴村 仁左衛門 一、百目 同 三右衛門

一、式百三拾壹メ式分 同 村中

一、百目 鷹栖村 津右衛門 一、五百目 同 六郎右衛門

一、式百五拾目 同 四郎兵衛 一、百五拾目 同 六左衛門

一、五拾目 同 新左衛門 一、百五拾目 同 五郎兵衛

一、百七拾目 同 与兵衛 一、百五拾目 同 円七

一、百三拾目 同 勤兵衛 一、百目 同 庄兵衛

一、九百五拾目 同 村中

一、式百目 水鳴村 甚右衛門 一、百目 同 次兵衛

一、百目 同 与四兵衛 一、六百八拾目五分 同 村中

一、八拾目 内御堂村中

一、百式拾目 和沢村八兵衛 一、四百五拾式目五分 同 村中

惣銀子分 三拾五貫百六拾式メ六分

但、辰・巳二ヶ年ニ上納可仕事ニ御座候。

右之通記帳仕候而指上候。尤、人々名前相願シ申候分ハ別御印被下候事、村中と在之分一枚御印ニ而被仰付候事。

三月（鷹栖村）正安寺様ニ祖師五百五拾回忌相勤り申候。

当春ヨリ鷹栖若林口分口ニ被仰付候。是迄ハ両口一集ニ取入仕候処、段々願ヒニ而分口相成、鷹栖口ハ六ノ輪ニ

取入、若林口ハ七ノ輪ニ取入申事ニ御座候。

当夏之間ニ杉木新町ニ御相談所・作喰御蔵諸ニ建申候。

春以来ニ野尻口悪敷、夏旱損シ仕、野尻口下少々御貸米被仰付候。尤、私共在所野尻口懸リ江拾貳石四斗八升七合被仰付候。

当年村ニ旗・ちようちん・羽織の紋一組限りニ定リ申候。

此義、風聞ニ者ヲロシヤ用意之様子ニも申候。

同六年

四月廿六日、二之御丸御普請出来、御殿江御引移り、五月十日・十一日、御郡盆仕候。大守様（13代齊広）是迄（本多）安房守様ニ被為入候。

一、御領国江秤改役人野村又八と申仁処々相廻り、五月廿六日ニ津沢町鷹栖屋ニ止宿致候而、此辺秤相改申候。

一、伊勢大神宮再建ニ付、当村寄附米八石、巳年ニ成ノ年迄六ヶ年賦を以上申候。

同七年（一八一〇）

一、相公様（11代治脩）御氣滯不為叶御療養、正月九日辰中刻御逝去、太梁院と号。

一、鷹栖出村御田地割仕候而、算用者津右衛門、竿取柳瀬村豊右衛門、帳付佐左衛門・四兵衛・五郎兵衛。

同八年未

一、二月十五日、殿様御家督御規式、御殿中ニ而御能拜見被仰付、即当組肝煎惣代として拙子并組合頭惣代四日町村甚次郎出府仕、橘爪御門迄高足御免ニ而、御能舞台ノ脇ニ御飯屋被立、拝見被仰付候。木綿わた入・麻上下着用、衣服色肝煎浅黄・白鼠色相成不申事。御能主付郡宿共（新川郡）沼保彦四郎（砺波）内鳴孫作（石川）田井次郎吉（砺波）田中小四郎（羽咋）本江惣助（能美）破佐谷文蔵（六人、砺波郡主附戸出又八・和泉彦三郎）。

一、閏二月、高島村次郎左衛門二男当家江養子二貫申、年拾八、津三郎と相唱申候。

一、二月、御家督御規式御能後、御家中盆正月御触、流芝居・山等悉賑敷御事二候。

一、三月十三日、江戸江殿様御発駕、御焼失以来初ニ御座候。

一、三月二日、洪水ニ而野尻口用水相損、三月中水堰入不申、細立場ニ新口を付、苗代水を取入、且又、鷹栖口もかり水いたし、七千石ハがうとも岩を切取入申候。

一、苗加村御田地割仕候。算用者同村初右衛門、竿取浅地村三郎右衛門、帳付同村新右衛門。

一、三月十八日より同廿八日迄、御本山ニ祖師五百五十回忌、東西共并仏光寺ニも御當御座候。

一、五月、苗加御坊も蔵買請、盆前迄ニ出来仕候。

一、八月、若君様御誕生被為遊、同月廿六日ニ御郡盆御触御座候。御名 勝千代様と奉称候

同九年申

一、二月、西中村請取往来猿ヶ馬場大平と申所欠落、御普請被仰付、主附人同肝煎庄左衛門・百姓次兵衛、加役人神嶋村仁左衛門・津右衛門ニ御座候所、御上も三貫目銀子御償候外、並松九本被仰付候而、右普請出来仕候。尤、文化七年春も右兩人西中村加役被仰付、今石動蔵宿未進米等過分御座候而、御組下江五拾石割符高相願、右高代銀を以未進之方江入立、残り分ハ御扶持人中江御預申上、御仕入米として小矢部御蔵ニ而八拾石被仰付、右御米を以て蔵宿未進米等相濟申候。尤、蔵未進平兵衛蔵ニ銀子四貫目斗、宗左衛門蔵ニ銀子貳貫目余、伝右衛門蔵ニ米貳拾石余・銀子五百目斗り、都合七貫五、六百目斗在之候。

一、鷹栖出村惣高之内、古高四拾壹石ハ先前より打銀高ニ御座候処、一免下り四百貳拾五石は十村帳不入ニ御座候所、古高同様ニ被仰渡、

八月諸郡打銀も上納仕候。

一、二月（鷹栖口用水）横江、野村嶋領江筋堀立候所、右堀り砂レ（砂利）用水中江引落、其段及御断候所、両御組附も御手代中見分御座候得共、其決不申ニ付、両村も金沢詰御扶持人中江及断候。用水中に砂レ入申義ハ不輕義ニ候間堀上り可申旨、野村嶋村役人中江御申渡被成候得共、横江ハ江敷八尺ニ江縁五分二厘様と申上候ニ付、其段鷹栖村等へ御尋御座候ニ付、右様ニ而ハ御座在間敷、江敷ハ何程と申定も無御座候得共、先前も右横江ニ懸渡申樋は長三間壹尺ニ御座候。且又御郡も被成下候箸箱水戸と申ハ長四間半ニ御座候旨申上候所、又候、野村嶋村役人中・手前御詮義被成候得共、返答無御座、何レニモ用水指支不申様堀上可申旨御申渡シ御座候得共、野村嶋村ニ承知難致旨申上候所、左様在之候て、御改作所・御吟味所江指出シ可申旨被仰渡候所、承知仕、早速罷歸り、堀上申候。其時御詮議御扶持人中中小四郎・戸出又八・和泉彦三郎・四日町齊右衛門御四人、金屋本江ハ御出無御座候。

一、五月十八日と廿日、高岡瑞竜院竜院様（2代利長）貳百回忌御法事御座候。廿一日男・廿二日女跡拜被為仰付候。

一、正月九日、津三郎元服祝仕、一門中ハ不殘、村方役人中并長百姓中呼立申候。

一、在所御田地割御座候。七月朔日と竿初、算用者ハ狐嶋村藤右衛門・竿取浅地村三郎右衛門ニ御座候。

同十四年

正月三日、甚之丞誕生仕候。

難作ニ而、当村江御貸米貳百拾石七斗八升被仰候。

同十一年

一、三月、殿様東海道御通行ニ而御帰国。

同十二年

一、二月、野村嶋次郎右衛門下ニ横江も文泉江と申盗在之候ニ而、

江堀之節に石・砂レニ而埋申候所、右村も及断ニ、而御組附御手中見分之上、右口水取入不申様御申付ニ御座候。其節は金屋本江組ハ和泉預リニ御座候所、野村鳴村も如何申上候哉、右口阿け水江鷹栖村心腹致候様申渡候旨、和泉より四日町に御紙面参り候ニ付、左様在之候而ハ迷惑ニ奉存、右口為留被下候様和泉・四日町江数度相願、而組附御自身見分御座候得共、右口留かたく旨ニ而相濟不申、依而、御郡惣御見分在之、和泉彦三郎・宮丸次郎四郎・中田源五郎・四日町齊右衛門御出ニ御座候而、野村鳴村六左衛門方で御宿成、御詮義御座候。野村鳴村も申上候ハ、右口も取入不申候而ハ外も水之手無之旨申上候得共、元來右村ハ野尻口江下ニ而惣高不残用水江高二御座候得ハ、水之手無之場所ハ在之間敷筈、鷹栖村等ニをみてハ、右口水取入候時ハ流末干田と相成植付渡かたく旨申上候所、左候ハバ明日干田見分可仕旨和泉も御申渡ニ而、野村鳴村も横江江筋通り五斗割・畑田迄見分御座候而、水鳴御坊で御泊り、直ニ翌日、田中江不殘御出、而村よりも役人・長百姓罷越申候。然所、田中ニ而御示談之上、田中親司(父)御申渡ニ、右口留申事いたしかたく候間右口江取入候水かさ程野村鳴村左兵衛腰三昧ノ西之江も相渡可申旨ニ而双方和順可仕旨被仰渡、且又、野尻口井肝煎野尻村弥兵衛・苗加村十左衛門、鷹栖口井肝煎神嶋村仁左衛門、鷹栖村新左衛門御呼立、右場所直ニ罷越、水取渡可仕様御申渡ニ付、双方立会取斗仕候。

同十三年

難作ニ而、当村江御貸米貳百拾九石貳斗被仰付候。

同十四丑年

一、村方御藪三千九百八步式厘慶安年中も御竿除ニ御座候所、二月、御算用場も覚書を以て、新開高ニ願人在之旨被仰渡候ニ付、右御藪預人も新開高ニ相願候ニ付村方等も彼是申分御座候得共、其内元成御立藪ニ被為仰付置候。

一、三月十日、金右衛門東わく爪と申場所不動鳴用水川中ニ裸身女

之死骸流懸り居候而、同十二日ニ御檢使御座候。其節、足輕小杉・高橋元吉・高橋円大夫ニ御座候。

文政元寅年(一八一八)

一、七月、四日町齊右衛門様役儀御免許、御子息平助様ニ跡役被仰渡御座候。

一、十月十四日ニおのふ病死仕候。

一、式步金初テ吹立被為成候。

同二年

一、三月廿日、御郡ニ而ハ内嶋村孫作・戸出村又ハ・宮丸村次郎四郎・内嶋村小文次ノ四人、御領国も都合式拾八人、無詮義ニ而公事場揚り屋江入被置候。然所五月、内嶋村孫作揚り屋ニ而病死被成候。六月二日、於御揚右揚り屋江被為入置候御扶持人中等出半被仰出、内四人、神田村七郎左衛門等御宥免、残り人々ハ能州嶋之内流刑被仰付、家財ハ妻子江御渡、持高ハ其村惣家数ニ御預ケと相成申候。一、四月、御領国一統請作田しらべ御座候。五月、才許十村四日町平助殿かけ聞役、新田才許殖生村伝右衛門殿相同じ、当村ニ而、当五ヶ村并水嶋村百姓・頭振不殘御呼立、田步帳面御読為聞、人々印形御取被成候。且又、寅年万造帳御取上り被成候。

一、八月廿五日、村肝煎五郎兵衛病死仕候。

同三年(一八二〇)

一、金沢小立野ニ新御殿御建被成候、此御殿竹沢御殿と申、御隠居所ニ被遊候。

一、七月二日、能州流刑之御方々、当郡ニ而ハ戸出・宮丸・内嶋三人御帰宅在之候。

一、九月十三日、高畑母病死仕候。

同四年

一、七月、御郡方御仕法替ニ相成、杉木新町相談所之跡ニ御出役所御建被成、十月五日、初而御郡奉行内藤十兵衛様御出役。尤是迄ハ

十村支配候処、御仕法替ニ付御奉行所支配ニ相成、諸書物御郡御奉行所宛所ニ而相願可申事ニ相成申候。且御改作御奉行所ハ絶役相成、御扶持人と申ハ替名惣年寄、十村ハ年寄並手代ハ手附と相成申候。

惣年寄之分は苗字相名乗り申候。組名も郷名を御付被成候。

一、五郎兵衛代り肝煎、当五郎兵衛并宗四郎・勘兵衛・栄次郎等ニ印形別々に相成、度々四日町様御寄合所ニ而御詮義在之候得共相決り不申、十一月廿七日ニ御出役所江御呼立、印形一味致候様御詮義御座候ニ付、一先つ退り宿ニ而示談仕候所、百姓中申聞候は五郎兵衛と片寄候得共、東ニ而ハ宗四郎江願人々不心腹仕宗四郎と片寄候得共、西ニ而ハ五郎兵衛ト願人々不心腹ニ相成候。依而、双方相決不申ニ付、願人無之与兵衛江相願候而ハ如何と申談シ、一決シ仕候。

同五午年

一、二月、(鷹栖口)東小口神鳴江取分区分甲乙仕ニ付、江分分木相願候所、手附右兵衛・庄兵衛兩人見分被遣候所、神鳴村・不動鳴村右口分木ニ相成候而ハ迷惑之旨申立、分木相叶不申。依而、用水才許和泉石崎彦三郎殿才許ニ而、何時ニ而も水不足次第肝煎罷出、見斗水甲乙無之様可仕旨被仰付候。

一、八月、若君勝千代様初而御参勤御座候。

一、十月四日、若殿様、御登城、於黒書院御目見え・御元服・御家督、若狭守様と御改、御実名一字拝領 斎泰様と奉称候。同十一月十五日一日為恐悦休日御郡一統江被仰渡候。

同六未年

一、八月三日、本家祖母病死被致候。

一、四月、御門跡様中山道通り越後江御下向御座候。

一、十一月十五日、京都東御本山御出火、而御堂ヲ初其外御殿廻不残御焼失。御門跡様大谷并枳殻ノ御所ニ御成り、早速御仮御堂・御仮殿相建御移り被成候。

同七申年

一、四月、殿様御入国、賑々敷御事ニ御座候。依而、百姓耆人ニ付米三升、頭振耆人ニ付壹升五合宛、御米被下候。

一、七月十二日、中将様(12代齊広)御他界、天徳院ニ而御葬式、金竜院様と奉称候。

一、七月廿日、高畑父病死被致候。

一、九月十日、神明宮手斧初メ仕候。

一、同月、平三郎御預御藪式百五拾歩、津右衛門・与兵衛兩人江御預下被為成候。

同八酉年

一、二月晦日、神明宮石搗仕、三月十三日と相建、九月十一日迄あらく出来候。

一、難作ニ而、当村ニ御貸米式百拾六石五斗三升被仰付候。

同九戌年(一八二六)

是を二代目津右衛門

一、正月、当家開基津右衛門依願肝煎役御指除、跡役養子津三郎江村方納得相揃、名ヲ津右衛門と相改、譲り高願御聞届。四月十三日御印御渡御座候。尤、存命之内譲り高故死後跡目立願無御座候。且当村ニ而先年ハ肝煎役親と直に子江相渡候義ハ是迄在間敷之由ニ候。

一、六月、御国為融通、銀百目等之預り御印紙、手形才許升屋次右衛門・酒屋宗右衛門添印并御算用場・町会所御加印を以、御出来、即正銀同様ニ通用可致旨被仰渡候。尤去酉年も御出来御印紙在之候候得共、当年御改被為成候。

一、同月十七日十八日、於御出役所御郡御用銀指上候人々御呼立、御奉行所ハ被仰渡御座候。尤御上御入興不時御物入被為在之御逼迫至極之旨被為仰渡、就夫、御領国ニ七千貫目、内三千五百貫目諸郡ニ、三貫七拾目当村江、内百目当家、御用銀初而被仰渡候。外人々不記。

一、十月、御本山御再建、御奉書を以諸国江被仰出候。

一、十月廿四日ニ開基津右衛門病死被致候、年六十三才。

同十亥年

一、七月、庄川弁財天再建在之、七月朔日より七日マテ御遷宮、賑々敷事ニ御座候。

一、八月、御本山御再建ニ付、御門末為御教示并御法義方御相続之思召を以、諸国一統御使僧御下被成、御領国江越後水原無為信寺嗣講師御下被成、八月九日ニ井波御坊・城端御坊ニ而、触下寺庵・法中并寺中坊守迄も御呼寄、御教示御座候。

一、九月廿七日、野尻・岩屋口井堰守護之神社建立、御遷宮。

一、十月十七日、御守殿御婚礼、恐悦。同十一月十九日、御郡方一統休日御座候。

一、同月、御本山御再建ニ付御奉書并七ヶ条・六ヶ条御趣意御書立、寺社御奉行所御添書を以、御郡方も御触示御座候。

同十一子年

一、七月十九日、東之宮（神明宮）御棟上ケ御座候。

一、難作ニ而、当村江御貸米（以下記載なし）

鷹栖出村江八石六斗五升五合被仰付、同村之義是迄難作御座候而茂御貸米被仰付候事、今年初而之事ニ御座候。

同十二丑年

一、鷹栖出村御田地割仕候。算用者鷹栖村栄作、竿取木下村善次、帳付杉木新町茶屋長右衛門。

同十三寅年（天保元年、一八三〇）

一、正月九日、倅甚之丞元服振舞仕候。

一、去丑七月在所領内五百歩嶋ノ稗田迄之間過分虫包相成候ニ付、段々御願上候所、為御取扱上、銀五百五拾目、当四月、被仰付候。

一、四月、御領国一統江御用銀被仰付、当村江式貫八百拾匁被仰渡、尤当年より未年五ヶ年ニ指上可申事。当家江七拾目五ヶ年ニ被仰付候。村方外人々不記。

一、四月、家譜請仕候。大居行間三尺延シ、ニはヲ新出来と致し、屋根志ころ板屋を葺葦ニ仕直申候。尤是迄ハ離にはニ而不弁（便）に御座候。（砺波でオイは大広間、ニワは作業土間の呼び名）

一、七月廿八日、本家六右衛門病死被致候ニ付、鷹栖出村肝煎当分才許在所与兵衛并私江被仰渡候。

一、当年難作ニ而、御貸米相願候得共御聞届無御座、御延払米当村江百八石壹斗八升被仰付候。

一、五月、若君様御誕生御名大千代丸様と奉称候。六月朔日、御郡方一統休日仕候。

天保二卯年

一、二月三日之夜、蔵戸口ヨリ賊入、二階竈内之内ニ在之候小玉銀八匁斗・銭壹貫弍百文斗・女物小袖三枚・同糸錦之帯壹筋・男物木綿着類六枚・同帯弍筋、都合十四品盜取申候。

一、十二月朔日、殿様参議御拜仕被為遊。同廿三日・廿七日両日御郡方為恐悦休日御座候。

同三辰年

一、在所御田地割、六月十六日ヨリ竿初御座候。算用者中条村又四郎、竿取木下村善次、帳付ニ村役人之内代々ニ申候。尤、九番割迄打上ケ、十番割ヨリ春打ニ相成申候。

一、十一月、式朱之歩判金初テ吹立御座候。

同四巳年

一、正月、杉木新町御出役所御指止メ相成、金沢新町・鍵町ニ御郡惣宿相立、惣年寄・年寄並之御方々代り々ニ御詰、御根役所江御用向御達被成候。先年御役所相立候而ヨリ十三ヶ年ニ相成申候。此間ハ都（総）而人支配御改作方打込御取捌ニ御座候得共、其以来ニ御郡奉行之内御郡方・御改作方と振分ケ御取捌被成候ニ付、組之廻り口も以前之通り惣年寄中之内相極申候。

一、六月、秤改御役人。

一、当年難作ニ而、当村江古高ニ免壹ツ壹歩御用捨、其上御貸米として四拾九石五斗九升三合、新高ニ免八歩御用捨、其上為御貸米式斗五升、米高都合四百九拾五石八斗三升被仰付、米壹石ニ付壹斗七升式合宛割符仕、其外ニ極難立毛ニ余内附渡申候。御領国江十六万式百五拾石被仰付。往古式拾貳万八千石と申義聞伝御座候、其後ハ是程之御米高被仰付候事無之由ニ御座候。

一、鷹栖出村、古高之免九歩御用捨、其上式斗五升御貸米、新高之免六歩、其上三石四斗三升、米高都合三拾七石式斗八升式合被仰付候。

同五年年

一、四月、難洪人為御救粥米三石被仰付候。

一、当年疫病流行仕從、御上御療治として御医師黒川玄良様当組江御出被成、五月十七日当村江御出、煩人之診察被成、施薬被仰付候。且又、公儀ヨリ茂薬法書御渡被成候。

一、十一月十五日、倅甚之丞病死仕候、年式拾貳。

一、十二月、年寄並之御方々、苗字名乗候様被仰渡候。

同六年年（一八二三）

一、正月、御蓄米として村方取集、人々も御米并銭指上候。当家ヨリ米式斗御蔵ニ而指上申候。

一、三月、御当用銀ニ為御冥加、村方人々も記帳指上申候。当家ヨリ五ヶ年ニ六拾目指上申候。

一、同月八日、御本山御影堂御遷座。同十一日、阿弥陀堂御遷仏御座候。

一、同日、金沢両末寺類焼仕候。

一、四月、杉木新町御役所依願御聞届御座候。

一、同月、水見往来請取場所相損、蟹谷・宮嶋両組手附見分之上、相造申候。在所分三拾三貫四百四拾四文にして、畑中村九兵衛・吉兵衛両人江請負相渡申候。

一、閏七月、在所ヨリ御蓄米指上候人数貳百六拾壹人、御当銀指上

候人数百五人。此人々江御酒四斗八升壹合六勺三才六味、御錫四百八拾壹枚六分五厘六毛被下候。御蓄米・御当用銀二品指上候人々江御酒式合六勺三才式毛、御錫式枚六分三厘式毛、壹品指上候ニハ御酒・御錫右半分之割ニ而被仰付候。

一、九月、鑢銭吹増并百文銭初テ吹方被仰付候。

一、同月、鷹栖出村肝煎与兵衛・私両人名前ニ而被仰付、御印御渡被下候。

一、当年難作ニ而、当村江御貸米百七拾貳石八斗七升壹合被仰付候。鷹栖出村ニ秋縮御請先々仕候故、八石三斗六升壹合御貸米被仰付、外村之振合とハ少く御座候。

一、当年難作之上秋入悪敷、米性不宜、其上、御蔵御代官ハ是迄ハ手附納ニ御座候処、納方不正之義在之旨ニ而、新田才許・山廻中御代官ニ被仰付繩皮拵方・俵出来方も厳敷相成、省米之已ニ而御蔵并町蔵共納り米無御座候ニ付、段々御願申上候得共ゆるみ不申ニ付、石動町蔵入若林・蟹谷・宮嶋三組ヨリ三千石許銀納相願候所、御聞届在之、当村分も町蔵米百貳石、津沢御蔵ニ而六拾七石銀納相願申候。然所、上懸銀石ニ付五拾目、本勘ハ翌年三月今石動町蔵江拾七匁、津沢御蔵江拾六匁ニ相定申候。

村万雜の実例

序に、「嘉永六年（一八五三）不動鳴村嘉永五年分村方諸事算用相済申帳」も掲載する。その名の通り村財政決算報告書で、村万雜と称され、實際の収支を悉皆的に示す、興味深い資料である。

（表紙）

嘉永六年（一八五三）正月

嘉永五年分村方諸事算用相済申帳

不動鳴村

草高貳百六拾五石貳斗

免三ツ八歩

一、百四拾壹匁九厘 春秋夫銀

代拾四匁百九文 但十匁文指

但高老石ニ付五分三厘貳毛宛 春秋兩度ニ取立上納仕候	一、拾三目貳分六厘 諸郡打銀 高百石ニ付五目宛十二月 取立上納仕候	但右同断	一、貳拾七目貳分三厘 去年夫銀 江御貸米三ノ一之分當年 過上銀之内高百石ニ付拾 目貳分三厘八毛宛十二月 取立上納仕候	但右同断	一、貳拾八目四分 去年春御貸縮 三儀代老儀ニ付八目六分 宛外ニ貳目六分雜用老儀 ニ付六分六厘六毛七之征 ニ而九月取立上納仕候	但右同断	一、貳拾壹目四分 用水格銀 高 百石ニ付八目七分宛壹月 取立并肝煎中江弘渡申候	但右同断	一、拾九目八分八厘 殿様御通万 雜 高老石ニ付七厘四毛 九六ノ征ニ而十二月取立 上納仕候	但九ノ七百文指 一、三拾三目壹分 御郡年 ^(二六) 高 老石ニ付壹分貳厘四毛八 ノ征ニ而右同断
但右同断	一、七拾目六分三厘 摺立糶五儀 代老儀ニ付拾四目壹分貳 厘六毛之征ニ而人々借高 惣取立上納仕候	但右同断	一、貳拾六目五分貳厘 諸郡打銀 高百石ニ付拾目宛十月取 立上納仕候	但右同断	一、貳拾七目八分五厘 弁才天前 水下銀 高百石ニ付拾目 五分宛十一月取立上納仕 候	但右同断	一、六拾六目三分 御郡用水中勘 打銀 高百石ニ付貳拾五 目宛十一月取立上納仕候	但右同断	一、四百五拾文 右き、ら板代 一、百八拾文 同釘代 一、六百貳拾五文 同作料 一、老ノ九百五拾文 矢口水門仕 付反木代并作料 鷹栖村 嘉四郎渡	一、六百九拾文 七右衛門腰繩老
但右同断	一、貳拾六目五分貳厘 諸郡打銀 高百石ニ付拾目宛十月取 立上納仕候	但右同断	一、拾五目三分六厘 氷見往還上 道作去入用銀殘當年分共 高老石ニ付五厘七毛九ノ 征ニ而右同断	但右同断	一、七目八分八厘 往還道渡料銀 も高老石ニ付貳厘九毛七 ノ征ニ而右同断	但右同断	一、貳拾六目貳厘 弁才天前小屋 賃 高老石ニ付九厘八毛 老ノ征ニ而右同断	但右同断	一、八目八厘 村向飛脚賃 高老 石ニ付三厘〇四六ノ征ニ 而右同断	一、六分八厘 津沢御蔵瓦屋根入 用 高老石ニ付貳毛五六
但右同断	一、拾三目貳分六厘 諸郡打銀 高百石ニ付五目宛十二月 取立上納仕候	但右同断	一、拾五目三分六厘 氷見往還上 道作去入用銀殘當年分共 高老石ニ付五厘七毛九ノ 征ニ而右同断	但右同断	一、七目八分八厘 往還道渡料銀 も高老石ニ付貳厘九毛七 ノ征ニ而右同断	但右同断	一、貳拾六目貳厘 弁才天前小屋 賃 高老石ニ付九厘八毛 老ノ征ニ而右同断	但右同断	一、八目八厘 村向飛脚賃 高老 石ニ付三厘〇四六ノ征ニ 而右同断	一、六分八厘 津沢御蔵瓦屋根入 用 高老石ニ付貳毛五六
但右同断	一、拾三目貳分六厘 諸郡打銀 高百石ニ付五目宛十二月 取立上納仕候	但右同断	一、拾五目三分六厘 氷見往還上 道作去入用銀殘當年分共 高老石ニ付五厘七毛九ノ 征ニ而右同断	但右同断	一、七目八分八厘 往還道渡料銀 も高老石ニ付貳厘九毛七 ノ征ニ而右同断	但右同断	一、貳拾六目貳厘 弁才天前小屋 賃 高老石ニ付九厘八毛 老ノ征ニ而右同断	但右同断	一、八目八厘 村向飛脚賃 高老 石ニ付三厘〇四六ノ征ニ 而右同断	一、六分八厘 津沢御蔵瓦屋根入 用 高老石ニ付貳毛五六

本 同人渡シ

一、五ノ文 宮川橋板釘等悉皆

水鳴村長仕郎渡シ

一、壹ノ六百元 荒井川橋右同断

同人渡シ

一、三百文 津沢役家だい屋敷之

橋木材

一、八百六拾文 樋口之橋其外西

領等八ヶ所之橋木材

一、貳百九拾文 政右衛門弟去正

月病氣ニ付介抱入用之内

高方ノ償

一、四百三拾文 五月廿一日虫除

祈禱入用之内高方之分

一、貳百六拾八文 去町藏御借知

上巻賃・利息

一、三百八拾貳文 津沢御藏納之

御宿薪代并飛脚賃

一、貳百三拾九文 宮様屋根繕り

入用

一、八百貳拾三文 祭祀三度分入

用半立

一、貳百七拾五文 又右衛門作り

砂野繕り板釘作料等

一、七拾貳文 らうそく代

一、壹ノ貳百三拾八文 御取納寄

合米方・銭方・万雜寄合

三度分飯代等

拾六貫百七拾七文

但此銭高壹石ニ付六拾壹文宛

十二月取立夫々相渡申候

家掛り之事

一、七百貳拾貳文 坊主座頭宿料

等

一、貳百貳文 燈火事蠟燭代

一、八百貳拾貳文 祭祀入用半立

一、壹ノ七百四拾六文

内六百元 丸面四人 壹人ニ付

百五拾文宛

五百四拾文 二番面六人 壹

人ニ付九拾文宛

五百文 三番面拾人 壹人ニ

付五拾文宛

八拾壹文 四番面三人 壹人

ニ付廿七文宛

廿五文 五番面壹人

右之通定候て割符仕取立申候

一、三百五分 野銭

代三百四拾七文

九ノ九百文指

内貳百拾文 丸家わり十四人

壹人ニ付十五文宛

九拾八文 貳番家わり七人

壹人ニ付十四文宛

三拾九文 三番わり三人

壹人ニ付十三文宛

右之通十一月取立鷹栖村へ相寄

せ上納仕候

太鼓張替家割之事

一、貳ノ四拾文 家面方

内五百文 壹番家割五人

壹人ニ付百文宛

一、壹ノ四百四拾文 貳番家割

十八人 壹人ニ付

八拾文宛

百文 三番家割貳人

壹人ニ付五拾文宛

一、貳ノ四拾文

右之通立候て割符仕九月取立申

候

外二壹ノ八百八拾貳文 高方ノ

合三ノ九百貳拾貳文

内三ノ八百文 七月十三日ニ借

り替 福町皮屋八左衛門

ニ相渡申候

一、百廿貳文 七月ノ九月迄三ヶ

月右利息ニ相渡候

一、六石壹斗六升六合 諸々過上

米 右ハ高持限りて極斗

て御藏納仕候

但高壹石ニ付貳升三合貳勺六

才宛

米方万雜之事

一、八石八斗六升壹合 惣之田卸

米の高

内壹石六斗 肝煎扶持米 貳石

四斗之内三ノ二 高当り

之分

壹石六升七合 走り請米 壹

石六斗之内同断

壹斗八升 伊勢田米三斗之内

六分

壹斗八升 山伏御神米料

壹升 立山初穂米

八升 津沢宿米

四升 石動宿米

五升 金屋本江宿米半立 高

当之分半立

壹斗壹升三合 祭祀之御山伏

(神主) 宿米半立

七斗六升貳合 五郎丸村・古

上野村・太郎丸村・苗加

村江代米

八斗三升八合 糶納三石六斗

之余荷 石ニ付貳斗三升

宛外二壹升半 糶相斗申

者二余内申候

壹斗壹升五合 御借知余内米

石二付六升宛外二三合半
米相斗申者二余内申候

三石四斗六升六合 御藏納余

内 石二付五升宛外二五

合半 米相斗申者二余内
申候

六升 糶納指次手間

壹升七合 西領清水拔堀申二

付江代米 居村之分ニ相

渡候

八石五斗七升八合

式斗八升三合 此米惣高二割符

仕高壹石ニ付壹合六才七

壹宛相渡申候

一、壹石三斗 用水庄川堰入料米

仕入人渡シ 但出町蔵宿

米

一、三升九合 右余内 石ニ付三

升宛

一、三斗 鷹栖村江代米

一、式斗五合 荒井川縁江三ヶ所

渡シ

一、式斗七升 夫銀上ヶ皆濟取立

米初穂上人足料

一、四升 出町御役所詰人火消渡

一、式答五合 回り藤内請米半立

一、壹斗七升 用水庄川江堀人足

代 壹人ニ付式升宛

一、壹斗六升四合 同断五郎丸村

中江堀人足代米 右同断

一、壹石壹升式合 同断苗加村領

ニ而取入口小口ニ神鳴村

西領迄江堀人足五十人六

分代 壹人ニ付式升宛

一、七斗三升五合 同断柳籠七十

三五歩代 壹つニ付壹升

宛

一、式斗三升式合 同断所々掛庭

五束八枚代 壹枚ニ付四

合宛

一、壹斗七升四合 同断俵八十六

代 壹つニ付式合宛

一、壹斗式升四合 同断宮川大堰

籠代

一、七斗三升 清水抜こみ上ヶ人

足三十五人五歩代 壹人

ニ付式升宛

一、式石六斗八升三合 村中所江

さらい并年中 人足百

三十四人壹分五厘代 壹

人ニ付式升宛

八石壹斗八升三合

但高壹石ニ付三升壹合五勺宛

十二月取立夫々相渡申候

惣百姓頭振面割米之事

一、八斗 肝煎扶持米式石四斗之

内三ノ壹

一、五斗三升三合 走り請米壹石

六斗之内右同断

八石三斗三升三合

内三斗九升 丸面三人 壹人ニ

付壹斗三升宛

三斗式升八合 二番面四人

壹人ニ付八升式合宛

壹斗式升 三番面三人 壹人

ニ付四升宛

壹斗五升 四番面五人 壹人

ニ付三升宛

式斗九升七合 五番面十一人

壹人ニ付式升七合宛

四升八合 六番面式人 壹人

ニ付式升四合宛

右之通立候て割符仕取立申候

家掛り米之事

一、式升式合 回り藤内請米半立

一、壹斗壹升三合 山伏宿米半立

一、式斗四升 乞喰宿米丸立

一、五升 金屋本江宿米半立

八斗式升八合

内壹斗八合 壹番家掛り四人

壹人ニ付式升七合宛

壹斗五合 二番家掛り五人

壹人ニ付式升壹合宛

壹斗七升六合 三番家掛り十

一人 壹人ニ付壹升

六合宛

四升 四番家掛り四人 壹

人ニ付壹升宛

八斗式升九合

壹合 割直

右之通立候て割符仕取立申候

註(一) 若林『加賀藩農政史の研究上』三二九頁

(二) 『富山県史・通史篇Ⅲ』七三七―三九頁

(三) 砺波市鷹栖、今井勝一氏蔵

(四) 右同、柴田吉郎氏蔵

(五) 『金子文書』一六六頁から「寛文六年太田村高物成帳」を載

せ、二〇石以下の百姓も出るが、同村は明暦期から庄川東

遷のため村高が蚕食される事情がある。百姓数一戸増。

(六) 若林『加賀藩農政史の研究上』三五四―六七頁、坂井『加

賀藩改作法の研究』五〇〇―一七頁

- (七) 若林『同右』三八一頁
- (八) 小田吉之丈『加賀藩農政史考』刀江書院 昭4 一五五頁
- (九) 小田『右同』三三七頁
- (一〇) 『石川県史第參編』一〇三二頁
- (一一) 小田『加賀藩農政史考』三三五頁
- (一二) 青野春水『日本近世割地制の研究』雄山閣 昭57 二一九—二〇頁、若林『加賀藩農政史の研究上』三八一—八二頁
- (一三) 『砺波市史』四六一—六五頁
- (一四) 青野『日本近世割地制の研究』二二〇—三二頁
- (一五) 不動鳴村では藩末期一步が七尺平方であったが、改作法下引継がれたと推測し換算する。
- (一六) 小矢部市水島、加茂清文氏蔵
- (一七) 牧野『土地及聚落史上の諸問題』二六四頁
- (一八) 牧野『同右』二六七—六九頁
- (一九) 『富山県史・通史篇Ⅲ』九一八—一九頁、『砺波市史』四六七—七〇頁
- (二〇) 正得村役場編・刊『正得村史料』昭7 一五三—五六頁
- (二一) 『水島村史』七一—七三頁
- (二二) 小川琢治「越中国西部の荘宅に就いて」(『地学雜誌』三二二—三二六頁)
- (二三) 砺波市鷹栖、今井勝一氏蔵
- (二四) 金沢における当時の米相場場で新穀米一石が、銀五五匁を超すときは、米を購入する下民が困窮を訴え、四二匁に下ったときは、米を売払う士人が難苦した。文化二年十月四二匁、文化三年十月四四匁五分。文化五年は前年の凶作で高価となった。(『石川県史第參編』一二六六頁)
- (二五) 旧村有文書
- (二六) 十篇に旁が勺の中に古らしい字、不明。

三、藩末期の散村の農地の所有と耕作

実態

藩政末期の散村における農地の所有と耕作の關係を示す一村悉皆の資料がある。「万延元年(一八六〇)不動鳴村御田地請卸シ暨御収納米帳」である。すでに不動鳴村の当時の農民構成を(第10表)に、全農民の持高・開作高を(第12表)に表示したので、今更の感を与えるが、この史料に何が記載されているか、原文を提示する。ただし代表例の、居村地主一名、小作農一名、他村よりの懸作地主一名の、それぞれ關係する部分だけ抄出する。そのさい農民名を記号化し、同村東領の住民をローマ字大文字で、西領民を小文字(cを除く)で、懸作地主を片仮名で表わした(第15表)参照)。

(表紙)

万延元年(一八六〇)申八月改之御田地請卸シ暨(及)御収納米帳

不動鳴村

草高

式百六拾五石式斗

免三ツ八歩

定納

百石七斗七升六合

口米

拾壹石式斗八升七合

百拾式石六升三合定納口米共

惣高卸付米

式百八石壹斗壹升式合

高壹石之征

七斗八升四合七勺三才六毛宛

惣田下シ米

八石八斗六升壹合

高拾石之征

三升三合四勺壹才二毛

合テノ征

八斗壹升八合壹勺四才八毛宛

(中略)

A

高三拾五石六斗

一、拾五石四升三合 定納

請

高

一、拾五石四升三合 定納

一、 壹石六斗四升六合	イ	壹斗五升貳合	L	貳升七合	B	壹斗壹升六合	i
引地三百九拾七步		同四拾四步八分		右田ノ内八步		引地廿八步五分ノ内	
一、 四斗三升六合	ア	四升壹合	a	貳斗八升	H	貳斗九升九合	O
同百五步三分		引地拾步		右田ノ内八拾貳步		貳百步割五ノ壹 百三十步	
一、 八升七合	エ	壹石三斗四升	E	三斗九升	f	壹斗壹升貳合	J
同廿壹步		家腰壹ノ五 壹反		右田ノ内百拾四步		東三ノ八 六拾三步	
一、 壹斗九升八合	カ	壹石三斗五升	G	七合	K	ノ拾五石貳斗四升貳合	
同四拾七步七分		同壹ノ六 壹反		西領二ノ十ノ内貳步五分		残而五石貳斗五升貳合 出米	
一、 貳斗七合	キ	壹石貳斗壹升	a	九斗七升	E	(一一一名分略)	
同五拾步		同貳ノ四 壹反		同二ノ十一 壹反			
一、 壹石貳斗六升	イ	六斗三升貳合	f	九斗六升	F	六斗壹升	
東三ノ二 壹反		西壹ノ三之内百五拾七步		同二ノ八 壹反		一、 貳斗五升八合 定納	
一、 九斗七升六合	ウ	三斗壹合	D	四斗九升	L	請	
東二ノ九ノ内貳百五拾壹步		東二ノ三ノ内七十八步		貳百步割 壹割		一、 壹斗六升	ウ
一、 四斗七升六合	ウ	壹石五升七合	D	四斗三升貳合	K	屋敷四十七步	
東三ノ六ノ内百三拾六步		東三ノ三ノ内三百貳步		同割九ノ内百九拾貳步		一、 四合	a
一、 七升貳合	C	壹石三斗九升	K	壹升八合	f	引地壹步	
東三ノ十貳ノ内貳拾壹步		東二ノ十 壹反		右田ノ内八步		一、 三升貳合	D
一、 壹升五合	g	壹石四斗	a	三升五合	C	引地七步七分	
鐵田越米之内		西ノ二ノ四 壹反		東三ノ三ノ内拾步		一、 七升三合	K
一、 八升貳合	オ	壹斗八升五合	H	付米	村b	同十七步三分	
右同断		東三ノ四ノ内五十三步		七合		一、 八升七合	C
ノ貳拾石四斗九升八合		六升	G	東三ノ四貳步不足代米	同	同廿壹步	
内卸シ		右田ノ内十七步		三合	同	一、 壹升貳合	B
四升六合	H	壹石壹斗八升	d	西壹ノ二壹步不足右同断		同貳步九分	
屋敷十三步六分		西三ノ十一 壹反		壹斗三合	J	一、 壹斗四合	B
壹斗六升	O	貳斗六升三合	C	引地廿四步八分總下シ		同廿五步壹分	
同四十七步		西三ノ二ノ内七十七步					

一、 壹斗壹升六合	同廿八步	一、 壹斗壹升六合	同廿八步	一、 八升六合	同廿步九分	一、 壹石三斗壹升	家腰二ノ壹 壹反	一、 九斗七合	西二ノ十二之内式百三十五步	一、 三斗九升	西三ノ二之内百拾四步	一、 六斗三升式合	西壹ノ三之内百五十七步	一、 六斗八升五合	西二ノ七之内百八十步	一、 九斗六合	西領二ノ四 壹反	一、 四斗八升	式百步割十一 壹割	一、 四斗式升	半反割十一 壹割	一、 壹升八合	式百步割九ノ内八步	一、 壹斗九升九合	引地四拾八步
b	d	F	g	エ	イ	A	A	C	イ	A	A	A	C	イ	ウ	ア	A	B							

一、 七石壹斗式升壹合	内卸シ	六升八合	籤組越米	式合	屋敷米当り	七升三合	引地拾七步五分	八升七合	屋敷廿五步九分	壹斗六升	同四十七步	七升壹合	家腰割十九步五分五厘	四斗六升式合	残而六石六斗五升九合	(一九名分略)	キ	高三石壹斗壹升三合	一、 壹石三斗壹升六合	定納	請	一、 五斗九升五合	籤組越米	一、 壹斗四升式合	同断	一、 式升	出米	
C	イ	i	J	N	Q	イ	イ	J	Q	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ

一、 式石七升三合	内卸シ	六升式合	屋敷十八步式分	式斗七合	引地五拾步	式斗四升四合	同五十九步	壹石七升七合	東二ノ八之内式百七拾五步	三斗三升三合	右田之内八拾五步	三斗六升八合	西三ノ四之内百八步	五斗七合	右田之内百五拾式步	三斗七升五合	右田之内百八步	式升八合	三石式斗壹合	残テ壹石壹斗式升八合	過上米	過上米合	三拾九石五斗五升七合	定納口米	百拾式石六升三合	御蔵入	町蔵入	合百五拾壹石六斗式升
a	a	A	A	a	a	H	b	J	C	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア	ア

三合	私上	百姓中持高手作二仕分調理出申所	(中略)	A	一、 三斗三升五合	屋敷九拾八步四分	一、 四石八斗九升八合	引地千八百八拾三步式分	一、 壹石四斗七升	東壹ノ十二 壹反	一、 壹石八升九合	東二ノ三ノ内 式百八拾式步	一、 壹石八合	東三ノ四ノ内式百八拾八步	一、 壹斗六升八合	東三ノ二ノ内四拾八步	一、 式斗六升七合	西三ノ式ノ内七拾八步	一、 壹石三合	西領壹ノ十ノ内 三百五十七步五分	一、 壹石三斗壹升	家腰二ノ八	八三郎ノ亥年ノ	一、 八斗壹升八合	西壹ノ三ノ内式百三歩	右同断	一、 四斗式升
----	----	-----------------	------	---	-----------	----------	-------------	-------------	-----------	----------	-----------	---------------	---------	--------------	-----------	------------	-----------	------------	---------	------------------	-----------	-------	---------	-----------	------------	-----	---------

半反割壺ノ一	壺割	
拾貳石七斗八升六合 (一八名分略) 合四拾五石八斗壺升壺合 (中略) 惣田請下シ人々作田之事 一、貳石貳斗六升三合	a 請 子之年b 請	一、八斗七升 内四斗貳升五合 貳斗九升 一、四斗九升三合 内壺斗四升五合 五升五合 七升 貳斗七升 貳斗貳升三合 (後略)
内四斗五合 壺斗貳升 貳升貳合 貳斗四升七合 壺石七斗壺升五合	f 下シ e 下シ d 下シ 手作	A 請 i 下シ f 下シ C 請 f 下シ d 下シ P 下シ 手作

若干の解説を加える。加賀藩の農村は、改作法・切高仕法とともに田地割制度のもとにあった。碁盤割ともいうこの農法は、一村内田地の地味の差を平均させるため、二〇年ごとに百姓耕作の田地を籤により割り改めることである。このとき、高持百姓に希望の場所に苗代を定めるための「引地」を高百石に六反の割で認め、居屋敷と引地を除いた村内残余の田地が「籤地」として百姓全体に分配された。また、「惣田」というのがあって、特殊の薄田を籤外に置き、一村の共有とし、その卸年貢は村の万雑に加えた。

居屋敷は、もちろん貢租の対象であるが、農民の持高階層によってその面積が規定されたが、没落した者が前からの広い屋敷を持ち続けることもあったようである。同村は最小級が四七歩(約二一〇平方メートル)であるが、屋敷の高を一部しか所有しないか、全く所有しない者が多かったから、宅地を地主から貸受け、もちろん卸付米を支払った。引地は、前記引用例の地主、居村・懸作とも高一石に三五歩の割

合で、藩の規定よりはるかに多い。念のため他の居村上位百姓四名がそれぞれ平均が三五―三三歩、懸作六名中五名の各平均が三五―三二歩であるが、一名だけ二二歩がある。Aは、自作引地一、一八三歩二分・請作(小作)引地六一歩二分の計五反三歩九分が全耕作面積一町二反四八歩二分の四一・二%に当たる。外に六三歩三分を小作に卸す。持高一〇石八斗のaは一町三反一一五歩一分耕作したが、自作引地三七八歩・請作引地一、一〇九歩九分の計四反四七歩九分が耕地の三一%に当たる。前記引用例の、純小作fは引地一六九歩四分が耕作面積五反二〇三歩六分の八・五%に当たる。懸作の比率が村高の四一%にも達する当時の同村では、懸作地主の引地も籤外であるから、小作人の指定する場所に置かれるため、居村農民の耕地中に引地の占める割合が極めて大きくなった。なお、引地の農民側の要件は、良田であり、自家からの距離は二次的であった。次に、籤地について、一反単位の田地の群に「東一番割一番」、「西一ノ一」のような番号が付され、籤によって所有が定められた。二百歩割・半反割のものもあるが同様である。多くの枚数の田を組合わせるため一枚の田を分けることもあった。それでも過不足があるときは籤組越米、付米を出入して決算した。現存史料の関係で異なる田地割のものを掲げることになる。

(表紙)

文政十一年(一八二八)	一、拾貳間五分	同西切打土居
三番割本帳	四間六分	水分切り
子十月 不動嶋村	一、五間九分	右田之内
東壺番 宗右衛門	一、七間七分	
七間壺分	一、七間七分	同土居之外
五拾四歩	四間九分	四郎兵衛引地

中田水分け切	一、七間七分	同土居之外
小倉嶋土居	一、七間七分	同土居之外
宗右衛門	一、七間七分	同土居之外
不動嶋村	一、七間七分	同土居之外
三番割本帳	一、七間七分	同土居之外
文政十一年(一八二八)	一、七間七分	同土居之外

一、三拾八歩 一、拾三間三分 六間壹分 八拾歩 一、壹歩 一、拾貳間八分 四間九分 一、九間 五間七分八厘 一、五拾貳歩 合三百六拾歩 貳番 四郎兵衛 一、四間貳分 七間六分 一、三拾貳分 (後略)	之下水口 同下 同小田 同川南水口 同下田二而切 付	西式番割壹番 一、七間八分 一、貳間貳分 一、拾七歩 一、拾貳間八分 一、五間八分 一、七拾四歩 一、拾貳間三分 一、拾間 一、八間貳分 一、貳間七分 一、貳拾貳歩 一、拾六間貳分 一、七間六分六厘 一、百貳拾四歩 合而三百六拾歩 貳番 一、四間七分 一、貳間 一、九歩 (後略)	宮ノ前道ノ下 同下宮ノ背戸 同西 同所上 同道ノ上東ノ 田二而切付 宮ノ前一水口 下切付
--	---	--	---

(表紙)
 嘉永元年(一八四八)
 西式番割本帳
 申十月 不動嶋村

東西に長く菱形の不動嶋村のやや西寄りに小宮川(苗加用水排水)が貫流するが、その東に川原とよばれる無家帯があり、旧宮川の跡と思われる辺りが同村の東、西領の境界と思われる。例示したように、田地割の東三ノ一、三ノ二、三ノ三……、西二ノ一、二ノ二、

二ノ三……はそれぞれ地続きの並び地と考えられる。同村に「家腰割」があり、誰の所有であつても、全農家に一反宛農耕できるように割当てられる。左に例示するように、文字通り農家の周囲の田地群一反である。所謂「カイニヨウ(カイニユウ)」をめぐらす砺波の散村において、農家の宅地に続く田地が日照、通風を遮蔽されるため農耕上嫌われることと、反面、農家に隣接する土地がその家にとり何かと便利であることが理由であらう。藩の「天保九年(一八三八)田地割定書申渡」にいう「蔭引等村定之品々」に相当するのであらうか、独特なものである。

(表紙) 文政十一年十月八日 陰割代付目利帳 不動嶋村 孫左衛門 一、六歩壹分 一、五歩 一、三十一歩 一、四十歩 一、七十七歩 一、三十八歩	屋敷ノ道 同西藪之切 坪田 同所東ノ田 同西ノ田 同下条田	一、三十七歩 内廿四歩九分 一、十九歩 一、五十三歩 一、十九歩 一、十歩 一、廿九歩 一、三百六拾歩 (後略)	西并 切出ス 苗代西ノ田 同上小田貳枚 苗代ノ上ノ田 橋爪貳枚 柴地ノ上 同所ノ東三角
---	--	--	--

前記の何れの例をとつてみても、水田一筆の面積が極小のものが多いことに注目される。緩傾斜の扇状地面を水平面にするための小区画なのか、耕土の深さを同一にするためなのか、また、開拓が少し宛切添えられたという過程を示すものか、それとも当時の水路事情からの灌漑能力の限度なのか、よくわからない。ともあれ特徴的である。

不動鳴村田地請卸シ及収納米帳末尾近くにある惣田とは何か。冒頭の「惣田下シ米 八石八斗六升壹合」は、七年前の不動鳴村嘉永五年分村方諸事算用相済申帳の「八石八斗六升壹合 惣之田卸米の高」とも一致し、永く続けられていたことを示す。惣田は、村内田地一反の卸付米が、最高一石四斗六升から最低七斗五升六合まで、生産力に応じて差があり、禁令もあることゆえ、水田でなからう。

村内に灌排水用の小河川が五本流れるが、その護岸・疇畝がかなり広く、多分、疇畝に接する水田の耕作農民がその一部を畑作に利用したものであろう。惣田の大部分が有力百姓が請けているのは、田地に隣接する疇畝であるからであらうが、また、そのような田は将来開拓の余地を残し、さらに現在採草地でもあり、好んで求めたと伝える。なお惣田卸米の中に、他村の用水路通過料「江代」一石一斗七升九合が含まれる。惣田の内訳の記録が残らないが、これもまた極小面積の畑が数多くあり、農民過多・土地不足の世情を物語っている。

万延元年不動鳴村田地請卸シ及収納米帳は、いろいろなことを知らせてくれる貴重な資料であり、所有と耕作の関係を全農民・全農地について記載しているから、これらを一覽にしたのが〈第15表〉である。

〈第15表〉において、同村東領に住む農家はアルファベットの大字で、西領の農家は小文字で、他村からの懸作地主は片仮名で記号化し、前出の本帳の原文例のものと同じである（五〇―五三頁）。各農家の所有・卸付は縦の列に、耕作・請作（小作）は横の列に表わす。従って太線内は持高手作を示す。各欄の数字は該当者間の卸小作田地の合計面積である。面積の単位は、一歩が七尺平方、一反が三六〇歩である。各欄の文字は当該田地の所在村域・分類を表わし、「東」は同村東領に、「西」は西領に所在し、「引」は引地、「家」は家腰割、籤田は東・西・家で示され、記入のないものは東西不明のものである。各文字は面積の順に左から列挙してある。なお、二本線内の単位は石で、持高・開作（耕作）高・惣田請高は石高で示

される。

所有、利用の分離と耕地の集中

及していること。

不動鳴村の耕地は、惣田を除いて、一五町六反半（約二五・三ヘクタール）である。隣村農民の小作地若干を除いて、村内農家二六軒の平均耕作面積が六反弱（約一ヘクタール）である。最大が一町三反余（約二・二ヘクタール）、約二ヘクタールの農家が三軒、一・五ヘクタール以上の農家が二軒、一ヘクタール以上の農家が四軒である。五〇アール以上の農家が一二軒、五〇アール以下の農家が五軒である。

当時の農業技術をもってしても、一ヘクタールの水田は普通農家の家族労働で耕作が可能であつたらう。当時婦人は田植え以外の農作業をしなかつた、と伝えるが、自家男子労働力だけで充分でなかつたか。二ヘクタールの水田耕作には、自家労働力の外に、年傭労働者（毎日、三日に二日・隔日等）二人位が必要であつた。この中間規模の農耕には年傭一人乃至日傭臨時雇用があつた。〈第12表〉からいえることは、一九世紀中葉には、Aやaのように往古の大規模手作経営を年傭二―三人規模経営にまで縮小している。そして、B、C、bのように、新興の農家の農耕面積拡大の意図もこの限度を越えられない。それは、小作制度の普遍化により、家族農業の範囲を大きく越える農耕経営がもはや有利ではない、という情勢になつていたからではないか。

不動鳴村はこの頃村高の四割も他村の地主に明渡していたから、小作農が多かつたのは当然である。しかし、他村に懸作できる地主が輩出した鷹栖村も、万延元年の村内百姓一人当り村高が不動鳴村と同じであるから、土地なき農民が貧乏な不動鳴村と同様にいたの

g	K	h	L	M	N	O	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	惣田積	開作高	農家
297.6	123.7	110.5	3.15	2.1	2.1	.7	13.80.8	23.355.1	14.163.9	6.19.6	41.6	4.74.4	2.117	7.674	265.2	家
							3.57.2 西引	1.47.1 西引	1.162.5 引			272 西	59 引	1.716	23.41	a
							105.3 引	2.37 引東	1.27 東	21 引		47.7 引	50 引	.155	22.47	A
7.2 引							1.9 算	3.46.3 引東西	38	1. 東		107 東		2.369	22.77	B
17.5 引								1. 東		273.6 引	41.6 引		108 引	.223	20.64	C
							1.118.3 東引		273 西			253 東	108 西		17.14	b
							1.200 東	1.150.8 東引	1. 東					.068	11.24	D
								2.3.2 西引		2.3 西引				.143	14.41	d
							53 東								7.76	E
							1. 東							.1	7.05	F
135 西							1. 西		1. 西					.265	7.46	e
							235 東		1. 東			206.7 引			10.65	G
84 西								1.200 西	1.91 西東				85 東		8.96	H
								1. 東				1. 東	275 東		7.55	I
20.9 西	175 引						180	1.285 西	200	1. 東				.84	9.48	f
	62 引	93 東						221 東	143.7			88 西	152 西	.008	6.42	J
										1. 西					3.96	g
	44.2 引						131 引	1. 東	1. 東					.69	9.64	K
			3.15 引						180						4.75	L
				2.1 引				2.122 西東						.004	6.67	M
					2.1 引				1. 西						3.59	N
						.7 引			1. 西						3.96	O
		17.5 引					1. 西			82 引					8.92	i
								2.180 東西	1.169.7 西			180		.845	9.58	j
33 東							1.72 西東	1. 東	232 東					.07	5.49	P
							180								2.77	Q
								142 東						.218	2.20	R
								236.7 引							1.21	イ
										87 引					.41	ク
															.58	ケ
1.3	.5	.5	.09	.06	.06	.02	22.055	39.879	23.883	10.768	1.191	7.269	3.113	(他村から)	4.46	3名

〈第15表〉万延元年(1860)越中国砺波郡不動島村における農地の所有と耕作の関係

単位：歩＝7尺四方＝4.5平方米、太字は反＝360歩＝16.2アール、 内は石、 内は持高手作。

各下欄の文字は、当該田地の分類と所在地域を示し、「東」は同村東領に、「西」は西領所在。「引」は引地、「家」は家腰割、籤田は東・西で表わし、記入のないものは東西不明。各面積順に左から列記し、太字は1反以上。

農家	屋敷	耕作田	a	A	B	C	b	D	d	E	F	e	G	H	I	f	J
持田	4. 82.05	156.177.46	6.246	20.216	12. 51.3	29. 18.6	11.215.5	2.187.95	1.256.55	2.138.25	1.192.1	1. 98.85	100.9	109.35	3.85	39.01	153
a	96.3 西	13.159.9	2.218 引西	2. 10 家西	1. 西	1. 西	60.1 引										
A	96.4 東	12. 48.2		8. 99.2 引家西			21										
B	96.7 東	13.222.7	2. 家西	8 西	4.109.2 西引家	1.210 東引				48 東							
C	134.5 東	10.303.8		87 西引	273 東	7.100.6 東引		28 引	32.55 引	17.5 引	28 引	16.45 引					
b	97 西	9.235.2				348.5 西引	5.214.4 西引家										
D	64.3 東	6.293.6		1. 20 家	239 東		1. 東	43.8 引									
d	54 西	6.224.7		1. 西	1. 家	1.180 西		130 西	37.5 引	27 西	124 西	80 西		88 東			
E	57 東	5. 37.25		2. 家西		1.277 西東				187 西引	26 東	24.25 東					
F	57 東	4. 83.2		1. 西	121 東	1. 39.4 東		92.7 東		48.5 東引	43.8 引	97.8 東					
e	47 西	5. 10.65			88 西	2. 家西	46 西			71 西	47.8 西	3.85 引					
G	59.2 東	6. 54.2		1. 17 家東	87 東	165.6 東	129	1. 48.25 西東引				96.5 東引	100.9 引				
H	48.25 東	6. 3.85		135 西東		1.209 家引			205 西					3.85 引			
I	47 東	4.269.85			1.200 西	151 東									3.85 引		
f	47 西	5.216.6	1 西	279 西引	76 引	201 西引	28 引	7.7 引	28 引		17.5 引						
J	47 東	3.292.5	19 西	87.8 東引		1. 家			146 東								
g	47 西	2.275				1.275 家西											
K	47 東	5.332.3		1.194.5 家西	62.1 引	1. 西		125 引									135.5 引
L	47 東	3.223.15	1. 家	200		1.200 西											
M	47 東	4.102.3			180	1. 58 西		6.2 西		94 西							
N	47 東	1.329.11			144 家		144 家				19.5 家					19.51 引	
O	47 東	2.272.7		130	1. 家	68 東				70 西		4 引					
i	47.2 西	5.236.8	1. 8 西	28.5 引		2. 家西	1. 西	20.3 引				28 引		17.5 引		17.5 引	17.5 引
j	47 西	5.172.7							167.5 西		195.5 西						
P	47 東	4. 51.5				181.5 引				245 西		8 東					
Q	37 東	1.180					1. 家										
R	11.2 東	1.142				1. 西											
イ (他村)		236.7															
ク (他村)		87															
ケ (他村)		125				125 引											
草高	265.2	10.8	35.6	19.6	51.0	21.0	3.35	2.8	2.8	2.55	2.36	.7	.61	.11	.61	.5	

上表中の、草高・開作高(石表示)は屋敷も含むが、持高・耕作田(反歩表示)は宅地を含まない。

であり、かれらもまた小作か地主からの雇用以外に生計の方途がなかったのである。従つて、小作制度が整備されていた藩政末期、地主は、辛苦の多い持高手作よりも、小作に卸して作徳米を得る方が安易であつた。

耕作面積の半分以上の所有面積のない家を小作農とすれば、不動鳴村の農家の約八五%が小作農であつた。この外、小作農の二、三男で地主の年季奉公に出る者があつたらう。

(二)各地主の所有地が分散していること

三石以上の地主は、居村、懸作を問わず、全員が所有地を東、西両領に分っている。このように所有地が分散するのは、田地割制度で籤により割替えがされるため、所有地を地主の意志で選択できないから、分散所有は当然のことである。

(三)自家所有地と自家耕作地との同一が少ないこと。

この村では、開作（耕作）高より持高が多い百姓はA・C・bの三家しかなく、Bが両者接近であるから、当然の帰結である。いまこの四家の、自家耕地中自家所有地の占める百分比を調べ、さらに自家所有地を小作地として卸付ける百分比を算出し、括弧中に示すと、Aが六八・二（五九・八）、Cが六七・一（七五）、bが五八（五一・八）、Bが三二・五（六四・六）各パーセントである。

次に、小作農で一ヘクタール以上耕作する五家について同様の百分比を調べると、aが一五・九（六六・八）、Dが一・七（九五・二）、dが一・二（八〇・二）、Gが四・五（〇）、Hが〇・一（九七）各パーセントである。

これによれば、持高が開作高の二・四七倍のCと、一・五八倍のAとは、ともに自家耕地のうち自家所有地が三分の二強を占める。

しかし、持高が開作高より少くなればなる程、所有と耕作とが遊離する。上位地主層の所有と耕作の一致の割合が相当高いのは、不在地主が多い同村において籤替え後何らかの談合があつたのではない

かと疑わせる。村高が全部村民に所持されていればこうならなかつたのではなからうか。

藩末の農村において、小作制度・田地割制度の下で、少数地主の土地兼併と農民の細分が存在するために、農地の所有と使用とが広汎に分離したのである。

(四)各農家の耕地が割合に集中していること。

田地割の籤組みは一反単位で番号が付せられ、続き番号の地が概ね隣接するらしいこと（五四頁）から、この籤組み番地を手懸りに各農家の耕地のうち籤地の位置を（第15表）から見ると、東・西両領に分散するものの数が、全農家二六軒中一八軒に及ぶ。しかし、東西境界附近、すなわち村の真中にある農家が一〇軒近くあり、また当時の居処が今日不詳の家もあり、東・西両領に耕地があつても遠く分散していることにならない場合がある。そこで本帳の記載から各農家の耕地の籤組み番号を摘出し、それから集中・分散の状況を検討する。一反が二軒以上の農家に分割されることもある。

西領の農家が比較的に纏っている。aが西一ノ五・一ノ六・一ノ九・一ノ一・二ノ三・二ノ四・二ノ五・二ノ九・三ノ三。bが西一ノ二・一ノ六・二ノ五・二ノ八・二ノ九・三ノ三・三ノ四・三ノ五・東三ノ一。dが西一ノ四・一ノ七・一ノ一〇・二ノ一・二ノ二・三ノ一。eが西一ノ四・一ノ九・一ノ一・三ノ五・三ノ六。fが西一ノ三・二ノ四・二ノ七・二ノ一・二・三ノ二。gが西一ノ五・三ノ五。iが西二ノ二、二ノ五・二ノ六・二ノ七・三ノ七・三ノ九。jが西一ノ一・一ノ八・二ノ一〇。東領では、東端のDが東一ノ一・二ノ一・二ノ五・二ノ三・二ノ四・三ノ三とよく纏っている。他はAが東一ノ一・二ノ三・二ノ九・三ノ二・三ノ三・三ノ四・三ノ六・三ノ一・二ノ二・西一ノ三・一ノ一〇。Bが東一ノ九・一ノ一・二ノ一・二ノ二・三ノ三・三ノ七・三ノ一・西一ノ一〇・三ノ一・二。Cが東一ノ三・一ノ九・二ノ一・二ノ六・二ノ七・三ノ一。

三ノ三・三ノ二・西三ノ二・三ノ四。Eが東一ノ八・三ノ五・西二ノ一・二ノ七・二ノ一。Fが東一ノ六・二ノ二・二ノ五・西二ノ八。Gが東一ノ三・一ノ四・一ノ五・一ノ九・三ノ五・西一ノ二。Hが一ノ一〇・二ノ八・三ノ四・三ノ八・西一ノ二・一ノ五・三ノ二・三ノ八。Iが東一ノ七・一ノ一〇・二ノ八・西一ノ七。Jが東二ノ六・二ノ七・三ノ八・西二ノ九・二ノ二・三ノ三・三ノ四。Kが東三ノ一〇・西二ノ一〇・三ノ六。Lが西二ノ三。Mが西一ノ二・二ノ二。Nが西一ノ一。Oが東一ノ九・西二ノ二。Pが東一ノ八・二ノ九・三ノ五・三ノ六・西三ノ六・三ノ一〇。

当時の番割本帳の一部しか現存せず、それに記される個所も今日ほとんど見当がつかないため、各農家の耕地の分布状況は、籤地の番号でしか判断のしようがなく、それに各自の引地の個所も分らず、これ以上のことは不詳という外ない。ただ、有力な百姓が自家近くにかなり自耕地を纏めていたらしく感じる。ただし、新興の拡張意欲旺盛なBの耕地が分散的であるのは、比較的近い時期に兼併したからでないか。弱力そうな小作農の多くが比較的自家近くに耕地を集中していたらしいことが窺える。とくにiが纏っているらしく見える。しかしH・J・K・O・Pのように狭小耕地を各地に分散させていた小作農があった。

これを要するに、耕地が何人の所有であつても耕作者の住居に近く集中することが一般的であつた。このことは農耕の便という理由から発するものであり、かつ、散村であるがゆえに可能になつたことである。

小作関係の管理

万延元年不動嶋村田地請卸シ及収納米帳は、村が村内の小作関係に深く介入していることを示している。この資料は、第一に、小作関係、すなわち請卸し関係にある田地ごとの小作料、すなわち卸付米を悉皆掲げ、第二に、小作関係にある地主・小作人、すなわち高主・請作人ごと

の小作料の受取・支払高、すなわち過上米・出米を算出して記載し、第三に、不在地主の村内田地所有が多い同村としての過上米総額を出している。第四に、附箋貼付状態から、記載内容が毎年ほぼ継続した、とみられる。

同村の小作料、すなわち「卸付米」は高一石に七斗八升五合弱とある。この内、貢租すなわち定納口米を差引いた、高一石に三斗六升二合余が地主「作徳米」となる。ただし、さらに所謂村万雑の負担がある。同村の嘉永五年分村方諸事算用相済申帳によれば（四六一四九頁）、高一石につき、懸作地主で銀二百四分八厘強・米五升六合強となる。同帳記載のように米一俵が八目六分、一俵が五斗とすれば、高一石に米二斗位になる。この換算米価が安過ぎるように思われるが、この外に、居村高持には家懸り、人懸りの負担がある。従つて、作徳米が丸ごと地主の得分でない。他村の実例は（第14表）にある。

この卸付米は「合盛米」ともいわれ、地主小作の相対で決定するのでなく、村共同体で決定することは、藩が寛政九年（一七九七）天保九年（一八三八）に令している。ただ田地割実施時に惣百姓で合盛を決定するので合盛が次第に増加する弊があつたといわれるが、砺波では不詳である。

次に、小作地についてであるが、小作関係人と小作料が公簿に登記され、しかも（第12表）の同村農民開作高の変遷に見られるように、記録の残る安政四年（一八五七）から明治元年（一八六八）までの一二年間、僅少の例外があるが、変化がない。藩が、貢税確保のため小作農を村落に定着させるため、寛政九年、小作地は正當な理由なく取上げ他の百姓に小作させることを禁ずる等の、小作人保護政策を進めてきた。ただし藩の他地域に実施例のある四年毎の鐵替制は、散村になじまないせい^九か、なかつた。

さて、村肝煎を中心にする村役人が、貢租、村万雑と同様に小作

料の徴収・支払もしたのではないか。この三者は密接な関係にあるから、村内の錯綜した、村人・村地小作関係は相対で処理できると考え難い。他村、とくに遠方の懸作地主は、村内に代理者を設定できたととしても、事態を複雑化させる。村として一括処理する方がより安易・確実であるし、町蔵の利用もあり、村の小作関係管理の一翼として実施されていたのでないか、と思う。ただし確証はない。

所有地は、田地割ごとに特定されるとしても、名儀上のものともなし、村高中の持分を示せばよく、確立された小作関係管理制のもとでは、用益地が固定しておればよく、小作料は実質上持分に比例して分配される。農家が自家附近に耕地を集中することが望ましい散村において、加賀藩の小作関係管理制と田地割制とを巧に調和させていた。

最後に、同帳に「請之内卸シ、すなわち又小作が、合計七件、一四九歩・卸三人・請六人あり、うち二件延一〇五歩は相互耕地交換で相殺され、従って小口に過ぎない。籤組み一反群中の一枚を自家に近いゆえに又卸して貰つたらしい。

田地割定書

不動鳴村が文化五年（一八〇八）、文政一一年（一八二八）、嘉永元年（一八四八）、慶応四年（一八六八）に田地割した記録があり、鷹栖村が寛政四年（一七九二）、文化九年（一八二二）、天保三年（一八三二）、嘉永五年（一八五二）に田地割したことが間接的史料から知られ、正確に二〇年ごとに実施されているから、これら以前の実施年も見当づけることができる。各村に最終回の田地割資料が現存することが多いが、鷹栖村に「御田地割仕惣歩書上申帳」が、不動鳴村に「御田地割定書帳」が残る。

鷹栖のような巨大村がどんな要項で基盤割を実施したか、興味があるが、全村民捺印の定書があったか疑問でもある。小村と異なり、三百村民の一か所への会同、全員集会での意志決定、村民の捺印の

取纏めが困難である。右の書上申帳は村役人と籤親の連名で、概ね定法に従っている、と思えるが、興味のあるのは実施細目である。筆者は鷹栖村が散村形成の始動地の一つと見当づけているから、同村の田地割定書がないのが残念である。

不動鳴村の定書を左に掲げるが、この慶応四年分について関係資料がこの定書以外に現存しないことも残念である。

（表紙）

慶応四年（一八六八）六月

御田地割定書帳

糸岡組

不動鳴村

御田地割定書之事

草高

一、式百七拾六石

但、籤数拾式本ニ仕、沓本ニ付式拾三石宛。

一、打竿之儀は式間式尺之竿相用可申候事。

一、算者水鳴村次兵衛、竿取人鷹栖村五郎右衛門相雇可申候事。

一、居百姓居屋敷之儀、長百姓・頭振ニ至迄惣田ニいたし卸付可申候。合盛之義者、先御田地割合盛米等ニ見競、相極仕可申候。卸付

米之義者、村役人方江取立、惣田米高割符仕可申候。尤、西北木植

詰間敷候。且又、打立候節手加減を以相延候願之義は一円相成不申、

尤、嚙代杯申立、竿目指除候様之義者仕間敷候事。

一、居屋敷蔭之義は、西北式間通宛打渡、右歩数前ケ条同様ニ卸付

米、惣田米高ニ割り付可申候。尤、蔭引にと其木植付申間敷候事。

但、嚙竿目三分宛相立可申、若其統少々之空地在之候ハ、打揚、

其人江卸可申候。尤、境嚙相渡不申定候。且又、屋敷廻自分江筋

は抜申間敷候事。

一、居屋敷歩数之義は、持高五拾石以上を百拾歩宛、五拾石より式拾石迄六拾歩宛、式拾石より小百姓等迄四拾五歩宛と取極可申候事。

一、居屋敷打定之節は竿先ニ鎌為掛可申候事。

一、引地之儀は、御定之通り高百石ニ付千七百五拾歩宛引取可申候。引仕廻切付之儀は、一ヶ所ニ而横切ニ一任候。是迄之引地田壹枚之内切高等在之分は切分可申候。併、其儀相并不申候ハ、相談之上歩數高之者又は籤取ニ而茂仕、引可申候。尤、壹枚限り引取可申候。

大田ニ而切引は仕間敷候事。

一、引地疇之義は、田並境疇竿目三歩宛、且又江添を四分宛可申候事。
一、引地水口之義は、先江を相開可申候。引地引替新引地と新江立渡申間敷候事。

一、引地打渡候跡ニ而引替者堅為致申間敷候。尤、御定之歩數之外引替仕間敷候。替田之義は相談之上可申候事。

一、引地引替不仕而は不相成者有之候ハ、引場所相選、故障無之場所ニ而為引替可申候事。

一、屋敷替仕者は、跡屋敷開立、類地之田形ニ仕、相渡可申事。且又、分散仕跡屋敷之手継も無之者、跡屋敷之義と惣高も開立可申候事。

一、籤地何割ニ而茂拔籤仕間敷候。且又、算違等ニ而過不足在之候時は、田添ニ而取替可申候事。

一、新屋敷相立申時は、村役人・百姓中納得之上打立可申候事。

一、籤組合百姓当歩、籤仲間相談仕、御田地上甲乙下見斗、甲乙無之様籤分可申候事。

一、籤田打立之節、其割ニ田秤見斗、田組甲乙無之様振分、百姓中相談之上綿密ニ為打可申候事。

一、引地并籤田、其壹番より末田迄竿先ニ麻木指可申候。尤、籤親壹兩人宛毎日主附竿先見廻、延縮無之様為打立可申候事。

一、蔭打等ニ付も申分之義も在之、引地・籤地共畦木伐、かや不残伐取可申、尤株こぎ間敷事ニ可申候。是以後疇江木植付仕之義不成願ニ可相心得候事。

一、反田畔之義は其作人方江附卸ニ可申候事。

一、両川上江縁之義、畦歩ニ打立可申候。

附り、右之次第等ニ而茂一向相立申間敷候事。

一、屋敷出入道之義は百姓・頭振共一統五歩宛打渡可申候事。

一、呑水堀回、百姓・頭振共一統家一軒ニ付式歩宛打渡可申候事。

一、今石動江之御收納道東之義は畦共竿目壹間宛指除可申候事。

一、同所西道之義、畦共竿目八分宛指除可申候事。

一、神鳴村領境より西鷹栖村領境迄津沢御收納道之義は竿目八歩宛指除可申候事。

一、西水嶋村境より東神鳴村領境迄杉木道并居村孫左衛門下より大栄迄道・矢築場より外輪迄之道・定舎前(地藏様)より小倉嶋迄・在所宮前中道迄、竿目六歩宛指除可申候事。

一、宮川縁之義者畦共竿目八歩宛指除可申候事。

一、荒井川縁は竿目六分宛指除可申候事。

一、上江、東小倉嶋より西大栄之下り所迄竿目五歩宛指除可申候事。

一、大豆田余苛米、百歩ニ付八升宛取米可申候事。

一、麦田余苛米、百歩ニ付五升宛取米仕可申候事。

一、新疇ニは杭三本宛打可申候。尤、杭之義は上田之主より打可申候。

且又、領域之義綿密ニ相改杭打可申候。尤、組御才許所中領域御見分之節、打入可申候事。

一、帳附之義、一日三百文宛相渡可申候事。

一、人足料等之義は高割万雜ニ可申候事。

一、役鉤打・繩引人足之義は一日壹人ニ付米式斗宛相渡可申候事。

但、人足代米之義を高割符ニ可申候事。

一、竿先麻木指之義は、同猶相談之上、居村百姓之内実意之者相選

為可申候。若不正之義在之候へハ何時ニ而茂指除候。慥成者相選、代人相立可申候、尤、算者・竿取人江茂重命可申添候事。

但、料錢之義は一日ニ付三百文宛相渡可申候事。

一、分地人料錢之義一日ニ付六百文宛相渡可申、宿・賄方之義は四百五拾文ニ相極可申候。尤、宿之義は長百姓廻番を以可仕候事。

附り、算者料錢之義は一日六百五拾文宛ニ相極可申候事。

一、竿取賄之義は算者同様ニ相仕可申候事。

附り、料錢之義は一日五百文宛ニ極可申候事。

一、右料錢并飯料算入用錢、高割符ニ可仕候事。

一、引地・籤田打立帳・惣田合盛帳、分地人印章可在之候事。

一、御田地割年限之儀者武拾ヶ年と相定可申候。併、其中ニ而茂御田地甲乙出来仕候ハハ、何時ニ而同苗示談之上御組江申上、碁盤割仕可申候事。

一、村中都（総）而惣江ニ江指植申間敷候。若江差植置候者在之候而江指問候時は、何時ニ而茂こぎ上可申候事。

一、花草（紫雲英）之義、兼而申渡居候通り、当秋一向時申間敷候。若右ニ付申分在之旨申聞候共、一向聞上申間敷候事。

一、御田地割打揚仕候上は、合盛米之義、先合盛米等ニ見競、凶方不正無之様取極可申、且又、卸付之義は、親作も簡札卸付仕、親作・小作村役人方江打寄、請作人先請作田并當時其家内之人数算見計、以後彼是申分無之様誠意を以卸付仕、尤右様取極之上、親作手頃ニ卸付候。〔虫食〕其人御改申上、御請儀請可申候事。

右、私共在所、当秋稻蒨跡も碁盤割仕度旨御願申上、御聞届ニ付、同苗相談納得之上前右ヶ条書之通取極、勿論右定之外村方にて格別立候而茂、一四江揚申間敷候。尤以来御田地方ニ付申分之筋無御座候。依而私共連名仕、定書上申通相違無御座候。以上

不動鳴村肝煎

慶応四年六月

孫左衛門

（以下二三名略）

鷹栖村方掛作

（五名略）

頼成村方同断

（一名略）

長田金石衛門殿

五十嵐豊次殿

註（一）旧村有文書

（二）『加能郷土辞彙』六〇五頁

（三）北陸農政局『富山県農業の展開と経済成長』昭43 六三頁、藩末期越中の数か村の水田面積中引地の割合が挙げられる。不動鳴村の一四・五％は苗加村の一四・二％に近い。

ただし同書は鷹栖村を三一・七％とするが、筆者は六・四％とする（『鷹栖村史』一九七―九八頁）。

（四）『石川県史・第參編』一〇六三―六五頁

（五）小倉幸春「藩末における砺波散村の農地の所有と耕作」『自然と社会』一一号 昭28 富山地学会、石川地学地理学会、福井県地理学会）

（六）高瀬保「加賀藩の米価表」（『日本海地域史研究第一輯』文献出版 昭55 三五七―五八頁）によれば、嘉永五年の福野町平均米価が一石の代銀六六匁とある。これによれば銀二目五分は米三升八合位となる。

（七）青野『日本近世割地制史の研究』二二六―二七頁

（八）青野『同右』二三〇―三一頁

（九）青野『同右』二二二―二三頁

（一〇）『鷹栖村史』一九七―九九頁

四、慣行永小作権

永小作

最近復刻された『大正十年府県別小作慣行調査集成』^(二)は、農林省農政局が大正一〇年(一九二一)時点、全国の県庁・郡役所や町・村役場を動員して全国の小作慣行を調査し、大正一二三年頃に諸府県庁で各府県分を纏めたものを、土屋喬雄氏が集成されたものである。

これによつて砺波散村地域の小作制度を見ると、「永小作」の普及が極めて特徴的である。しからば永小作とは何か、同調査のある回答を引用する(原文の片仮名を平仮名に書改める)と、「永小作の一般に普通小作と異なる点 (1)小作期間の永きこと (2)地主に變更あるも小作権を解除せられざること (3)一般に小作料低きこと (4)小作権の売買及中間利得を得て転売自由なること (5)公租以外の負担は小作人においてなせること (6)永小作権を物上担保に供すること」とある。いま、このような永小作の全国の事情を、同書の記載によつて表示すると(第16表)の如くである。

同書に収録される、美土路達雄稿「富山県小作慣行調査」^(三)によれば、永小作に関する表に、射水郡が三か村、永小作人五七〇・地主八五一・田五二三町・畑二五町・宅地二〇町・登記なし、東砺波郡が一二か村、永小作人六四〇・地主七三六・田二〇二町、登記なし、西砺波郡三五か村、永小作人五五〇四・地主三二二〇・田五〇六六町・畑六一町・登記なし、とある。富山県合計が五〇か村、永小作人六七一四・地主四七〇七・田五七九一町となるから、(第16表)のどの府県も多い。ただし、東砺波郡のうち八か村の統計が空白で、全村一戸の東野尻村のような大口も然りであるから、同郡の数字はもつと多い筈である。ともあれ、全国で富山県が、同県で砺波平野地方が永小作慣行の卓越の普及地域であることが知られる。

では、当時の同県における永小作の特質は、普通小作と異なる点を記載回答によると、前掲の(1) (6)が共通し、さらに(7)小作権価格高価なること (8)小作権を一般に不動産と見做すこと (9)小作人が小作地の土質改善等、その他増収を図ること、である。ただし、全部に該当するものはなく、また永小作権の価格も地価より高いものから売買の慣行がなくて事実上価格のないものまであり、さらに、永小作の厳密な定義がないため、記載例中に混乱がある、との所見が付けられている。

同調査によれば、西砺波郡の多くの村ではこの永小作を「田圃」と称したとあるが、砺波平野中心部の「たんぼ」が何時の頃から慣行永小作権と名付けられた。砺波地方の慣行永小作権と一口にいっても、平野中心部の、権限の強大なものから、賃借権と変らない程弱いものまで範囲が広く使われたよう、地区や時代によつて内容に差がある。

砺波地方の慣行永小作権に関する研究が発表されている。筆者はこれらに付加する新資料を見出したわけでもなく、異った見解を抱くものでもない。ただ、散村の効果を考察する過程上避けられない問題であるから、散村と慣行永小作権の関係について私見を述べたい。

藩末の小作の特質

近代における慣行永小作権の成立を見るためには、藩政時代の小作慣行から出発しなければならぬ。そのため、実態が今日もかなり分る不動鳴村について前掲の永小作と認められ要件から検討する。

(1)小作期間は、(第12表)の一三年間の開作高に示されるように、安政四年(一八五七)から慶応四年(一八六八)まで各農家にほとんど変化がないから、小作地の移動がほとんどなかったが、慶応四年の田地割の翌明治二年(一八六九)に若干の変化がある。だが、一般に小作期間が永かった、としてよい。これは、藩当局が貢税確

<第16表> 大正10年(1921)全国永小作事情(富山県を除く)

地方	府 県	町 村	永小作権者	地 主	田(町)	畑(町)	主 要 起 源	その時期	登記	
東 北	福 島	1					共同開墾			
		岩手	6	498	199	222	408	先祖以来継続小作	近世前期	無
		青 森	5	162	7	24	117	同上、共同開墾		(有)
		秋 田	13	2221	243	2125		共同開墾・埋立		無
関 東	神奈川	山 形	2	380	76	114	6	共同開墾	明治	無
		群 馬	3	107	5	39		先祖以来継続	明治	(無)
		栃 木	4	202	6	81	39	共同開墾	近世末期	無
中 部	静 岡	10	108	22	126	114	共同開墾・埋立	明治	(無)	
		山 梨	5	171	34	14	57	開墾	明治	無
		長 野	11	1352	488	464	555	開墾、共同開墾		無
		新 潟	6郡	213	164	210	1	土地売却時永小作権保留	寛政~大正	(無)
		石 川	17	4570	609	2047	778	同上、開墾	明治中期	(無)
近 畿	福 井	9	150	76	98		同上、同上		無	
		滋 賀	6	1083	341	622	57	同上		無
		京 都	7	343	174	273	115	開墾、共同開墾	明治前期	(無)
		奈 良	9	308	148	107		開墾	近世、明治	(有)
		三 重	16	903	305	263	38	先祖以来継続小作	近世末期	無
		和歌山	12	806	69	81	128	開墾	明治大正	(無)
中 国	大 阪	兵庫	11	542	89	300	29	共同開墾、干拓	近世	
		岡 山	6	67	37	18	3	共同開墾	近世末期	無
		広 島	2	202	11	13	8	共同開墾	近世中期	(有)
		山 口	1	110	5	130	3	共同開墾	明治後期	有
四 国	鳥 取	4	202	109	264	10	開墾	明治前期	無	
		徳 島	5	460	26	357	63	開墾、埋立	近世末期	有
		愛 媛	6	513	153	113	112	開墾	明治後期	無
九 州	高 知	7郡	4877	1209	2475	294	共同開墾、売却時特約	近世	(有)	
		福 岡	5	1	5	1	1	学校実習地	明治末期	
		長 崎	8	839	177	134	325	土地売却時特約	明治初期	(無)
		佐 賀	13	631	169	244	46	共同開墾	明治初期	無
		熊 本	6郡	1986	169	489	491	共同開墾、埋立	明治初期	(無)
		大 分	3	588	72	222	24	売却時特約、開墾	明治初期	無
		宮 崎	4	387		733		共同開墾、埋立	明治初期	無
鹿 児 島	1	1	1	1	1	果樹園設置	大正			
	北海道				2594	8636				

註: 空白は不明。登記欄の()は多少の反対例があることを示す。
 宮城、東京、埼玉、茨城、千葉、愛知、岐阜、香川、沖縄は、「永小作なし」。
 土屋喬雄編『大正十年府県別小作慣行調査集成 上下』から作成

保のため小作農固定政策をとったことと、各農家が散村の利を活かすため自家近くに耕地集中をお互いに希望したこと、による。

同村の万延元年田地請卸シ及収納米帳に附箋貼付が散見され、附箋記載を合計すると、小作地を減らした者一、増した者七、異動田地二二件・六反八八歩となる。減らした者は小百姓・頭振で、増した者は村内大百姓二を含む。ただし自己所有地を取上げた事例が一件もない。附箋貼付の期間は次の田地割の慶応四年までと思われ、附箋で小作地を減らした農家が、開作高を減らさないだけでなく、田地割後の明治二年の開作高を万延元年と較べ増しているものが少くない。しかも附箋で増した村内大百姓は明治二年から開作高を各各四・六石、一・六石減らしている。これから、附箋が示す小作地移動は単年限りで、同帳記載の耕地が尊重されていた、と思われる。明治二年からの開作高の変動は、前年の田地割を機会として、新分家三・復家一があり、頭振のため、村内大百姓五・各本家二から小作地を割与したためであり、併せて、他の農家の耕地拡大の希望も充たした。この間の経緯は全く不詳であるが、ただ同村に「分家があると大百姓は田圃一反を贈与した」との口伝があった、ことを記しておく。このことは〈第12表〉から裏付けされる。

これらを通じて感ずることは、村落共同体が全農家の生活保護をはかり、結果として小作地も保護されていることである。それは村内大百姓の善意とすべきものに支えられるところが大であるようだが、反面、前に見た(五三―五九頁)ように大百姓の我儘ともいふべき耕地の有利な利益振りも罷り通ったのであろう。

(2)地主が変わつたら小作人がどうなるか。右の期間中、万延元年懸作地主から村内の百姓へ僅かの高が移動しているが、関係小作地の小作人は移動してない。これだけから結論を出すのは早計と感ずるが、(1)と(2)の要件は充たされていた、といえよう。

(3)小作料は、合盛米が村落で決められ、藩当局公認の村平均値で

あるから、高低の比較は、無意味である。

鷹栖村では天保五年(一八三四)に合盛米が高一石につき七斗八升四合・作徳米二斗九升四合七勺二才と定めた。それまで定めがなく地主が恣意に小作料を徴収するので、天保三年の田地割の後に、長吉が首唱して訴えたため、決定をみた。長吉は徒党を組んだ筈で新川郡の新開地へ流された。巨各村としての特徴、すなわち三百余の村民の意志を一万枚に達したと思われる水田に通ずる公正妥当な数値に統一すること、の困難さと、莫大数の零細農家を少数指導層だけで統制すること、の困難さとを如実に發揮している。この合盛米は〈第13表〉によれば相対的に低い。

(4)小作権の売買・転売は、不動鳴村においては考えられない。鷹栖村でも藩末期まではなかった。

(5)小作人の合盛米に含まれる公租以外の負担は、村万雑の実例でみた(四六―四九頁)ように村落人として社会生活を営む費用の一部を負担するだけで、高持と格段の差がある。かれらの発言力の弱さの原因の一つでもある。

(6)小作地の小作者の決定は、多分村落か、地主かであった。小作人が自己の小作地を自己の財産として運用することはあり得ない。

従つて、藩末の砺波(散村)の小作慣行は、永小作の要件中(1)と(2)を充たし、(4)・(5)・(6)は該当しなく、(3)は判断できない。

慣行永小作権の成立へ

明治四年(一八七一)の廃藩置県により、加賀藩から解放された後の土地は、従来の高持に所有がそのまま認められ、売買の自由も令された。

旧加賀藩下の農村では従来通りであった。しかし明治八年(一八七五)当地に実施された地租改正は、地券によつて土地の所有権を確認し、課税も草高でなく地価を標準にして、物納を金納に改め、租率を地価の三〇%にした。鷹栖村では藩政期の上納米の見積り代金と同じであった。

さて、明治政府は地主に土地所有権を確認した。地主は小作料を物納させた。だからといって中央砺波の散居方式の農村では所有権の完全行使ができなかった。——かの加賀藩の田地割制度下において、土地所有権と土地耕作権の一致は求められなかった。そのため恐らく自然発生的に、所有権と耕作権を遊離させ、両者は帳簿上合致すれば足りると考え、田地割の度ごとに移動しなくてもよいように耕作者はその耕地を固定化し、地主も小作料取得が確実であればよしとしてこれを容認し、ここに耕作権尊重の慣行が生じた。——

だから明治二、三年の凶作に、鷹栖村肝煎多田茂三郎が困窮した農民に小作地を担保に地主から融資させた。永小作の要件(6)物上担保力としての公認のはじまりである。さらに、明治五年(一八七二)現実に耕作権の売買成立に発展した。のち小作運動指導者となった萩原正清(一八五四—一九二七)が村内虎杖川原開墾を志して住所を移転した際、自己の自作地・小作地を一括して売却した。小作地については買主が疑念をもち地主の承諾を得ることを条件にしたが、とにかく売買された事実が出現した。おそらく合盛米を支払っても耕作者取得分が有利である、技術水準の高まりが背後にあったに違いない。しかるに突如、耕作権を否定すれば抵抗が生ずるのは当然で、砺波地方で地主の地券に小作人の姓名を書入れることを要求して騒ぐものがあつた。明治一〇年(一八七七)地租が地価の二・五%に改正されたので、減租額の分配をめぐって小作と地主との対立が激化し、砺波農民騒動が起つた。この百分三事件で、地租改正により地主に帰した作徳米の増加分は一部小作人に分譲されることとなり、これを分与米という。鷹栖村では減米といい、合盛米一石につき四升の割であつた。これも小作権の優位を確認させる一契機であつた。この事件で首謀者が投獄された。鷹栖村にも逮捕者があつた。永小作の要件(3)小作料の低額固定化がみられた。

砺波地方では、耕作権を「たんぼ」また「うわつち」と称し、小

作人を「うわつちもち」また「たんぼもち」といい、所有権を「たか」また「したつち」と称し、地主を「たかもち」また「したつちもち」という。

さて、明治政府は移転の自由を認めただから、困窮農民の村外移住が多くなり、明治一二、三年頃から北海道移住が各地に始つた。これらの人たちの負債整理と旅費調達のため、かれらの小作地の売買を認めねばならなくなり、鷹栖村第一の地主大矢四郎兵衛(一八五七—一九三〇)が明治一四、五年(一八八一、二)頃に許容したので他の地主もならつた。このようにして、永小作の要件(4)小作権の売買の自由が次第に形成されていく。さきに見たように、藩政時代に村落は共同体として、貢租完納の強迫もあつたろうが、大百姓は小百姓の面倒を見る慣行の上に小百姓を統制していた。だから地主は零細小作農を村外に去らせることができるならば、厄介払いとなる。それも自分の懐を痛めないでできれば一石二鳥であつた。確かに名案であつたが、地主の所有権の制限という代償を伴うものでもあつた。しかし、強力な地主のいた村落では、多くの北海道移住者を出しながら小作権は認められず、小作人は地主に土地を返して移住した。不動鳴村では地主が土地を取上げて小作人に北海道行きを強制したという。鷹栖村の解決法は人道的であり、それ故大矢四郎兵衛の徳が慕われることになつた。

このようにして、永小作として認められる要件(1)~(6)が存在することになつた。ただし(5)について不詳である。とくに(4)と(6)の発祥地が鷹栖村であつた。これは、大村落のため、地主層の支配力に限度があり、一方極めて多数の小作人層は多数というだけで無言の圧力になつた事情による、と考えられる。慣行永小作権が漸次、同村を中心に、社会的に認められた。しかし法律ではまだ認められなかつたので不安定であつた。

北海道移住に際し、同様な事情から、小作権譲渡によつて移住資

金や負債の償却を行った例として、油田村では明治一八、九年頃から、若林村、山田村では明治二二、三年頃からみられ、砺波地方では明治二〇年代が北海道移住による小作権譲渡が最も多く発生した時期であった。

慣行永小作権の確立と拡張

この後、明治三〇年を除いて凶作がなく、次第に増産の傾向もあって、相当規模の「たんぼ」経営が農家経済をとにかく成立させることになったので、中央砺波地方に「たんぼ」の需要が増し、慣行小作権の価格が次第に上昇した。他方、地主側に所有権絶対視や小作人蔑視の観念が根強かった。

明治二七年（一八九四）鷹栖村において萩原正清が中心となり小作組合を結成した。この組織は県下でも全国でも最早のものの一つである。たまたま明治三四年（一九〇一）、同村の一地主が、村会議員落選の腹癒せの行動から、自己の小作者全員三五人の土地を取上げて、第三者に小作させ小作料を増取するか又は小作権を売却しようとした。これに対し、萩原の指導する小作組合が中心となり、頑強に抵抗し、小作者大会を開催して規約を作成し、小作組合・鷹栖農民同盟会の成立を見るに至り、会員は小作面積に同じ積立金を拠出することになった。この明治三四年の争議は、この地主の意図を挫折させて小作側の勝利に終わった。鷹栖村の慣行小作権が追認・確立をもたらしたのである。地主勢力が強かった同村字不動島では、この後ようやく慣行小作権が認められたという。

鷹栖農民同盟規約は全一三条よりなるが、地主、小作関係についての規約は次の通りである。

第十二条 本会員ハ地主ト小作人ノ本分ヲ明カニスルモノトス其要目左ノ如シ

- 一、本会員ハ地主ニ対シ小作米ノ納付ヲ怠ラザルコト
- 二、本会員ニシテ地主タルモノハ従来ノ小作米増加ノ請求ヲ為

サズ又小作地引上ゲハ勿論他人ニ卸換ヘセザルコト但シ小作人ノ承諾ヲ得タル場合ハ此限ニアラズ

三、本会員ニシテ非常ノ災害ニ罹リシ為メ地主ニ対シ小作米ヲ完納スル能ハザル場合地主ニ猶豫ヲ請フト雖、地主之ヲ背セザル時ハ評議員会ノ決議ヲ以テ其会員ノ小作米全部又ハ幾分ヲ救助又ハ貸与スルコトアルベシ

四、地主ニ於テ正当ノ理由ナク小作人ニ対シ卸地引上ゲヲ為サントスルモノアル時ハ全員一同ヨリ従来通り小作セシムル様運動スルコト

五、地主ニ於テ引上ゲタル地所ヲ更ニ本会員ニ卸換ヘセントスルモノハ誓ッテ之ヲ受作セザルコト

六、地主ニ於テ小作地ヲ引揚ゲ自作スル場合ハ本会員ハ其地主ト絶交シ雇傭ニ応セザルハ勿論己ニ雇傭人タルモノモ之ヲ辞スルコト

七、小作米ハ総テ本村組合倉庫へ納入スルコトニ承諾ヲ得ルコト

八、地主小作米ヲ増加請求スルコトアルモノモ従来一定ノ小作率ヲ以テ納ムル外其請求ニ応セザルコト

九、地主小作人ニ其卸地所ヲ売却セントスル場合ニハ相当時価ノ外割高ナル時ハ買求セザルコト

これによれば、同盟会は、小作側の既得の小作権を地主から擁護するための組織であり、攻撃的性格をもたず、防衛的・現実主義的精神で貫かれている、といえるのではない。さらに、地主の加入者もあった。このことは、一見奇異の感があるが、砺波散村一般に見られた前代以来の、所有と耕作の遊離、錯雑した土地所有関係から大地主を除き、大多数の農民は耕作関係において地主・自作・小作の三者を兼ねた場合が一般であった、からである。

鷹栖村の小作権擁護運動は、単に村内にとどまらず、近隣の諸村

へ波及する。明治二九年（一八九六）隣村の東野尻村宇野村島において小作組合が作られ、分与米、小作権の安定に関する約定書が一、二名の署名をもって作成され、従来の小作関係を再確認した。明治三一年（一八九八）出町字太郎丸に野村島同盟会とほとんど同じ内容の、一三五名加入の同盟会が結成された。このように明治三〇年代以降、小作争議はいよいよ組織的農民運動の形態をとった。これに対し、地主側も自らの権利擁護のため小作側に対抗する動きがあった。明治三九年（一九〇六）石動町に土地会がつくられ砺波商會の名儀で発足した。しかし鷹栖村生産者同盟会が中心になり、近隣の関係町村の小作農民に呼びかけて反対運動を展開したため、次第に地主側の結束が崩れ出し、農民側の抵抗が強く、会社の意図した小作地取上げ・小作料引上げの業務執行が停滞し、ついに明治四三年（一九一〇）砺波商會が破産に至った。また、明治四〇年（一九〇七）前記の野村島において、不在地主が分与米の廃止を申入れたので、小作人側はこれを拒絶するとともにさらに団結を強めるため、八八名による農事同盟を組織して同盟条約一八か条を作った。この強硬な姿勢に、在村地主側が小作人側との融和を計るため話し合い、同盟規約一か条を作り、「旧来の村例を維持する」ものとして地主・小作一一名の署名をして締結をみた。ただし、大正初期に鷹栖のすぐ隣の津沢町では、生産者同盟を起こそうとしたが地主側の妨害で結成できなかった。

第一次世界大戦後の大正九年（一九二〇）水島勝満寺において農民大会が開かれ、参集者は、西砺波郡内の鷹栖・水島・藪波・松沢・若林のほか、東砺波郡の五鹿屋・野尻・東野尻・出町などからも参加し、百人にも及んだ。指導者は萩原正清である。激越な演説で小作農民の奮起を煽動し、近隣各町村の小作組合を糾合して、米穀生産者同盟と改組し、組織範囲が東西両砺波にまたがる一大小作組合となった。

このような情勢の大正一〇年（一九二一）に冒頭で触れた小作慣行調査があったのである。当時、慣行小作権がどう認識されていたか。この調査報告から窺うと、「永小作の根本性格は要するに地主が小作地を引上げない事であつて、事実、記載解答は全部此の慣行に永小作の象徴を見て居るのであるが、此は地主の自由意志である場合と、或抵抗に制限せられて居る場合とがあるわけである。（中略）前者は、理論上乃至実際に地主の小作地取上げは自由であつて、唯事実取上げる事稀な為、或は此が或程度の慣行を形成した為、永小作として挙げられたものである。（中略）次に永年小作の慣行が或抵抗に制限せられたものである場合、更に此の抵抗を具体的に見れば種々の要因及段階がある。即、地主が該抵抗を認めて小作権を承認し確乎たる制限が出来たもの、未だ認めないが、即、小作権はないが事実上地主が自由に小作地を卸替へ出来ぬもの（中略）等があるが、分類は甚明確を欠く」とある。一口に慣行小作権といつても法的保護もなく、その構成要件の一律的認識がなかったようである。従つて地域により人により異つた要件設定があった。

次に、永小作発生原因についての調査に、永小作があるとすると全町村のうち、不明とする回答と無答の町村が八割にも達し、寄せられた回答も内容が区々である。この小作慣行調査が他にも多数の調査項目を含むから回答を端折つたためでもあろうが、発生原因の認識が当時既に明瞭でなかった、と思われる。発生原因の回答例をみると、慣行小作権発祥地となつた鷹栖村は「旧来より一旦卸付けたる小作地は取上げざる慣習あり、小作人は乾田を湿田に改め漸次改善して自己所有の如く信ず」としている。藪波村は「明治維新後地割調査なき為、元治元年（一八六四）以来地主猥りに小作人に対し変替為さざるにより、自然現在の如き状態を為せり」とし、石黒村は「明治廿四五年（一八九一、二）頃より地主は小作権を小作に無償にて分与す」とし、東太美村は「永代小作は祖先より小作しつ

あるも地主・小作人間に紛議の兆候あるに依り、明治二十五年前後に於て調査の結果、従来より小作せしものは小作権を有する事に決定し、若し転籍又は移住せし場合と雖も他へ売却するの権利を有する事になれり」とする。鷹栖・藪波の回答が遠因、石黒・東太美が近因を挙げたが、所詮慣行であり、従来から行われて来た小作地耕作のあり方が、近代民法の一物一主原則に抵触するため、妥協的解決策として所謂慣行永小作権が発生し、発展したのである。

散村景観

砺波平野の農村は散居村のゆえに独特の景観を呈し、都市住宅の現状から豪邸といつてよい農家が点在する。現今の散村景観は半世紀前の面目を文字通り一新した。平野部の藩政時代や開拓初期の農村の景観を現況から類推することは難かしい。

藩末期の小農民の住居が現存する。昭和初期まで人が住み、断絶後売却・移転され、今も物置小屋とされている。同家は記録によれば一九世紀前半持高一石五斗、藩末期持高六升、耕作約七石とあるから、普通の小作農民である。〈第9表〉によれば持高一石以下の農民は無高の頭振を含めると、当時の農家二軒に一軒の割で存在した筈である。現存の遺構から同家の住宅の復元を試みると、間口三間半、奥行二間と玄関三乃至四尺、もちろん平屋建てで、萱葺き屋根棟の高さ一四尺、正面は素麵障子、のこり三面は藁と菰を張って窓がまったくなかったようである。内部は、八畳のオイ（広間）と六畳のニワ（作業場兼台所）との二部屋だけで、真中に四寸角の大黒柱が一本立つ。両部屋とも地面のままの土間であり、オイにも板の床がなく土間に蓆敷きであった。いろりはオイにあった。

このような、現況から考えられないような、農家に住む農民が村の半数以上を占める社会があった。明治初期までの砺波の農村の姿である。一七世紀末から一八世紀に砺波平野の散村が形成された、とする筆者の主張の一つの根拠は、こんな農村社会が背景にあると

考えるからである。加賀藩農政の各場面もかかる農村を念頭に置いて理解したい。

明治初年以降一世紀の間に、二部屋土座式住居はどこにもなくなり、広い庭園と幾棟かの建物をもつ農家が散在する風景になった。アジア的貧困そのものの寒村が、土地成金でもないのに富裕そうな農村に変貌してしまったのは、この間、農村過剰人口の流出、慣行永小作権による農家経済の有利化、農外所得の増加などの理由が考えられる。これらの問題は本稿の主題外であり、筆者の力量に余る。ただ、慣行永小作権は農地改革で消滅したが、この奇妙な権利は、散居という特異な集落形態に起源するものであることを指摘し、従って、砺波の散居村は、単に形態上の特色であるだけでなく、そこにある農家の全体的平均的地位向上に大きく貢献した、と結論づけ本稿を終える。

註(一) 土屋喬雄編『大正十年府県別小作慣行調査集成・上下』栗田書店 昭17 (復刻版) 象山社 昭57

(二) 『同右・下』一九〇頁、大阪府。

(三) 『同右・上』七〇―七二頁

(四) 農政調査会編『富山県砺波地方における慣行小作権の構成と農地改革』

北陸農政局計画課編・刊『富山県農業の展開と経済成長』六一―九六頁、九四八―七三頁

(五) 『鷹栖村史』一九五頁

(六) 『同右』一九二頁

(七) 『同右』一九二頁

(八) 『同右』一九三頁

(九) 富山県史編纂委員会編・刊『富山県の歴史と文化』昭33 二八六頁

(一〇) 『砺波市史』六四九頁

- (一一) 『鷹栖村史』一九三頁
- (一二) 逆に耕作権を「したつち」、所有権を「うわつち」と呼ぶところもある。
- (一三) 『砺波市史』七二八頁、北陸農政局計画課編・刊『鷹栖・大島・柵山地区調査報告書』六四頁。『鷹栖村史』一九三頁に明治一七、八年頃とあるが、後の訂正に従っておく。
- (一四) 『砺波市史』七二八頁
- (一五) 北陸農政局『富山県農業の展開と経済成長』七二頁
- (一六) 富山県では明治一五年婦負郡八幡村八町で結成された八町共立会が小作組合の最初のものである。
- (一七) 『鷹栖村史』一九四頁にこの争議を明治三二年とするが、その後の研究により明治三四年に訂正された。『富山県農業の展開と経済成長』九六五頁
- (一八) 『砺波市史』七二九頁、七三一―三二頁
- (一九) 北陸農政局計画課『鷹栖・大島・柵山地区調査報告書』六五―七四頁によれば、鷹栖農民同盟会は、明治三七年の分与米半減、同四〇年の全廃に無抵抗で容認し、自ら生産者同盟会と改称し、農業の改良発展を目標とすることになっている。
- (二〇) 『小矢部市史下』一一〇―一一頁
- (二一) 『砺波市史』七三〇―三一頁
- (二二) 『小矢部市史下』一一頁
- (二三) 萩原正清は、終生小作人で通したが、大正三年一月から同五年三月まで鷹栖村長となった。当時稀有のことであった。また大正八年から同一二年まで西砺波郡会議員であった。
- (二四) 『富山県農業の展開と経済成長』九六七頁
- (二五) 『大正十年府県別小作慣行調査集成上』七六六頁
- (二六) 『同右』七六六―六七、七七〇頁